

自己点検・評価報告書

2016年8月30日

駒澤大学法科大学院

研究科長 署名欄

印

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3	自己点検・評価の内容と結果	4
第1分野	運営と自己改革	4
1-1	法曹像の周知	4
1-2	特徴の追求	8
1-3	自己改革	12
1-4	法科大学院の自主性・独立性	17
1-5	情報公開	19
1-6	学生への約束の履行	22
第2分野	入学者選抜	24
2-1	入学者選抜〈入学者選抜等の規定・公開〉	24
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開〉	29
2-3	入学者の多様性の確保	32
第3分野	教育体制	35
3-1	教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	35
3-2	教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	37
3-3	教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	39
3-4	教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉	41
3-5	教員のジェンダーバランス	43
3-6	教員支援体制(1)〈担当授業時間数〉	44
3-7	研究支援体制	48
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	50
4-1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉	50
4-2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉	56
第5分野	カリキュラム	59
5-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	59
5-2	科目構成（2）〈科目の体系性〉	63
5-3	科目構成（3）〈法曹倫理の開設〉	66
5-4	履修（1）〈履修選択指導等〉	67
5-5	履修（2）〈履修登録の上限〉	69
第6分野	授業	71
6-1-1	授業（1）〈授業計画・準備〉	71
6-1-2	授業（2）〈授業の実施〉	74
6-2	理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	77
6-3	理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉	81

6-4	国際性の涵養	86
第7分野	学習環境及び人的支援体制	88
7-1	学生数（1）〈クラス人数〉	88
7-2	学生数（2）〈入学者数〉	91
7-3	学生数（3）〈在籍者数〉	93
7-4	施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉	95
7-5	施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉	98
7-6	教育・学習支援体制	101
7-7	学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉	102
7-8	学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉	107
第8分野	成績評価・修了認定	111
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	111
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	117
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定）	123
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適格認定〉	123

別紙1	学生・修了者数の推移
別紙2-1	各法律基本科目の内容等
別紙2-2	各法律基本科目の内容等整理表

第1 法科大学院の基本情報

1. 大学（院）名 駒澤大学大学院
2. 法務博士が授与される大学院課程の名称
法曹養成研究科法曹養成専攻専門職学位課程
3. 開設年月 2004年4月
4. 当該大学院課程の教学責任者
氏名 對馬 直紀
所属 法曹養成研究科（法科大学院）
職名 教授（法曹養成研究科長）
連絡先 TEL. 03-5712-4745
5. 認証評価対応教員・スタッフ
 - ① 氏名 松本 英俊
所属 法曹養成研究科（法科大学院）
職名 教授（法曹養成専攻主任）
役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
委員
連絡先 TEL. 03-5712-4748
 - ② 氏名 受川 環大
所属 法曹養成研究科（法科大学院）
職名 教授
役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
委員長
連絡先 TEL. 03-5712-4779
 - ③ 氏名 江森 史麻子
所属 法曹養成研究科（法科大学院）
職名 教授
役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
副委員長
連絡先 TEL. 03-5712-4758
 - ④ 氏名 青野 博之
所属 法曹養成研究科（法科大学院）
職名 教授
役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
委員
連絡先 TEL. 03-5712-4764

- ⑤ 氏名 白木 豊
 所属 法曹養成研究科（法科大学院）
 職名 教授
 役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
 委員
 連絡先 TEL. 03-5712-4723
- ⑥ 氏名 新井 淳
 所属 教務部教務課法科大学院係
 職名 係長
 役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
 委員
 連絡先 TEL. 03-5712-4709
- ⑦ 氏名 指 理恵
 所属 教務部教務課法科大学院係
 職名 主事
 役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
 委員
 連絡先 TEL. 03-5712-4703
- ⑧ 氏名 小椋 正博
 所属 教務部教務課法科大学院係
 職名 書記
 役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
 幹事
 連絡先 TEL. 03-5712-4703

※本件に関する連絡先*****

◆駒澤大学法科大学院

所在地：〒154-0012 東京都世田谷区駒沢 2-1-2-5

郵送先：〒154-8525 東京都世田谷区駒沢 1-2-3-1

TEL. 03-5712-4703/FAX. 03-5712-4704

Mail-to : klawgs@komazawa-u.ac.jp

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

駒澤大学の自己点検・評価制度は、「全学自己点検・評価に関する規程」¹に基づき、学部、大学院を全体とした「全学自己点検・評価委員会」が組織されており、本法科大学院（法曹養成研究科）については、大学院の中の一研究科として自己点検・評価を実施しているが、これとは別に、法科大学院独自の自己点検・評価を実施するために必要な事項を定めた「法科大学院自己点検・評価に関する規程」²に基づき、専門職大学院としての自己点検・評価制度、すなわち第三者評価機関による認証評価を5年ごとに受ける制度を規定している。

今回（第3回）の第三者評価機関による認証評価を受けるにあたっては、「法科大学院自己点検・評価に関する規程」³により定められた「法科大学院自己点検・評価委員会」（2条1項）の下に置かれた「法科大学院自己点検・評価実施委員会」（同条2項）が自己点検・評価報告書（以下「本評価報告書」という。）の作成を行った。そのプロセスは次のとおりである。

1 法科大学院第三者認証評価機関の決定

本法科大学院が認証評価申請を行う第三者評価機関をどの機関にするのかについては、自己点検・評価実施委員会で審議の後、法科大学院研究科教授会、法科大学院自己点検・評価委員会、常任理事会（理事会で決定した事項の執行機関）の議を経て、財団法人日弁連法務研究財団とすることを2015年12月3日に決定した。

2 認証評価実施日程の決定

認証評価申請を実施する時期については、財団法人日弁連法務研究財団と事前に相談のうえ、大学当局の稟議書決裁により、次のとおり決定した。

2016年10月31日～11月2日 現地調査実施

3 自己点検・評価報告書の作成

2016年2月16日開催の法科大学院自己点検・評価実施委員会で自己点検・評価報告書作成の役割分担を決定し、前回（第2回）の自己点検・評価報告書及び評価報告書も参照しながら、自己点検・評価を行った。

本報告書を8月3日開催の法科大学院研究科臨時教授会へ報告、8月26日開催の法科大学院自己点検・評価実施委員会において審議決定の上、本評価申請となった。

¹ 添付資料A5-4 「全学自己点検・評価に関する規程」

² 添付資料A5-6 「法科大学院自己点検・評価に関する規程」

³ 添付資料A5-6 「法科大学院自己点検・評価に関する規程」

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

本法科大学院は、「人に寄り添い、社会と繋がる法曹＝駒澤法曹」を養成する。

すなわち、本学は、曹洞宗開祖の道元禅師の「修証一等」（「修」とは「智慧（物事の本質の洞察）」と「慈悲（あらゆるものを大切に扱う心）」による自己形成をめざすいとなみをいい、「証」とはその理想の姿をいう）すなわち修行と悟りは一体である、理想の「証」は日々のいとなみである「修」の中にこそ活きているとの教えを、教育・研究の理想的なあり方として「行学一如」すなわちただひたすら修行をすることと教えを学ぶこととは根源において同じであると表現し、建学の理念としている。法科大学院設置の理念である「理論と実務の架橋」は本学の建学の理念である「行学一如」そのものにほかならない。本法科大学院は、法曹としての専門技術的な能力にとどまらず、人々を助け社会に貢献する活動をただひたすらに行うことを通じて人や社会に対する共感能力、洞察能力を磨き豊かな人間性を備えることに努める「人に寄り添い、社会と繋がる法曹＝駒澤法曹」を養成することを社会的使命としている。

本法科大学院は、教育基本法、及び学校教育法の定めるところにより設置された専門職大学院であり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の定めるところに従い、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって、司法制度を支える人的体制の充実強化を図るために、法曹に必要な学識及び能力を培うことを設立目的とし、本学の建学の理念である「行学一如」を、本法科大学院においては、「実務と理論の一体性」として展開し、これを架橋する教育をおこない、もって、仏教の高い倫理観に基づき、人間や社会のあり方に関して広く関心を持ち、多様な分野における社会貢献を通じて、不断の自己研鑽に努め、人や社会に対する共感能力、深い洞察能力を高めることができる「人に寄り添い、社会と繋がる法曹＝駒澤法曹」を養成することを教育の理念とする。この教育の理念に基づき、入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）、及び学位授与の方針（ディプロマポリシー）の3つのポリシーが策定されている⁴。

⁴ 添付資料A2-2 本法科大学院ホームページ

(2) 法曹像の周知

養成しようとする法曹像は、本法科大学院の諸活動の原点になるものであるが、以下に述べるような入試パンフレット・入試要項、進学説明会、本法科大学院公式ホームページなどの広報活動、無料法律相談・特別講演会・市民ロースクールなどの地域貢献活動などを通じた地道なコミュニケーション活動を不断に継続することによって、教職員のみならず受験生・学生・修了生など、本法科大学院全体に浸透していくものである。

ア 教職員への周知，理解

教員間では、法曹像の認識についての教授会での確認をベースとして、定期的に行う法科大学院FD小委員会（以下「FD小委員会」という。）や分野別FD部会（4-1）において、養成のために必要な教育内容・体制などを常に議論している。また、本法科大学院は、小規模で法科大学院専用の独立の建物があるため、教職員は、常に密接な交流を行なうことができる。このような環境にあるため、教育目標とする法曹像については、教職員全体で日常的な対話の中で何度となく確認され、それを具体化するための諸方策の決定に反映されている。

また、客員教授，兼任教員及び兼任教員（以下，これらをまとめて「非常勤教員」という。）へは，入試パンフレットなどの送付だけでなく，各学期末に行なわれる拡大FD小委員会（4-1）や懇親会における交流・意見交換を通じて，本法科大学院の指導理念として理解してもらえるように努めている。

イ 学生への周知，理解

新入生には，入学式における研究科長講話等を通じて，法曹の社会における役割に目を向けさせるとともに，「人に寄り添い，社会と繋がる法曹＝駒澤法曹」の意味を知らせる。新入生歓迎会などの行事の際にも，同様に，このことを教職員スタッフからの話を通じて伝えている。

在学中は，学生と教員との接触を緊密にする担任制，オフィスアワーなどで，教員の個人的な指導として学生へ伝え，学生個人の性格に留意しながら法曹像を語ることになる。とはいえ，中心となるのは法律基本科目・法律実務基礎科目をはじめとする授業であることから，当該科目の担当教員から授業内容を通して周知させている。さらに，本法科大学院・本学司法研究所共催の特別講演会，本法科大学院主催の市民ロースクール等を開催し，学内外の著名な実務家・研究者から，法曹としてのあり方，生き方について語って頂く機会を設けているほか，第一東京弁護士会との共催による無料法律相談への参加により「人に寄り添い，社会と繋がる法曹＝駒澤法曹」としての自覚をもたせるように促している。

ウ 社会への周知

本法科大学院の受験希望者を含む社会に対しては，第1に，入試パン

フレット⁵において本学学長の挨拶及び研究科長の挨拶によって本学法科大学院が養成しようとする法曹像を広く公表している。第2に、学内外の進学説明会において本法科大学院の特色や養成しようとする法曹像などを教職員が熱意を込めて説明している。第3に、大学ホームページの中でも、校史と関連して、また科長挨拶の中で、さらに「養成しようとする法曹像，教育理念と3つのポリシー」のメニューを設けて、本法科大学院の特色や養成しようとする法曹像などを示している。このように、社会，とりわけ多くの受験生に本法科大学院の「養成しようとする法曹像」が十分に理解されていることは、面接試験等の際の回答により明らかといえる。

なお、入学後も学生はこのような理念をよく踏まえて勉学に励んでおり、自己の志望する法曹像とのミスマッチ，ギャップを訴える者は，とくに見られない。

(3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院は開学以来12年目を迎え、着実に法曹を輩出してきており、修了生である弁護士たちによる同窓会（「駒澤大学法科大学院法曹会。以下「法曹会」という。）も着実に発展している。

本法科大学院では、本法科大学院が産み出したこれら法曹集団を、より増やし、その社会貢献と活動により、「駒澤法曹」として、上記の法曹像に沿った志と実力のある有能な法曹集団との定評を社会から得ること（法曹会による無料法律相談）。また、彼らと連絡を密にとり、その法曹活動を支援すること（法曹会総会後の懇親会への教員参加・意見交換）。さらに、彼らと在校生との接点をできるだけ増やし、在校生に、「駒澤法曹」の実際の姿を知ってもらい、彼らに続く次の世代の法曹たらんと目標意識・意欲を高めてもらうこと（アドバイザー弁護士，ランチミーティング）。これらのことを確実に履践している。

2 点検・評価

養成しようとする法曹像すなわち「人に寄り添い，社会と繋がる法曹＝駒澤法曹」は，建学の精神に由来するものであり，社会における法曹の役割から見ても，適切なものといえる。

そして，この法曹像は，さまざまな機会を捉えて学生や社会に周知されている。

そして，その養成のための取り組みとしては，後に述べる「教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み」（第4分野），「カリキュラム」（第5分野），「授業」（第6分野）及び総合的には「法曹に必要なマインド・スキル

⁵ 添付資料A2「駒澤大学法科大学院パンフレット」

の養成」(第9分野)などを通じて、十分に設計され、実現されているものといえることができる。

また、修了生の法曹も多数輩出しており、彼らの法曹としての活動は、まさに、養成しようとする法曹像を体現しているものといえる。

3 自己評定

A

[理由] 建学の精神に根ざした法曹像の明確性・周知のいずれも、非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

1-2 特徴の追求

1 現状

(1) 本法科大学院の特徴

ア 少人数教育（個別指導）

本法科大学院は、1 学年定員36人（2012年度新生より。2011年度新生は45人）であり、2011年度から2015年度までの過去5年間の1クラス最大25人（2011年度。2015年度では14人）という徹底した少人数教育（個別指導）が、第1の特徴である。

イ 学生の事情に合わせた柔軟な学修が可能であること

7月の第1期入試に合格してすぐに学修を始めたい者のために9月入学の制度があり、この制度を利用できない新卒業者も科目等履修制度を利用して実質的に同様の効果を得ることができる。また、有職者が登校しやすいように、夜間・土曜開講科目のみで修了できる時間割が編成されている（4月入学既修者コースのみ）。

また、半期セメスター制度により年度内再履修が可能となっており、各学生の希望に応じて学修を深化させることができる。

さらに、奨学金制度が充実している（7-7）。

これらの諸制度を活用することにより、個々の学生の事情に応じた柔軟な学修が可能になっている。

ウ 教員と学生の距離が近いこと

クラス担任制（7-8）を採用し、各学生は在学の期間を通じて1人の専任教員から、個別かつ継続的に指導を受ける。これにより、教員と学生は密接に接する。担任教員を選択する情報がまだ少ない入学オリエンテーション時に選択する方式を採っているが、同オリエンテーションには専任教員全員が出席し、担任選択の際の情報となることを自覚してそれぞれの挨拶をおこない、もっとも重要な情報である「人となり」（指導方針・態度等）を伝えようとして学生に選択させ、執行部が担任受け持ち学生の数の観点から教育上の配慮を加えて決定しており、問題は少ない。担任受け持ち学生の数は、個別指導の徹底という観点、及び教員の教育者としての自覚を促すうえできわめて重要であるため、学生の希望どおりとははならなくても、専任教員一人あたりの担任受け持ち数を一定に保っている。

また、環境面では、駒澤大学本校キャンパスとは離れた土地に、独立して建てられた法科大学院棟（7-4）において、臨床科目以外のすべての授業が行われており、専任教員は、全員、7階から9階の3フロアに研究室を有し、全学生は、2階または地下1階に自習室のキャレルを、地下1階に各自のロッカーを有している。このような密接な環境のもと、

自然と、教員と学生の距離は近いものとなっている。1階のラウンジでは、ホワイトボードが設置され、法律問題についてのグループディスカッションが行われているほか、新聞の朝刊・夕刊が自由に見られるようになっており、新聞記事をめぐって、学生同士や学生と教員が意見交換や議論をする場面なども多く見られる。

したがって、教員は、授業の内外にわたり学生にきめ細やかな指導を行うことが可能であり、学生は、いつでも教員に質問や相談を行うことのできる環境が整えられている。

そして、このような環境は、実際に有効に機能している。

エ 第一東京弁護士会との提携

本法科大学院は、開学当初より、第一東京弁護士会と正式に提携を結んでいる。

そのことにより、都市型公設事務所である渋谷シビック法律事務所を利用した、リーガル・クリニックや無料法律相談会の実施、第一東京弁護士会が会として確保する受入先事務所へのエクスターンシップ等の充実した臨床教育が行われている（6-3）。

また、本法科大学院執行部と、第一東京弁護士会法科大学院検討委員会正副委員長とで、定期的に意見交換が行われているほか、入学式や合格祝賀会には、第一東京弁護士会から来賓を迎え、第一東京弁護士会法科大学院検討委員会には本学教員がオブザーバーとして参加するなど、人的交流がさかんにおこなわれている。

これらの取り組みにより、理論と実務の架橋（6-2）のために有益な環境が整えられている。

(2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

ア 少人数教育（個別指導）

少人数教育（個別指導）を徹底するため、クラス担任は受け持ち学生の履修相談やオフィスアワー（履修選択指導等（5-4））。なお教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み、学修・生活相談、生活・進路相談などを通じて、きめ細やかな「個別指導」を行い、同時に教員と学生・学生同士における交流の接点となるよう取り組んでいる。

イ 学生の事情に合わせた柔軟な学修が可能であること

自己改革（1-3）で述べるとおり、柔軟な学修を可能にするための諸制度の改革・整備は、十分な議論を通じて急ピッチで進められた。

いっぽうで制度改革に伴い従前の制度が変更する際には、在学生に対してこれを十分に説明することとしており（1-6）、また、少人数教育や教員との距離の近さを活用して、すべての学生が、個々の事情に応じ無理のない学修を通じて修了できるように、配慮を行っている。

ウ 教員と学生の距離が近いこと

教員は、それぞれ、学生との距離を近くする工夫をしている。たとえば、前述の1階のラウンジで休憩をして学生と会話する、教員が地下1階の法科大学院図書室で授業準備を行う、個別の学生に用事があるときには自ら自習室に出向く等々である。

また、オフィスアワー以外にも、研究室に学生が来ることを歓迎する。そのため、法科大学院棟1階玄関には教員所在ボードが設置されており、全専任教員が法科大学院棟内にいるかどうか、一目でわかるようになっている。

さらには、定期的に担任受け持ち学生あるいは任意参加の勉強会（自主ゼミ）参加学生との懇親会を実施し参加者を募るなど、たんに教育を深化させるだけではなく、より緊密なコミュニケーションの構築を図る教員もいる。

学生の側でも、近い距離にいる教員を十分に利用するため、教員に対して、質問のみならず勉強会（自主ゼミ）への参加依頼などを行う者も多い。

エ 第一東京弁護士会との提携

毎年の学生募集パンフレットにおいて、第一東京弁護士会会長のインタビュー記事またはコメントを写真とともに掲載している。弁護士会会長は任期1年であり、毎年変わることから、このインタビューまたはコメントと写真撮影が、会長に本法科大学院との関係の認識を新たにさせる役割を担っている一方、本法科大学院としても、写真撮影に執行部・入試広報担当運営委員が立ち会うなど、時の弁護士会長との重要なパイプとなっている。

毎年、入学式には、第一東京弁護士会会長の名代として同弁護士会の法科大学院検討委員会委員長を来賓として招き、祝辞をいただく。また、司法試験合格祝賀会には、第一東京弁護士会から複数の来賓を招く。さらに、本法科外学院執行部と第一東京弁護士会法科大学院検討委員会正副委員長との意見交換会や、エクスターンシップ受入弁護士とのエクスターンシップ交流会を、随時、行っている。

以上のような取り組みを通じて、提携関係が名目だけのものとならないように工夫するとともに、取り組みを通じて得られる情報や知見が、理論と実務の架橋（6-2）のために、非常に有益なものとなっている。

(3) 取り組みの効果の検証

以上の取り組みについては、専任教員間では、教授会やFD関係委員会で検証されている。

また、毎学期末には、非常勤講師を交えた拡大FD小委員会と懇親会を実施し、非常勤講師から見た、本法科大学院における特徴の追求のあり方

について、意見を聴取する。

さらに、学生との日々の交流や学生ヒアリング（４－１）での意見等を通じて、学生がこれらについて、どのように評価しているかを検証している。

2 点検・評価

4つの特徴とも、本法科大学院のアイデンティティーをなしているとも言えるものであり、教員のみならず学生や修了生も、意識的にしろ無意識的にしろ、十分に認識しているものであるといえる。

そして、現在のところ、これらは、いずれも十分に機能していると考える。

また、第一東京弁護士会との提携が名目だけに陥らないよう、本法科大学院と第一東京弁護士会双方が、その協力関係を、しばしば確認し、推進しているところである。

3 自己評定

A

[理由] 特徴の明確性、取り組みの適切性が、いずれも非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

1-3 自己改革

1 現状

(1) 組織・体制の整備

本法科大学院を含む駒澤大学全体の自己点検・評価を行なう機関として、全学自己点検・評価委員会⁶があり、その下に設置された部門別自己点検・評価運営委員会⁷の中に大学院自己点検・評価運営委員会⁸があり、その下に法科大学院自己点検・評価委員会⁹が置かれている。さらに、今回の認証評価に対応するため、上記委員会の下に法科大学院自己点検・評価実施委員会¹⁰が組織され、本評価報告書の作成を行った。

日常における継続的な自己改革のための検討・議論は、法科大学院研究科教授会¹¹（以下「教授会」という。）が、年間を通じて随時行っている。

法科大学院執行部（研究科長及び専攻主任）は、駒澤大学法科大学院の向上のために何をなすべきかを、ほぼ毎日のように協議している。また、執行部を補佐するものとして、4名の運営委員（教務担当，入試広報担当，入試情報担当，学生・修了生担当）がおり、必要に応じて研究科長の招集により随時、運営委員会を開催して、法科大学院の改革・改善のための協議を行なっている¹²。

なお、FD向上の方策として、非常勤教員の意見をより良く汲み上げ教育向上に活かすために、これまでは、各学期末に懇親会を設けて非常勤教員から今期の意見や感想を聞くにとどめていたところ、平成24年度からは、各学期末に非常勤教員もメンバーとする拡大FD小委員会（4-1）を開催し、教育向上に関する具体的な提言を求めるようにした。

なお、2012年度から、入学者数の減少の原因を究明して具体的な改善策を策定するため、教授会のもとに入学者数改善ワーキング・グループが組織された。

(2) 組織・体制の活動状況

法科大学院自己点検・評価実施委員会は、本評価報告書作成のために、所属委員において各分野の執筆を分担した上で、委員会として内容を検討し、案を完成させ、これが教授会で承認された。

FD小委員会は2か月に1回程度開催され、また教授会は毎月1回開催されて、自己改革について随時議論し検討している。

⁶ 添付資料A5-4 「全学自己点検・評価に関する規程」

⁷ 添付資料A5-4 「全学自己点検・評価に関する規程」

⁸ 添付資料A5-5 「全学自己点検・評価に関する規程施行細則」

⁹ 添付資料A5-6 「法科大学院自己点検・評価に関する規程」

¹⁰ 添付資料A5-6 「法科大学院自己点検・評価に関する規程」

¹¹ 添付資料A5-7 「法科大学院研究科教授会規程」

¹² 添付資料B17 「法曹養成研究科（法科大学院）運営委員会に関する内規」

入学者数改善ワーキング・グループでは、研究科長宛ての中間答申¹³を作成し、これを9月7日開催の教授会で報告し、そこでの検討を踏まえて、次項に述べる2013年度からの種々の改革・改善を集中的に実施することになった。

(3) 組織・体制の機能状況

ア 問題の把握，検討，具体的取組状況

教授会では、入学者選抜に関し、入学者の質の確保を守りつつ、社会各層からの多彩な人材を入学者として受け入れるために、どのような選抜方法が適切であるかを検討している。その議論に基づき、2010年度入試からは、入試日程の見直し、入試科目の見直し、本法科大学院入学志望者減少の状況を踏まえた入学者定員削減など、必要な改善を行なったが、抜本的な改革が必要であるとの共通認識から、前述した入学者数改善ワーキング・グループでの検討を踏まえて2013年度からの4年間を集中的な改善・改革期間として位置づけ、種々の改革・改善のための規程改正等を含む全学的な意思決定手続を行い、2014年度以降、順次、改革・改善を実施した。

すなわち、2014年度には、9月（後期）入学制度・半期完全セメスター制度を導入するとともに、各種奨学金を充実させた。4月入学・9月入学併置によって、半期ごとに「新入生」が加わる刺激的な学修環境となり、「在校生」を否応なく半期単位で学修計画を見直させる発想に変わっている。半期完全セメスター制度は、たんにより良い成績を修めるためではなく、重疊的な学修により知識・理解を確実なものとして定着させる上で効果的である。

2015年度には、科目等履修制度を改善し、9月（後期）入学制度を利用できない新卒業者のために同様の効果が期待される「〔後期〕科目等履修制度」を経済的支援を盛り込んで設け、また、有職者が登校しやすいように、夜間・土曜開講科目のみで修了できる時間割を編成するとともに（既修者コース）、学修環境を変えて法曹を目指したい方のために転入学制度を導入した。

2016年度には、法律基本科目学修を強化したカリキュラム改革をおこなうとともに、入学試験制度を改善し、未修者コースの第1期小論文試験では、事前の法科大学院適性試験第4部の提出と本学独自小論文試験の追加受験により、両者の成績の良い方を合否判定資料とするように改め、既修者コースの法律試験では、司法試験短答式3科目化および法律基本科目重視の観点から、憲法・民法・刑法の論文試験を合否判定資料とし、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法については入学後の単位

¹³ 現地調査時間閲覧資料「入学者数改善ワーキング・グループ『中間答申書』」

認定試験として実施することに改めた。また、第4期入学試験では、東京会場のほか、新潟会場・長野会場・福岡会場でも実施するようにした。

2017年度には、未修者コースの小論文（第1期）及び面接（第2期から第4期）の配点を50点から100点に変更することによって、法科大学院統一適性試験で測れない資質をより個別かつ詳細に捉えることができるように改善し、既修者コースの法律試験の配点を50点から100点に変更することによって、本法科大学院の既修者コース入学者として2年次の科目から学修しうるかどうかの前提となる資質をより詳細に捉えることができるように改善した。

これらの改善・改革を実現することを含めて、本法科大学院においては、教授会構成員によるFD活動は、十分に機能している（第4分野）。

イ 修了者の進路に関する問題の把握，検討，具体的取組状況

(ア) 修了生の進路の把握

修了生の進路，特に法曹三者以外への進路を把握するために，本法科大学院事務室（教務部法科大学院係）において，修了時における修了後の連絡先・進路を把握するために届出及び聞き取りを行っているほか，本法科大学院の同窓会組織である「駒澤大学法科大学院法曹会」及び個々の教員との連携による情報収集をおこなっており，概ね進路状況を把握している¹⁴。

(イ) 修了者の進路についての問題点の検討，取組内容，実施状況・成果
直近の司法試験の結果は以下のとおりである。

	受験者数	短答式試験の 合格に必要な 成績を得た者	最終 合格者数	合格率	全国平均の司 法試験合格率
2016 年度	39	18	-	-.--%	-.--%
2015 年度	50	20	4	8.0%	21.6%
2014 年度	46	19	2	4.3%	21.2%
2013 年度	38	24	3	7.9%	25.8%
2012 年度	51	29	5	9.8%	24.6%

修了者の進路（修了者の司法試験合格率を含む。）についての問題点の検討を含む2013年度からの種々の改革・改善策は，1－3です
で述べたように2012年度の「入学者数改善ワーキング・グループ

¹⁴ 資料B 2 2 「修了生動向一覧」

中間答申」及び9月研究科教授会での検討を踏まえたものであるが、これを集中的に実現・実施し、さらに安定的に運営をしていくために、組織変更を行った。

すなわち、本法科大学院においては、それまで研究科長及び専攻主任の執行部と「入試・広報」担当運営委員、「学生」担当運営委員、「教務」担当運営委員からなる5人の「運営委員会」があったが、2011年後期より、全教員をそれぞれの担当運営委員会に配置する改革と担当職務の拡充を行い、入試・広報担当委員会は、情報収集・分析を加えて「入試・広報・情報委員会」に、学生担当委員会は、修了生支援を加えて「学生・修了生委員会」に、教務担当委員会は、司法試験合格支援・就職支援を加えて「教務・司法試験対策委員会」となり、各委員会は、担当運営委員を委員長に置き、委員3～4人で組織されていたが、より実践的な活動を行うため、2013年度から、入試・広報・情報運営委員の職務を入試・広報担当と入試情報担当に分け、それぞれ運営委員を配置し、運営委員会は6人体制とした。

他方、FD活動(4-1)に関し、それまで教授会構成員は①「公法系FD部会」(研究者教員3人、実務家教員1人)、②「民法系FD部会」(研究者教員1人、実務家教員1人)、③企業法系FD部会(研究者教員1人、実務家教員1人)、④民事訴訟法系FD部会(研究者教員1人、実務家教員1人)、⑤刑事法系FD部会(研究者教員3人、実務家教員1人)に分属して諸審議事項を検討していたところ、上記②～④について、2013年度以降の集中的な改善・改革を具体化するに際しては、アドホックな合同FD部会による対応ではなく、恒久的な民法系FD部会として対応する必要性が生じたことから、2015年5月研究科教授会において「駒澤大学法科大学院FD推進委員会規程」第7条を改正し、全学的な意思決定手続を経て、民法系FD部会(研究者教員3人、実務家教員3人)に統合した。

これらの組織改革によって、各種の問題点・課題を全員参加体制の構築、問題意識の共有、教員の職務分掌を図るとともに教員間の連携を図った。

修了者の進路の問題点の解決とくに修了者の司法試験合格率の向上のためには、1-3で上述したように、質の高い入学者を恒常的に一定数確保することにある。2013年度からの種々の改革・改善策の成果については、司法試験合格率の向上の前提となる志願者数・入学者数の増加として現れたが、入学から修了・司法試験までにタイムラグがあることもあり、司法試験合格率の向上としてはいまだ現れていないといわざるを得ない。

(4) 特に力を入れている取り組み

入学志望者数を増加させて、入学者の質及び数を確保することと、司法試験合格率を向上させることが、前回の認証評価以降、とくに大きなテーマとなっており、常に検討を続けている。

2 点検・評価

法科大学院設立当初から、自己改革については、研究科教授会の終了後に問題点や課題について自由に議論しており、教育活動の改善、教育効果の向上には一定の成果を収めていると考える。

建学の精神に基づいた、有能で、人に寄り添い、社会と繋がる法曹、多様なニーズに対応しうる実力を備えた法曹の育成は、本法科大学院の目的とするところである。その社会的使命に応えるため、本法科大学院も開学以来これまでに相当数の法曹を輩出してきたが、その数はいまだ十分なものとはいえない。目下の本法科大学院の急務は、司法試験合格者数を増やすことであり、そのために質の高い入学者を恒常的に一定数確保することといえる。

また、司法試験合格が最終目的でなく、本法科大学院が養成しようとする法曹を社会に送り出す通過点・プロセスのひとつであることから、たんに受験技術ではない真の実力を教育するにはどうすればよいか、これも常に検討し改善を図らねばならないことである。

3 自己評定

A

[理由] 自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点で、いずれも非常に良好である。

4 改善計画

入学者選抜における質の確保を守りつつ、十分な入学者数を得るため、本学法学部との法曹教育の連携や世田谷区を中心とした地域との連携を図っているところであるが、この取り組みを充実させたい。

また、司法試験合格者を増加させることは本法科大学院の重要課題であるところ、授業方法の改善や自学自修の指導強化など、学生の実力を向上させる方法を不断に検討し、今後も実現させていく。

1-4 法科大学院の自主性・独立性

1 現状

(1) 教授会の権限

本法科大学院を設置する駒澤大学においては、全学教授会、大学院委員会、人事委員会等の全学的組織があり、それぞれの会議に法科大学院研究科長、専攻主任のほか、委員会委員に委嘱された担当者は、構成員として参加している。これは、全学的に協調体制を維持するために、歴史的に形成されてきた組織制度であって、原則的に各学部や大学院の自主性・独立性に不当に干渉することはない。

本法科大学院も、最高意思決定機関としての研究科教授会（以下、「教授会」という。）、執行機関としての研究科長及び補佐機関としての専攻主任を有しており、これらを中心に、教員人事、入学者選抜、カリキュラム内容、学生管理、施設管理、予算執行など重要事項を審議決定することができる¹⁵。これらの権限に基づき、本法科大学院は、その目的達成のために、主体的かつ自律的に最善策を立案企画し、実行し、評価している。

教授会は、研究科長が議長を務め、研究科長から報告事項が報告された後、審議事項が発議され審議を通して決議される¹⁶。審議事項と報告事項の区別は、形式的のみならず実質的にも研究科長によって決定されている。

(2) 理事会等との関係

教授会で決定された事項は、大学法人として上記会議等で審議される形になる。たとえば、教員人事が法科大学院独自で決定されたとしても、学内手続的・形式的には人事委員会で承認されることが必要である。また、また入学者選抜方法やカリキュラム内容を変更する場合には規程改正に関わるため大学院委員会や全学教授会の承認を要する。

だが、上記のようにそれらは形式的なものにすぎず、他学部や大学院の他研究科の委員、理事長・学長ほかの大学当局が、法科大学院から提出した原案に対して否決や修正をかけるなど、自主性・独立性に不当に干渉することは事実上ありえず、法科大学院教授会の意向が覆された前例はない。いずれの事項についても、具体的な内容は、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されている。

(3) 他学部との関係

上記のように、他学部との関係で教授会の意向が実現できなかった例はない。

¹⁵ 添付資料A 5-7 「法科大学院研究科教授会規程」

¹⁶ 添付資料A 5-7 「法科大学院研究科教授会規程」

なお、かつては、法科大学院専任教員の中に、法学部専任教員を兼ねている教員が3人おり、それぞれの教授会に所属していたが、現在では、そのような兼任教員は存在せず、法学部からも完全に独立の状態になっている。

(4) 特に力を入れている取り組み

専門職大学院は、学部をベースとしてその上に位置づけられる従来型大学院とは異なり、大学全体の観点に関する情報が不足しがちであり、また孤立しがちとなる。これを回避するため、大学の各学部、大学院の各研究科と、意見交換を密にするようにしている。

2 点検・評価

学校法人としての予算作成執行権限は大学当局にあるので、その面で独自性・自立性を発揮することはできないが、予算編成において、法科大学院の意見は十分尊重されている。そのほかの意思決定については、自主性・独立性を保っていて自律的といえる。

3 自己評価

適合

[理由] 法科大学院の自主性・独立性が制度的に保障されており、また、実態としても確保されている。

4 改善計画

特になし。

1-5 情報公開

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

本法科大学院における教育活動等に関する情報、とりわけ、養成しようとする法曹像、教員の履歴や研究業績、カリキュラム構成と各科目の概要、入学者選抜の仕組み・日程・基準・方法・前年度の結果、教育方法の特色、学生数やその構成、奨学金等の学生支援体制、施設や学修設備環境ないし職員の体制、オフィスアワーやクラス担任制、学生ヒアリングや授業評価アンケート、さらには、修了し新司法試験に合格した者からの後進への声、在学生による法科大学院での学修生活についての感想や意見、などを公開している。

(2) 公開の方法

以上の各情報については、主として各年度に出される「入試パンフレット」¹⁷によって、公表されている。後述のホームページ同様に、視覚的にも図を多用し理解しやすいように工夫している。

また、法科大学院専用のホームページ¹⁸及びこれとリンクした入試情報のみを掲載したサテライトホームページをもち、ここでも、多彩な情報を公開している。パンフレットと重なる事項が多いが、アクセスの容易さからより多くの人々の目に入るものなので、できるだけ充実した情報提供を意図したものである。また、ホームページにおいては、入学者選抜につき、実施進行中の各段階において、それぞれの試験結果をいち早く公表している。

なお、在学生にとって重要な教育関係についての情報は、各年度に出される法科大学院履修要項¹⁹に挙げられている。教職員・学生に必要な「駒澤大学法科大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則」をはじめとする各規程ないし内規についてもそこに抄録されている。各授業科目については、各回の授業内容をシラバスとして履修要項にまとめ公表している。さらに、実際に当該年度がスタートし授業が開始されてからは、TKC法科大学院教育支援システムを採用しているので、学生が自由にアクセスできる電子情報の形で、実際の授業進行に即して、次回のシラバス・予習範囲などを掲示し、利用に供している。成績評価、進級、修了認定などの判定基準は、とりわけ、学生にとって重要な事項であるので、履修要項に明示されている。

また、学内外で行なう進学説明会において、ブースを設けて、来場者に対し、パンフレットやそのダイジェスト版を与えつつ、また授業風景のビ

¹⁷ 添付資料A 2-1 「駒澤大学法科大学院パンフレット」

¹⁸ 添付資料A 2-2 本法科大学院ホームページ

¹⁹ 添付資料A 4 「法科大学院履修要項」

デオ映像を見せつつ、本法科大学院の養成しようとする法曹像，入学者選抜に関する事項，教育内容の特色，成績評価・判定基準，修了者の進路状況，学習環境などの説明をし，質問に答えている。また，法科大学院協会主催の「列島縦断・全国キャラバン企画」において，ブース参加または資料参加により，来場者に本法科大学院を知っていただけるよう努めている。

学生の授業評価については，年度ごとにまとめて，担当教員のコメントを付して冊子「授業評価と授業改善」²⁰として公表され，2015年度版からコメントに掲載した改善点についての取り組みを掲載している。授業評価が適正に行なわれるため，匿名性を厳密に確保する，アンケートの実施時期を試験日程よりも以前に設定する，各科目の担当教員には成績表を提出後にアンケート結果を知らせるなどの方法をとっており，さらに学生にこの点を周知させている。なお，成績関係の情報（成績の分布図等）については，掲示板に学期ごとにまとめて公表されている。

本法科大学院の紀要である『駒澤法曹』²¹では，毎年度の活動抄録として，特別講演会，エクスターンシップ，無料法律相談会，合格者プレ講座などの概要報告，授業評価アンケートや学生ヒアリングなどのFD活動の概要報告が掲載公表されている。

（3）公開情報についての質問や提案への対応

基本的にまず事務室が対応する。ホームページ上に「駒澤大学法科大学院に関してのお問い合わせ」につき，法科大学院所在地，事務室の電話番号，ファクス番号，Eメールアドレス，受付時間（大学休業日を除き，平日9：00～18：00（昼休み12：30～13：30），土曜日9：00～12：00）を掲載している。例えば本法科大学院の受験を検討している駒澤大学学部生や学外者が，窓口に来校し，電話やEメールによって，パンフレット等にある移行合格制度や長期履修制度など入試・入学に関する事柄，各種の奨学金など経済支援に関する事柄につき，より詳細な質問を求めてきた場合は，事務方で適宜対応している。

他方，入学資格審査（受験資格審査）など実質判断を要する事柄についての質問である場合は，執行部（研究科長，専攻主任）が引き取って対応する。

本法科大学院生から奨学金などにつき質問があった場合は，事務方や執行部，一般教員が，随時対応している。カリキュラム改正など学生全体に関わる重要な事柄については，当初からできるだけ詳細な情報を提供するようにしているが，個別事項について質問する学生が多くいる場合には，掲示板やTKCに掲示し，必要ならば説明会を開催して，より詳細な情報

²⁰ 添付資料A 1 4-1 「法科大学院授業評価と授業改善」

²¹ 添付資料B 6 「駒澤法曹」

提供を行なっている。

(4) 前回認証評価指摘事項への対応

貴財団による前回の認証評価における評価報告書において、本評価基準項目に対応するものであった「1-5 情報公開」では、但書で「進級率や修了者数、修了率、修了生の進路などの学外者にとって有用となりうる情報は公開されておらず、この点は改善の余地がある。」旨の指摘がなされた。これを受けて、教授会またはFD小委員会において、入学試験の最低点等の情報、修了生の進路に関する情報を公開することとし、準備を進めている。

(5) 志願者獲得のための情報発信

近年における入学者減少傾向を改善するため、情報公開・発信の改善もその重要な1つであり、進学説明会の改善、ホームページの改善などが常に検討されている。

2 点検・評価

多彩な情報をさまざまな形で公開しており、前回認証評価において指摘された公開情報についての改善点の指摘に対しても、適切に対応している。

また、不断の見直しによりさらに充実を目指すとともに、公開情報に対する質問や改善提案等に対しては丁寧な対応を行っている。

3 自己評定

A

[理由] 情報公開が、非常に適切に行われている。

4 改善計画

特になし。

1-6 学生への約束の履行

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

教育内容に関するものとして、入学年度のカリキュラムに即した科目の開講がある(5-1, 5-2)。科目の具体的内容としては、履修要項²²やTKC電子シラバスにおいて約束した授業各回の目標・内容の達成がある。法科大学院棟における授業科目の実施だけでなく、第一東京弁護士会との提携に基づいて行なわれる法律事務所におけるリーガル・クリニックやエクスターンシップという臨床科目(6-3)の実施も含まれている。また、少人数教育制の特色を活かしたオフィスアワー、クラス担任制の実施や、授業評価アンケート(4-2)、学生ヒアリングとそれへの対応等も、学生との約束事項である。

また、学修環境に関するものとして、専用キャンパスの保持、専用学習席(キャレルデスク)や図書室の提供等があり(7-4)、経済支援に関するものとして、各種奨学金の実施(7-7)がある。

(2) 約束の履行状況

上記(1)に述べた各事柄については、おおむね適切に履行されているといえる。

(3) 履行に問題のある事項についての手当て

授業進行については、定期的に行うFD小委員会においては、法科大学院の教育理念である双方向・多方向討論と、効率的な授業進行との両立を図るための検討を続け、計画自体についても合理的なものとするのを推進するとともに、各教員において授業進行に問題が生じる場合には、調整や計画の変更を行い、できるだけ早い時期にTKC電子シラバスにより揭示することなどを求めている。

学生ヒアリングについては、学内事情により実現不可である事柄についてはその場でできるだけ具体的に回答するように努め、また、その場では回答保留にした事柄については、次回において調査検討結果を具体的に示しつつ報告説明するようにしている。

また、2014年度の半期セメスター制度を導入や、2015年度の夜間・土曜開講科目のみで修了可能な時間割編成、2016年度のカリキュラム改革という制度変更にあたっては、在学生に対する進級ガイダンスにおいて丁寧に説明するとともに、質問等のある学生に対しては個別に対応し、学生に不

²² 添付資料A 2-1「駒澤大学法科大学院パンフレット」20頁、添付資料A 7「法科大学院入学試験要項」3頁、添付資料A 7「法科大学院入学試験要項」51頁

利益が生じないようにしている。

2 点検・評価

学生に約束した事項については、概ね履行されている。

また、授業評価アンケートや意見交換会等を通じて、学生の不満や、学生が指摘する問題点について常に把握するとともに、必要な改善がなされている。制度改革に伴う変更については、在学生に不利益が生じないように、十分な説明を行っている。

3 自己評定

適合

[理由] 問題となる事項は少なく、適切な手当等がなされている。

4 改善計画

特になし。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜等の規定・公開〉

1 現状

(1) 学生受入方針

第1分野1(1)で述べたように、本学は「人に寄り添い、社会と繋がる法曹＝駒澤法曹」を養成することを社会的使命としており、このような法曹を養成するために、入学者選抜にあたっては学生受入方針（アドミッション・ポリシー）を定め、様々な角度から選抜を行うこととしている。この学生受入方針を、入学試験との関係において、次のように具体化し、公開している²³。

「本研究科は、入学者の選抜において、公平・公正・客観的な手続に基づき、大学の学修分野を問わず、かつ、社会的経験を有する者を含めて、駒澤大学の建学の理念及び本研究科の教育の理念を体現する「駒澤法曹」となるべき、次のような資質、能力及び意欲のある者を、法科大学院全国統一適性試験、自己アピール書及び添付書類、本研究科独自の個別試験、面接を通して、多面的・総合的評価に基づき選抜し受け入れる方針である。

- ・相手の苦悩を自分の苦悩として受け止め、その「こころ」に寄り添って、相手が笑みを取り戻し、「こころ」に平穏を与えることを自分の喜びとする者
- ・個を尊重し個性を認め合い、人に深い慈しみのまなざしをもって人としてきちんと向き合い、ともに支え合って、思いやりのある社会を築く意欲のある者
- ・人と社会の関わり合いについて深い関心をもち、広い視野から人と社会の多様で複雑な問題に対して、高い責任感と倫理観をもって、人に寄り添い、社会と繋がる法曹＝駒澤法曹としての社会的使命を果たしていく能力及び意欲がある者」

(2) 選抜基準と選抜手続

本法科大学院の目的は、「人に寄り添い、社会と繋がる法曹＝駒澤法曹」を養成することにある。そのためには、さまざまな背景をもつ人を受け入れることが重要であると考えます。また、そのような多様な背景を有する人材に対する教育をていねいに行うためには少人数教育が最も適しており、少人数教育によって将来の法曹としての能力を育てることができる。

この理念に基づき、入学者選抜にあたっては、つぎの諸点に基づき、多様な角度から、総合的に判断している。

²³ 添付資料A 2-2 「本法科大学院ホームページ」

[1] 法科大学院全国統一適性試験

本研究科での履修に必要とされる判断力，思考力，分析力，及び表現力等の資質の有無・程度。

[2] 自己アピール書及び添付書類

自己アピール書及び添付書類に基づく法曹志望動機・本研究科志望動機の明確さと強さ，文章コミュニケーションを介した社会性や柔軟性（バランス感覚）の有無・程度，及び学業成績，社会的経歴，取得資格などによる，全般的な基礎力の有無・程度。

[3] 小論文

文章表現（文章コミュニケーション）を介した基礎力（上記[2]）の有無・程度，論理的思考力，分析力，表現力（文章構成能力），課題処理能力の有無・程度。

[4] 法律試験

憲法，民法，刑法について，本研究科の1年次の学修を終えた者と同程度以上の学識の有無。

[5] 面接

対面的な交渉（対面コミュニケーション）を通じた基礎力（上記[2]）の有無・程度，面接課題に基づく論理的思考力，分析力，表現力，課題処理能力の有無・程度。

具体的な2016年度入学者選抜の選抜科目は，下記のとおりである。

・未修者 法科大学院適性試験成績（50点），自己アピール書（50点）

 [1期] 小論文（100点）

 [2～4期] 面接（100点）

 [注] 1期小論文試験では，「来校不要型」の未修者コース志願者は，「法科大学院適性試験第4部」の得点を換算の上小論文の得点とする。「小論文追加受験型」の未修者コース志願者は，「法科大学院適性試験第4部」と「大学独自小論文」の両方を採点し，得点の高いものを合否判定に使用する。

・既修者 法科大学院適性試験成績（50点），自己アピール書（50点）

 法律試験：憲法・民法・刑法（各100点）

 面接（100点）

未修者については，第1期の合否は，「適性試験成績」「自己アピール書」「小論文(注)」の合計点に基づき，第2～4期の合否は，「適性試験成績」「自己アピール書」「面接点」の合計点に基づき総合的に判定している。

既修者については，既修者コース験の合否は，「適性試験成績・自己アピール書の合計点」「法律試験：憲法」「法律試験：民法」「法律試験：刑法」「面接点」それぞれに基準点を設け，これを満たしている者について，「法律試験」「面接点」の合計点に基づき総合的に判定している。

なお、入学資格には、「大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者も含む。）であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの」が含まれており、いわゆる飛び級入学が可能である。開学以来これまで2名が飛び級入学をしたが、最近の事例はない。

(3) 学生受入方針，選抜基準及び選抜手続の公開

学生受入方針，選抜基準，選抜手続は，4月より概要をホームページにおいて，6月よりその詳細を入試関係資料（パンフレット・入学試験過去問題集・入学試験要項）において公開しており，内部規定範囲と公開範囲に差異はない。

また，例年，学内において入試説明会（進学説明会）を6回程度開催し，学外における合同進学説明会には3～4回参加している。その際，学生受入方針，選抜基準，選抜手続を，入試関係資料に基づき十分説明している。

(4) 選抜の実施

入学者選抜は，選抜基準及び選抜手続に則り，適切に実施している。

なお，入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起される事態（投書や口頭でのクレーム）は，過去に発生したことがない。

2014年度入学者選抜 (2013年度実施)			2015年度入学者選抜 (2014年度実施)			2016年度入学者選抜 (2015年度実施)		
受験者数	合格者数	競争倍率	受験者数	合格者数	競争倍率	受験者数	合格者数	競争倍率
44	28	1.57	46	38	1.21	39	24	1.63
57	28	2.04	56	38	1.47	48	24	2.00

[注] 上段は，前・後各期において，移行合格判定希望者（併願者）をすべて1人として計上し，算出した人数及び倍率。下段は，文部科学省実施の「法科大学院入学者選抜実施状況調査」における算出方法に従い，移行合格判定希望者（併願者）を実際の選抜対象であるか否かにより1人または2人として計上し，算出した人数及び倍率（併願者が既修合格者となったために未修者合否判定を行わなかった場合については，既修の受験者1名，未修の受験者0名とし，併願者が既修者コースで不合格となり未修者合否判定を行った場合については，既修の受験者1名，未修の受験者1名として算出）。

[注] 上表受験者数，合格者数には，転入学試験受験者数，合格者数を含まない。

なお，選抜状況は下記のとおり。

2015年度転入学選抜：受験者数1人，合格者数1人

2016年度転入学選抜：受験者数1人，合格者数1人

(5) 特に力を入れている取り組み

ア 公平性・公正性・客観性の確保

入学者選抜においては、法曹養成という社会に対する公共的責務を重視して、公平性・公正性・客観性の担保を常に意識しながら実施している。

したがって、自己アピール書、小論文の採点については、事前に採点者間で採点基準を共有して評価・採点の客観化を図った上、2人が評価・採点を行い、その合計または平均により、得点を算出している。

面接試験に関しても、公平性・公正性・客観性を高めるために、1人の受験者に対する面接担当教員を2人とし、その評価・採点についても、事前に面接採点基準及び採点項目を定め、評価・採点の客観化を図っている。

イ 多様性の確保

「人に寄り添い、社会と繋がる法曹＝駒澤法曹」を育成するためには、多様なバックグラウンドを有する学生を受け入れ教育を行い、また、各学生が自らと異なる学生とともに学修することにより、異なる状況の人に対する理解を深めることが重要であると考えます。

そのため、多様性確保のための様々な制度を設けている（2-3）。

(6) その他

法科大学院への入学者には社会人等も多く、様々な背景・家庭状況を有しているために従来の環境では勉強を継続できない者も出てくる。そのため、本学では転入学制度を設け、他の法科大学院で一定程度学修した学生で本学での学修継続を望む者を受け入れている。

転入学希望者の入学試験科目は、面接（配点：100点）及び自己アピール書（配点：50点）である。

2 点検・評価

本法科大学院の目的は、「人に寄り添い、社会と繋がる法曹＝駒澤法曹」を養成することにある。そのためには、さまざまな背景をもつ人を受け入れることが重要であると考えます。また、そのような多様な背景を有する人材に対する教育をていねいに行うためには少人数教育が最も適しており、少人数教育によって入学時の基礎的コミュニケーション能力を高め、将来の法曹としてのコミュニケーション能力を育てることができる。

したがって、未修者については、適性試験成績・自己アピール書・小論文試験（第1期）または面接（第2～4期）、既修者については（既修者コース志願者については適性試験成績・自己アピール書・法律論文試験・面接試験を実施している。

3 自己評定

A

[理由] 学生受入方針，選抜基準，選抜手続は，いずれも，適切性，明確性，公開性のすべての点で，非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開〉

1 現状

(1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

法学既修者の入学者選抜における配点は、法科大学院全国統一適性試験成績50点、自己アピール書、法律試験3科目（憲法、民法、刑法）面接各100点である（2015年度入学者選抜までは、法律科目は4科目（憲法、民法、商法、刑法）の試験を行っていたが、既修者コースを志願する者のほとんどが法学部生であり、その多くが学部において共通して履修している科目が前記3科目であることに鑑み、前記3科目にした）。

入学者選抜においては、法科大学院全国統一適性試験成績自・己アピール書の合計点、法律試験（憲法）、法律試験（民法）、法律試験（刑法）、面接点それぞれに基準点を設け、これを満たしている者について、法律試験の得点の合計及び面接点の合計点で合否判定を行うことにより、法曹適性及び法的知識、並びに法曹としてのコミュニケーション能力が法学既修者として適切であるかについての判断を行っている。

既修者コース入学者については、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するものと認めるが、入学者選抜における法律試験科目が憲法、民法、刑法の3科目であることから、未修者コース1年次必修の法律基本科目のうち、下記2単位科目を12科目、計24単位を修得したものとみなしている（履修要項2頁・修了に必要な単位数）。

憲法Ⅰ、憲法Ⅱ、憲法Ⅲ

民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、民法Ⅳ、民法Ⅴ、民法Ⅵ

刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、刑法Ⅲ

また、入学後に単位認定試験を実施し、合格した科目ごとに、最大5科目10単位を既修得科目として認定している。

行政法：行政法(2単位)

商法：商法Ⅰ・商法Ⅱ(計4単位)

民事訴訟法：民事訴訟法(2単位)

刑事訴訟法：刑事訴訟法(2単位)

(2) 基準・手続の公開

既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続は、5月末より概要をホームページにおいて、6月よりその詳細を入試関係資料（パンフレット・入学試験過去問題集・入学試験要項）において公開している。

また、例年、学内において入試説明会（進学説明会）を6回程度開催し、学外における合同進学説明会には4～6回参加している。その際、既修者選抜、既修単位認定の基準について、入試関係資料に基づき十分説明して

いる。

(3) 既修者選抜の実施

法律試験（憲法）、法律試験（民法）、法律試験（商法）、法律試験（刑法）それぞれに基準点を設けることにより、各法律分野における法的知識の充足状況を確認し、また、面接点にも基準点を設けることにより法曹としてのコミュニケーション能力を確認している。1科目でも基準点に達しない場合には既修者としての法的知識あるいはコミュニケーション能力が欠けており、入学を許可しないという厳格な判定を行っている。したがって、毎年の入学者選抜全体の競争倍率と比しても競争倍率は同様あるいは高くなっている。

なお、既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに疑問を提起される事態（投書や口頭でのクレーム）は、過去に発生したことがない。

2014年度既修者選抜 (2013年度実施)			2015年度既修者選抜 (2014年度実施)			2016年度既修者選抜 (2015年度実施)		
受験者数	合格者数	競争倍率	受験者数	合格者数	競争倍率	受験者数	合格者数	競争倍率
24	7	3.43	23	8	2.88	22	11	2.00

	2014年度入学者選抜 (2013年度実施)		2015年度入学者選抜 (2014年度実施)		2016年度入学者選抜 (2015年度実施)	
	入学者数	うち法学 既修者数	入学者数	うち法学 既修者数	入学者数	うち法学 既修者数
入学者数	8名	1名	18名	5名	9名	6名
入学者数に 対する割合	100%	13%	100%	28%	100%	67%

(4) 既修者選抜の検証

既修者認定が合理的に行われているかは、既修者として入学してきた者を未修者2年目の者と比べることによって確かめることができると考えられる。既修者は、2年間で法曹となることができる能力を修得することができる者でなければならないからである。

		既修者	未修者
2013年度	進級者数	3	7
	原級者数	2	3
	進級率	60.0%	70.0%
	GPA平均	2.01	2.11
	進級者GPA平均	2.51	2.32

2014年度	進級者数	2	4
	原級者数	1	1
	進級者	66.7%	80.0%
	GPA平均	1.76	1.92
	進級者GPA平均	2.00	2.40
2015年度	進級者数	3	2
	原級者数	2	3
	進級率	60.0%	40.0%
	GPA平均	2.23	1.72
	進級者GPA平均	2.90	2.21

※ 当該年度の9月進級判定（9月入学者対象）と2月進級判定（4月入学者対象）を合算。

過去3年間は入学者総数が少なかったこともあり、進級率やGPAは平均値が個々の学生の結果に大きく影響されるため各年度バラつきはあるが、既修者と未修者の間に大きな差はない。GPA平均の3年間の平均値は、既修者が2.0であるのに対し、未修者は1.92であり、進級者GPA平均の3年間の平均値は、既修者が2.47であるのに対し、未修者は2.31である。いずれも既修者の方がわずかながら上回っている。従って、既修者判定は有効に機能していると言える。

2 点検・評価

2年次生として同内容の学習を行う既修者1年目の者と未修者2年目の者の進級判定の際の成績に照らすと、上記のとおり大きな差は生じていないが既修者の成績の方が上回っており、既修者認定の基準は合理的であり有効であると考えられる。

3 自己評定

A

[理由] 既修者認定における基準・手続とその公開は非常に適切であり、その実施も厳格である。

4 改善計画

特になし。

2-3 入学者の多様性の確保

1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

法律学を専攻とする学部・学科以外の学部・学科を卒業した者（卒業見込みの者を含む）をいう²⁴。

(2) 実務等の経験のある者の定義

入学時において、大学卒業後実務経験3年以上の者をいう²⁵。

本大学大学院の社会学系の研究科における一般的な社会人の定義は、「大学卒業後実務経験2年以上の者または大学卒業後3年以上の者」²⁶であるが、本法科大学院においては、実務経験の有無にかかわらず大学卒業後3年を経過していない者を含めることは適当でないと考え、2011年度入学者選抜より、社会人の定義を「大学卒業後実務経験3年以上の者」とした。

また、上記における「実務経験」とは、文部科学省学校基本調査の社会人定義に準拠し、給料、賃金、報酬その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いていることを指すものとした。すなわち、業種を問わず正社員として勤務した経験のほか、自営業、会社経営、派遣社員としての勤務、継続的なアルバイトとしての勤務（学生アルバイト除く）等の経験を含み、主婦、家事手伝い・家業手伝いの経験も含むものとしている²⁷。

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」または「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者又は他学部出身者
入学者数(2016年度)	9名	5名	1名	6名
合計に対する割合	100.0%	55.6%	11.1%	66.7%
入学者数(2015年度)	18名	6名	4名	10名
合計に対する割合	100.0%	33.3%	22.2%	55.6%
入学者数(2014年度)	8名	2名	1名	3名
合計に対する割合	100.0%	25.0%	12.5%	37.5%
3年間の入学者数	35名	13名	6名	19名
3年間の合計に対する割合	100.0%	37.1%	17.1%	54.3%

²⁴ 添付資料A 7 「法科大学院入学試験要項」

²⁵ 添付資料A 7 「法科大学院入学試験要項」

²⁶ 添付資料B 1 「大学院入学試験要項」

²⁷ 添付資料A 7 「法科大学院入学試験要項」

- [注] 1 「実務等経験者」とは、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ各法科大学院が定義したものをいう。駒澤大学法科大学院における定義は、「大学卒業後実務経験3年以上の者」である。
- 2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいい、既修者・未修者を問わない。
- 3 「他学部出身者」とは、法学部以外の学部出身者（法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者）のうち実務等経験者でない者をいう。
- 4 上表には、転入学者数を含まない。

(4) 多様性を確保する取り組み

社会人・非法学部出身者については、「合格判定を行い、社会人・非法学部出身者が入学定員の3割に満たないときは、別枠で判定する」という優先合格措置を採っている。

法科大学院を希望者の中には様々な経歴や職業、家庭の状況を有する者がいることから、規定の入学資格を充たさない場合であってもそれと同等の資格・能力を有する場合には入学資格審査を行った上で入学試験受験を認めており、また、通常よりも長期間の履修を希望する学生のためには長期履修制度を設けている。

障がいや有する学生のためには、学修を可能にするため設備等の環境を整えるとともに、試験時間を延長する等様々な特別措置を講じている。

(5) 社会人・非法学部出身者に関するこれまでの検証

過去3年間通常枠の合否判定において、社会人・非法学部出身者が入学定員の3割を超過していたため、社会人・非法学部出身者優先合格措置の適用はなかった。

【 入学者選抜における社会人・非法学部出身者割合 】

		受験者数	合格者数	入学者数
2016年度 (入学定員 36人)	全体数	39	24	9
	社会人・非法学部出身者数	23	14	6
	全体数に対する社会人・非法学部出身者割合	59.0%	58.3%	66.7%
	入学定員に対する社会人・非法学部出身者割合	63.9%	38.9%	16.7%
2015年度 (入学定員 36人)	全体数	46	38	18
	社会人・非法学部出身者数	20	17	10
	全体数に対する社会人・非法学部出身者割合	43.5%	44.7%	55.6%
	入学定員に対する社会人・非法学部出身者割合	55.6%	47.2%	27.8%

2014年度 (入学定員 36人)	全体数	44	28	8
	社会人・非法学部出身者数	19	12	3
	全体数に対する社会人・非法学部出身者割合	43.2%	42.9%	37.5%
	入学定員に対する社会人・非法学部出身者割合	52.8%	33.3%	8.3%

※各割合においては、小数点以下第2位で四捨五入し、小数点以下第1位まで表記。

※上表人数は、移行合格判定希望者（併願者）をすべて1人として計上し、算出した人数。

※上表人数には、転入学試験受験者数、転入学試験合格者数、転入学者数を含まない。

2 点検・評価

各年度の入学者全体に占める社会人・非法学部出身者の割合が3割以上であり、過去3年の合計における入学者全体に占める社会人・非法学部出身者の割合が3割以上である。

また、障がいをもつ学生も入学し、健常者である他の学生とともに学修しており、多様な学生がともに学ぶ環境が整っている。

3 自己評定

A

[理由] 社会人・非法学部出身者の割合が3割以上であり、多様性が非常に確保されている。

4 改善計画

特になし。

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

1 現状

（1）専任教員の数と教員適格

本法科大学院の2016年5月1日現在の専任教員総数は14人であり、全員が教授である。14人の専任教員のうち、学部・修士課程・博士課程の専任教員を兼ねているものはない。

本法科大学院の入学定員は、2010年度以前が50人、2011年度が45人であったが、2012年度以降の入学定員は36人、収容定員は108人となった。したがって、専任教員1人あたりの学生数は7.7人であり、法令上必要とされる要件（15人以下）を十分に満たしている。

専任教員と担当科目の一覧、及び教員調書については、巻末資料を参照されたい。

専任教員採用時の適格性の審査については、教授会により選任された審査委員による業績審査・面接審査を経た上で、教授会において採用について審議し、決定している²⁸。

（2）法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

入学定員が100人以下

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実員数	1人	1人	1人	2人	1人	2人	1人

上記の各分野について、適格性を有するとした教員の氏名は、以下の通りである。

憲法：日笠完治，行政法：趙元濟，民法：青野博之，商法：受川環大，春田博，民事訴訟法：小松良正，刑法：臼木豊，對馬直紀，刑事訴訟法：松本英俊

（3）実務家教員の数及び割合

本法科大学院の専任教員14人のうち、実務家教員の数は5人（3割以上）である。したがって、法令上必要とされる割合（2割以上）を十分に満たしている

5人の実務家教員は、すべて弁護士資格を有しており、民事または刑事

²⁸ 添付資料A 5-8 「専任教育職員の選考基準に関する規程」

の各分野において10年以上の実務経験を有している。その中には、司法研修所教官、書記官研修所教官などの経験者も含まれている(別紙教員調書)。

(4) 教授の数及び割合

教授の資格要件については、「専任教育職員の選考基準に関する規程」²⁹第4条に定めるとおりである。

また、法科大学院担当教員の資格については「法科大学院担当教員の委嘱に関する規程」³⁰において定められ、その資格審査は、法科大学院研究科教授会において行う(同規程2条, 3条)。本研究科長は、本研究科教授会の審査結果を大学院人事委員会に報告し、学長は、大学院人事委員会における結果を受け、これを委嘱する(同規程4条, 5条)。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員(実員)		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	14人	0人	14人	5人	0人	5人
計に対する割合	100%	0%	100%	100%	0%	100%

2 点検・評価

法令上必要とされる、専任教員数、専任教員一人あたりの学生比率、法律基本科目の各分野における必要専任教員数、実務家教員割合、教授数等についてはすべて基準を満たしているのみならず、少人数教育を実施するに足る構成となっている。また、適格性の審査についても、適切に実施している。

3 自己評定

適合

[理由] 教育に必要な能力を有する教員につき、教員人数割合を満たしている。

4 改善計画

特になし。

²⁹ 添付資料A5-8「専任教育職員の選考基準に関する規程」

³⁰ 添付資料A5-14「法科大学院担当教員の委嘱に関する規程」

3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

1 現状

（1）専任教員確保のための工夫

本法科大学院においては、前記3-1で述べたとおり、必要にして十分な教員構成を確保しているが、専任教員の退職に伴う教員採用、特任教員の任期更新等については、大学当局の理解を得るべく、その都度、折衝を行っている。

（2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

本法科大学院を修了した弁護士を非常勤講師（「ローヤリング」、「環境法演習」、「法律学特殊講義」を担当）またはアドバイザー弁護士（7-8）として採用し、後進を指導する機会を提供することによって、将来の実務家教員確保に向けた取り組みをしている。

（3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

前記「専任教育職員の選考基準に関する規程」は、教員の所属や専門分野を問わず、本学の教員全般に適用されるものであることから、法科大学院の教員の特性に応じた教員の新規採用及び昇任を判断する際の指針となる基準が必要となった。そこで、2007年6月に、本研究科教授会において「専任教員（研究者教員）の採用及び昇格に関する内規」³¹及び「専任教員（実務家教員）の採用及び昇格に関する内規」³²を決定した。同内規に基づき、在職中の准教授1名が教授に昇任し（2016年4月）、また新規に教授2名（特任教授）が採用されている（2014年4月及び2016年4月）³³。

教員の採用及び昇任以外の場面では、FD活動の一環として行われる①授業アンケートと②教員の授業参観の実施が教員の教育に必要な能力を維持・向上するための取り組みとして活用されている（4-1、4-2）。すなわち、各教員は、中間アンケート及び授業評価アンケートの結果を受けて、自ら反省して授業内容・方法等の改善に努め、また教員相互間の授業参観の実施によって、相互に授業を評価し意見を述べることによって、教育能力の維持・向上に努めている。

また、法科大学院協会等が主催する法科大学院教育に関連する各種研修やシンポジウムに教員を派遣し（4-1）、派遣された教員は、教授会においてその概要を報告し、その報告に基づいて教員間の意見交換を行っている。

³¹ 添付資料B 2 「専任教員（研究者教員）の採用及び昇格に関する内規」

³² 添付資料B 3 「専任教員（実務家教員）の採用及び昇格に関する内規」

³³ 添付資料A 6-1 「法科大学院研究科教授会議事録」

(4) 特に力を入れている取り組み

授業参観（4-1）は、前期及び後期において1週間程度の期間を設けて行われ、専任教員は1科目以上の参観を義務づけられる³⁴。各教員は、授業参観の後、授業方式の評価や感想を報告書にまとめて事務室に提出する³⁵。この報告書は、参観を受けた教員に交付され、その内容を確認し、今後の授業に反映させる努力をするのみならず、参観者と被参観者との間で意見交換が行われることも多い。

2 点検・評価

専任教員確保のための取り組み、将来の教員確保に向けた取り組みや工夫はよく実施できている。教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上のための取り組みは、教員の採用及び昇任に際しては内規に基づき十分に実施され、また授業評価アンケートや授業参観を用いた自己反省と相互評価は、各教員の教育能力の向上に資するものである。

3 自己評定

A

[理由] 教員の確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を維持・向上するための体制が整備され、非常に有効に機能している。

4 改善計画

特になし。

³⁴ 添付資料A13-1「授業参観日程表」

³⁵ 添付資料A13-3「授業参観報告シート」

3-3 教員体制・教員組織 (3) 〈専任教員の構成〉

1 現状

(1) 専任教員の配置バランス

本法科大学院における2015年度後期及び2016年度前期の法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれの開設クラス数及び担当専任教員数、並びに、各科目群の、専任教員と専任教員以外についての、一クラスの履修登録者数の平均値は下記のとおりである。

【 2015年度後期 】

	クラス数	専任教員数 (延べ人数。みなし専任含む)	クラス毎の履修登録者数平均	
			専任	専任以外
法律基本科目	36	36	5.74	8.60
法律実務基礎科目	5	5	5.60	—
基礎法学・隣接科目	3	0	—	3.00
展開・先端科目	14	3	2.33	2.27

【 2016年度前期 】

	クラス数	専任教員数 (延べ人数。みなし専任含む)	クラス毎の履修登録者数平均	
			専任	専任以外
法律基本科目	34	31	4.58	4.00
法律実務基礎科目	10	8	5.25	6.00
基礎法学・隣接科目	2	0	—	2.50
展開・先端科目	11	5	1.80	3.33

[注] 1 専任教員とそれ以外の教員の共同授業は、専任教員のクラスとしてカウントする。

2 履修者が0人のクラスは上表に算入しない。

(2) 教育体制の充実

本法科大学院は少人数教育体制を採っているところ、各科目は、原則として1クラスの開講で足りている。ほとんどの「法律基本科目」及び「法律実務基礎科目」について、専任教員が担当しており、将来もこの体制を維持することができる。専任教員の担当者がいない「基礎法学及び隣接科目」

および「展開・先端科目」の一部については、本法科大学院の専任教員と密接な意思疎通を図ることができる本学法学部・経済学部・経営学部の専任教員に兼担をお願いしている（「法哲学」「会計学」「経営学」「国際関係法Ⅰ（公法系）」「社会保障法」）。

また、分野別FD部会において、各分野あるいは各科目の授業内容及び方法、教材、授業の成果などについて、毎学期ないし毎年確認し検討している（4-1）。

2 点検・評価

専任教員の配置バランスが優れており、徹底した少人数教育を行うことができる。また、分野別FD部会の活動を通して、各法分野または各科目間の授業内容・方法等を検討し、教育体制も充実している。

3 自己評定

A

[理由] 教員の科目別構成が適切であり、非常に充実した教育体制が確保されている。

4 改善計画

現在、民法分野の必修科目の一部を兼任講師に依存しているため、理事会の承認を経て、法科大学院研究科教授会において、民法の専任教員1人を採用することを決定した³⁶（2017年度4月採用予定）。現在、専任教員の採用に向けた公募を行っている。

³⁶ 添付資料A 6-1 「法科大学院研究科教授会議事録」

3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

1 現状

（1）教員の年齢構成

本法科大学院専任教員の年齢構成は、下表のとおりである。

2016年5月1日現在

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者	0人	2人	5人	2人	0人	9人
	教員	0.0%	22.2%	55.6%	22.2%	0.0%	100.0%
	実務家	0人	0人	4人	1人	0人	5人
	教員	0.0%	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%	100.0%
合計		0人	2人	9人	3人	0人	14人
		0.0%	14.3%	64.3%	21.4%	0.0%	100.0%

（2）特に力を入れている取り組み

本法科大学院の開設時において、教育・研究の実績を有しつつ、学部教育に比べて負担の重いと考えられる法科大学院教育の任に耐えられる人材を意識的に採用したことから、40歳代～50歳代の専任教員を中心に構成された。その後の専任教員の退職に伴う新規採用に際しても、常に年齢構成を重視した教員採用を行ってきた。

2016年4月に、男性の専任教員（実務家教員）の定年（70歳）退職に伴う補充人事として、50歳代の女性の専任教員（実務家教員）1人を採用した。

2 点検・評価

本法科大学院における専任教員の年齢構成は、40～49歳が14.3%、50～59歳が64.3%、60～69歳が21.4%であり、その中心は50歳代である。教育・研究の両面からみて、十分な経験を有する上に、今後の向上も見込める世代であると考えられる。また、50歳代を中心としながらも、40歳代、60歳代にもバランス良く教員を配置することにより、教育の多様性を実現できるものと考えられる。

3 自己評定

A

〔理由〕年齢層のバランスが良い。

- 4 改善計画
特になし。

3-5 教員のジェンダーバランス

1 現状

(1) 教員のジェンダーバランス

本法科大学院におけるジェンダーバランスは下表のとおりである。

2016年5月1日現在

性別	教員区分	専任教員		兼任・非常勤教員		計
		研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男		8人	3人	11人	13人	35人
		22.86%	8.57%	31.43%	37.14%	100.0%
女		1人	2人	3人	2人	8人
		12.50%	25.00%	37.50%	25.00%	100.0%
全体における女性の割合		21.43%		17.24%		18.60%

(2) 特に力を入れている取り組み

前述したように、2016年4月に、男性の専任教員(実務家教員)の定年(70歳)退職に伴う補充人事として、女性の専任教員(実務家教員)1人を採用した。これは、専任教員におけるジェンダーバランスに配慮したものである。

2 点検・評価

現在、14人在籍している専任教員のうち、女性の専任教員は3人となり、前回の自己点検・評価時より1人増員となっていること、研究者教員に1人、実務家教員に2人配置していること、兼任・兼任教員における女性の割合が高いことが評価される。

専任教員における女性教員の割合は21.43%であり、また全教員における女性教員の割合は18.60%である。

3 自己評定

A

[理由] 専任教員中の女性比率が高い。

4 改善計画

特になし。

3-6 教員支援体制(1)〈担当授業時間数〉

1 現状

(1) 過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

本法科大学院における過去3年間の各年度の教員の担当コマ数は、下表のとおりである。なお、教員の担当コマ数の一覧は、別途添付する³⁷。

【2014年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	5.5	5	2.5	—	—	1コマ 100分
最短	4	5	2	—	—	
平均	4.61	5.00	2.17	—	—	

【2014年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	6	5	2	—	—	1コマ 100分
最短	3	3	1.5	—	—	
平均	4.61	4.00	1.83	—	—	

【2015年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	5	5	2.5	—	—	1コマ 100分
最短	4	5	2	—	—	
平均	4.56	5.00	2.17	—	—	

【2015年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	6.5	5	3	—	—	1コマ 100分
最短	3	4	1.5	—	—	
平均	4.69	4.50	1.83	—	—	

³⁷ 添付資料B 1 4 -1 「教員別担当コマ数一覧」

【2016年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	5	5	2	—	—	1 コマ 100分
最短	4	4	2	—	—	
平均	4.33	4.50	2.00	—	—	

【2016年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	5	5	2	—	—	1 コマ 100分
最短	3	4	1	—	—	
平均	4.44	4.50	1.33	—	—	

- [注] 1 教員が本法科大学院において担当する週当たりの最長、最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載する。
- 2 兼任教員については、本法科大学院において担当する法律基本科目のみを算出対象とする。
- 3 年度途中で担当教員が継続的に変更（代講）となった場合は、変更後の担当教員の担当コマとして算出する。
- 4 「エクスターンシップ」「研究論文指導」については、算出対象から除外する。
- 5 共同授業は、1コマにつき、1コマを各教員の担当コマ数として計上する。
- 6 オムニバス授業は、1コマにつき、当該期を分割した期数で除した数を各教員の担当コマ数として計上する。（例：2人の教員が当該期を2期に分けて授業を行った場合、各教員の担当コマ数は、1コマにつき、0.5コマとして計上する。）
- 7 共同オムニバス授業については、1コマにつき、当該期を分割した期数で除した数を各教員の担当コマ数として計上する。（例：6人の教員が当該期を2期に分けて3人ずつ授業を行った場合、各教員の担当コマ数は、1コマにつき、0.5コマとして計上する。）

(2) 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

本法科大学院専任教員の、他大学・他学部の授業数も含めた担当コマ数は、下表のとおりである。教員の担当コマ数の一覧は、別途添付する³⁸。

³⁸ 添付資料B14-2「他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数」

【2014年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	7.6	6.6	6.8	5.9	2.5	2.0	1コマ 100分
最 低	4.0	4.0	5.0	4.8	2.0	1.5	
平 均	5.21	5.01	5.9	5.35	2.17	1.83	

【2015年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	7.6	6.5	6.8	5.9	2.5	2.0	1コマ 100分
最 低	4.5	4.0	5.0	5.8	2.0	1.5	
平 均	5.23	4.91	5.9	5.85	2.17	1.83	

【2016年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	7.6	5.0	6.8	5.8	2.0	2.0	1コマ 100分
最 低	4.0	4.0	4.0	5.0	2.0	1.0	
平 均	4.93	4.64	5.4	5.4	2.0	1.33	

- 【注】
- 1 専任教員が本法科大学院及び本学の法学部、他学部、他大学（法科大学院を含む）において担当する週当たりの最長、最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載する。
 - 2 年度途中で担当教員が継続的に変更（代講）となった場合は、変更後の担当教員の担当コマとして算出する。
 - 3 「エクスターンシップ」「研究論文指導」については、算出対象から除外する。
 - 4 共同授業は、1コマにつき、1コマを各教員の担当コマ数として計上する。
 - 5 オムニバス授業は、1コマにつき、当該期を分割した期数で除した数を各教員の担当コマ数として計上する。（例：2人の教員が当該期を2期に分けて授業を行った場合、各教員の担当コマ数は、1コマにつき、0.5コマとして計上する。）
 - 6 共同オムニバス授業については、1コマにつき、当該期を分割した期数で除した数を各教員の担当コマ数として計上する。（例：6人の教員が当該期を2期に分けて3人ずつ授業を行った場合、各教員の担当コマ数は、1コマにつき、0.5コマとして計上する。）

2 点検・評価

授業時間数（コマ数）の平均は、一般的な目安となる週あたり7.5時間（90分授業5コマ＝450分）を下回っており、十分な準備をして授業に臨み、学生のフォローをするのに、良好な授業時間負担となっているといえる。

3 自己評価

A

[理由] 授業時間数が、非常に十分な準備等を十分にすることができる程度のものである。

4 改善計画

特になし。

3-7 研究支援体制

1 現状

(1) 経済的支援体制

ア 教員教育研究費は、基本年額395,000円であり、勤続年数僅少、科研費研究等の理由により、最高635,000円まで増額される。研究費は、「教員教育研究費コピー・教材印刷取扱要領」³⁹（以下「取扱要領」という。）に基づき支給されている。

イ コピー・教材印刷費は、年間5,000度数（5,000枚分）が支給され（ただし、所定の手続により、さらに3000度数を追加することができる）、その取り扱いは「取扱要領」に規定されている。

ウ ゼミ運営補助費及びゼミ論集補助費が「演習（ゼミ）運営補助費・ゼミ論集補助費申請要領」⁴⁰に基づき支給されている。

(2) 施設・設備面での体制

専任教員は、法科大学院棟に独自の研究室（広さは部屋により21.35㎡～28.27㎡）を占有できる。各研究室のコンピュータからは、有線・無線LANにより学内外のデータベースを利用することができる。

(3) 人的支援体制

毎月、専任教員が本学に対し研究費を申請するにあたっては、大学本部の教務部研究推進課への申請の取次業務を担当する職員が法科大学院事務室内に1人配置されている。また、大学本部の教務部学務課研究支援係は、科研費申請や下記（4）の在外研究に係る業務を行っている。

(4) 在外研究制度

本学には、専任教員を国内または国外に派遣する在外研究員制度があり、交通費、滞在費、研究図書資料費が支給される⁴¹。

本法科大学院からの派遣実績は、2012年1人（早稲田大学：日本）、2013年1人（キングストン大学ロースクール：イギリス）、2015年1人（嶺南大学、韓国）である。

(5) 紀要の発行

本法科大学院専任教員を正会員とする駒澤大学法曹研究会を2004年に設立し、実務的にも理論的にも司法界に貢献すべく、『駒澤法曹』を年1回発

³⁹ 添付資料B 4「教員教育研究費コピー・教材印刷取扱要領」

⁴⁰ 添付資料B 5「演習（ゼミ）運営補助費・ゼミ論集補助費申請要領」

⁴¹ 添付資料A 5-9「学校法人駒澤大学在外研究に関する規程」、添付資料A 5-10「学校法人駒澤大学在外研究に関する規程施行細則」

行している。2015年度は第12号を発行し、2016年度は第13号を発行する予定である。

なお、発行した『駒澤法曹』は、国会図書館などへ配布するほか、「駒澤大学機関リポジトリ」（本学図書館所管）においてPDF化され、WEB上どこからでも閲覧できる。

（6）その他

本学には、専任教員がその専門分野において学問の進歩発展に寄与する高度な学術研究を行うにあたり、必要な費用を補助する等その研究及び出版の助成をすることを目的とした特別研究出版助成制度がある⁴²。

2016年度に、本法科大学院の専任教員1人が、教授会の推薦を経て、特別研究助成運営委員会において特別出版研究助成を受けることが決定された。2017年2月末までの刊行を条件として出版助成金100万円が交付されることとなっている⁴³。

2 点検・評価

教員の研究支援体制は、人的支援の面及び施設・設備面での体制は充実している。法科大学院の紀要を発行しており、教員が研究成果を発表する機会が確保されている。また、在外研究員制度が整えられており、直近5年間に、3人の専任教員の派遣実績があること、さらに1人について特別研究出版助成金の交付決定があることは大いに評価できる。

3 自己評定

A

[理由] 支援制度等の配慮が、十分になされている。

4 改善計画

特になし。

⁴² 添付資料A5-32「駒澤大学特別研究助成及び出版助成に関する規程」、添付資料A5-33「特別研究助成細則」

⁴³ 添付資料A6-1「法科大学院研究科教授会議事録」

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

1 現状

（1）組織体制の整備

本法科大学院のFD活動組織は、駒澤大学全体のFD活動のための組織の一環として位置づけられている。

大学全体としては「駒澤大学FD推進委員会規程」⁴⁴（2004年4月1日制定）があり、同規程第7条に基づき「駒澤大学法科大学院FD推進委員会規程」⁴⁵（2006年4月1日制定）が制定されている。法科大学院のFD活動を大学全体のFD活動と密接に関連づけるため、同規程にもとづく「駒澤大学法科大学院FD推進委員会」の構成員は、学長、副学長、法科大学院研究科長及び専攻主任、教務部長、幹事若干名である。

そして、同規程第6条によって「法科大学院FD小委員会」が設置されている。研究科長が委員長、専攻主任が副委員長となり、全専任教員及び特任教員が委員である。また、事務職員2名が幹事である。

また、同規程第7条により、「法科大学院分野別FD部会」が設置され、本年度は、①公法系FD部会（研究者教員2人、実務家教員2人）、②民法系FD部会（研究者教員3人、実務家教員3人）、③刑事法系FD部会（研究者教員3人、実務家教員1人）が設置されている⁴⁶。

また、2011年度より、法科大学院拡大FD小委員会が実施されている。これは、非常勤教員にもFD活動に参加してもらうものである。

（2）FD活動の内容

ア FD小委員会

法科大学院FD小委員会は、定例教授会終了後に引き続き開催され、法科大学院のFDに関し報告し審議を行う。同小委員会の開催実績は、2012年度8回、2013年度5回、2014年度4回、2015年度4回、2016年度3回（ただし7月まで）である。

毎年度の最初のFD小委員会で承認されたFDに関する各活動は、各回のFD小委員会で具体的日程や進め方を決定して実施し、実施された各活動については、その次のFD小委員会で報告し、次回以降改善の必要があれば検討される。

各年度のFD計画は、執行部から各年度最初のFD小委員会に提案さ

⁴⁴ 添付資料A5-35「駒澤大学FD推進委員会規程」

⁴⁵ 添付資料A5-37「駒澤大学法科大学院FD推進委員会規程」

⁴⁶ 添付資料A6-2「法科大学院FD小委員会議事録」

れ、議論を経て承認される⁴⁷。2016年度の計画内容は、①学生ヒアリング、②中間アンケート、③教員授業参観、④授業評価アンケート、⑤定期試験出題趣旨・成績評価基準公表、⑥クラス担任による学習指導である⁴⁸。

これらのうち、①②及び④の内容については、次項（４－２）に記載し、③教員授業参観については後述する。

⑤定期試験出題趣旨・成績評価基準配付は、2011年度より定期試験の出題趣旨と成績評価基準を学生に明示し、今後の学習指針を示すために導入されたものであり、FD小委員会でのフォーマットやメスを決定して、非常勤を含め定期試験を行う全教員に作成を依頼する。

また、⑥クラス担任による学生指導は、クラス担任制度を実効化するためにFDのテーマとしているものであり、学生の個別指導が十分にできる態勢を整えるため、個別学生についての教員間の情報共有の仕組みやクラス担任としての指導のあり方などを議論している。

これらのほか、FD小委員会では、授業や学修指導にあたり問題となる事象を認識した執行部や教員からの情報提供がなされることもあり、その場合には、その場で参加教員による情報交換・意見交換がなされ、必要に応じて改善策を策定し実施される。具体的な例としては、2015年度の終盤に、1年次生の中で勉学に集中できていないと思われる者、成績が振るわない者が複数いることが問題として提起された。意見交換の結果、まもなく同年度後期成績発表を受ける1年次生に対し、科目担当教員への質疑応答とは別に、試験の結果や勉強方法について質問や相談がある場合、研究者教員である對馬研究科長と実務家教員である江森准教授にそれぞれ連絡の上で面談するように告知し⁴⁹、実際に数名の面談が行われた。また、夏休みの学修を効果的に行わせるため、2016年度の夏休みを前に、全学生に対して、夏休みの学修計画を研究科長に提出させることとした。

また、毎年の司法試験の短答式試験合格者発表、合格者発表については、これをFD小委員会でも話題として、授業の内外におけるどのような指導が合格のために有効であったといえるかなどの意見交換をし、翌年度以降に向けた改善に活かすようにしている。

さらに、2015年度の後半から、對馬研究科長が、自学自修用ポートフォリオの作成やルーブリック（近時の教育学で論じられる学修達成度を判断する基準を示す教育評価法）の活用に向けた研究を行っており、FD小委員会においてその成果が随時報告され、議論がなされた。その成果として、2016年8月22日にTKCを通じて学生の自修用ツールとして掲示された。

⁴⁷ 添付資料A 6-2 「法科大学院FD小委員会議事録」

⁴⁸ 添付資料A 6-2 「法科大学院FD小委員会議事録」

⁴⁹ 添付資料A 6-2 「法科大学院FD小委員会議事録」

イ 拡大F D小委員会

2011年度より、法科大学院拡大F D小委員会が実施されている。これは、非常勤教員にもF D活動に参加してもらうものであり、開催実績は、2012年度から2015年度まで各2回であり、2016年度にも2回の開催が予定されている。

拡大F D委員会では、非常勤教員も含めた教員団（ファカルティ）全体の教育力の向上を図る目的のもと、現下の法科大学院全体の状況及び当法科大学院の客観的状況についての認識を全教員で共有するとともに、日頃の授業の感想や意見を交換し、本学の学生の状況などについて情報交換を行う⁵⁰。

ウ 分野別F D部会

専任教員は、担当科目等を軸として、①「公法系F D部会」（研究者教員3人、実務家教員1人）、②「民事法系F D部会」（研究者教員3人、実務家教員3人）「民法系F D部会」（研究者教員1人、実務家教員1人）、③刑事法系F D部会（研究者教員3人、実務家教員1人）に分属し、各科目の授業内容及び方法や教材、授業の成果などについて情報交換し検討するとともに、分野内の各科目の役割分担等を話し合う。また、各科目における到達目標の設定も、分野別F Dのテーマである。

なお、民事法系F D部会については、2014年度までは「民法系F D部会」（研究者教員1人、実務家教員1人）、「企業法系F D部会」（研究者教員1人、実務家教員1人）、および「民事訴訟法系F D部会」（研究者教員1人、実務家教員1人）に分かれていたが、合同で行う必要性が認識され、2015年度に統合された。

各分野別F D部会の開催実績は、次表のとおりであるが、各分野におけるF Dに関連する意見交換や相談は日常的に行われており、部会開催時のみにとどまるものではない。

⁵⁰ 添付資料A 6-2 「法科大学院拡大F D小委員会議事録」

分野別 FD部会名	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
公法系	1	1	1	1	2
民法系	2	2 ※	2	3	1
民事訴訟法系	3	2 ※			
企業法系	1	1			
刑事法系	2	1		2	2

※ 内1回は民法系・民事訴訟法系合同部会

エ 教員の授業参観

教員の授業参観は、学期中盤の決められた1週間の中で、教員が他の教員の授業を参観するものであり、参観者の教育技術向上のための参考にするとともに、参観者の感想をフィードバックすることにより授業の改善の一助とすることを目的とする。

具体的には、FD小委員会において、各教員が自己が参観を希望する授業を特定して申告し、その授業を参観するというものであり、教員は、1コマ（100分授業）の全てを参観しても良いし、前半と後半で異なる授業を参観しても良いこととしている。

なお、2013年度と2014年度には、教育技術・教育方法の共同研究を目的として、特定の授業を「モデル授業」とし、その時間に都合の付く専任教員は全員がこれを参観するとともに、終了後に授業担当者と参観者による意見交換を行う取り組みを行ってきた。しかし、実際問題としてFD小委員会において多くの専任教員の都合の付く授業が特定できず、また、9月入学の実施に伴いクラス数が増えた反面で1クラスの学生数が減ったため、大勢の教員が同時に見学することは日頃の授業の雰囲気を変えてしまい学生が窮屈に感じるのではないかという意見があったこともあって、2015年度からはこれを実施していない。

オ 外部研修への参加

学外で行われるFDに関連する各種研修へも参加し、配布資料を講師控室に備えおくことで、知見を共有している。

2015年度は、以下のとおりである。

- ・ 5月30日 法科大学院協会総会（松本）
- ・ 12月5日 日弁連主催 司法試験シンポジウム「司法試験の更なる改善に向けて」（江森）

・2月27日 日弁連主催 法科大学院教員研究交流集会（江森）

なお、江森教授は、日弁連法科大学院センター民事実務研究会委員であり、同研究会での研究に参加し、同センターが毎年開催する教員研究交流集会の企画に関与している。

カ 不定期に行う勉強会

2014年3月12日のFD小委員会修了後、修了生の夏目修司弁護士、野付さくら弁護士を招いて、勉強会を行った。

両弁護士は、いずれも未修者として当法科大学院で学び、司法試験に合格した経験を元に、日弁連法科大学院センター民事実務研究会に参加して、法科大学院における民事系科目の教育方法について研究をしてきた。そして、2014年2月の日弁連主催の法科大学院実務家教員研究交流集会における分科会で、それぞれ発表し好評であったところから、母校である当法科大学院の教員間でもこれを共有し、議論を深める目的で行われたものである。発表のタイトルは、夏目弁護士が「紛争解決を志向した教育方法の再構成」、野付弁護士が「未修者の『暗記依存症』に対する処方箋を考える」というものであり、いずれも有益であった。

(3) FD活動の成果及び成果に結びつかせるための方策・工夫

FD小委員会、分野別FD部会、拡大FD小委員会を継続的に実施し、実のある意見交換を行うことが基本であるが、これにとどまらず、常日ごろから教員同士の意見交換・情報交換を積極的に行うように心がけている。当法科大学院は、全専任教員・特任教員の研究室が法科大学院棟の7ないし9階にあり、また、時間のあるときは1階の講師控室に立ち寄るなどすることで、教員同士の日常的な意見交換・情報交換が可能になっている。

また、各種FDに関する議事録や、外部研修で配布された資料等は講師控室に保管され、随時、閲覧可能である。

これらのFD活動の結果として、授業の内容や方法は改善されているといえる。具体的には、学生アンケートに関する4-2で述べる。

(4) 教員の参加度合い

法科大学院FD小委員会は、教授会後に開催されるので、ほぼ全員が毎回参加している。また、各分野別FD部会も、少人数の構成であり、ほぼ全員が出席し、充実した議論が行われる。

授業参観は、専任教員については、参観希望授業をFD小委員会で報告するため、全員が参観に参加している。

クラス担任は専任教員のみが持ち特任教員は持たないが、クラス担任を通じた学修指導についてのFD小委員会の議論には特任教員も積極的に参

加し、担任制度を実りのあるものにするよう全員で協力し合っている。

(5) 特に力を入れている取り組み

学生の人数が減少してきていることもあり、従前よりは、学生個人の資質や勉強量などに目配りをしながら、学生に合った教育方法を模索することができている。その反面、アンケートなど学生の匿名性が重視される取り組みで匿名性を確保することが難しくなっている等の問題があり、どのようにすれば学生の意見を広く吸収することができるかが課題でもある。

少人数の教員団が少人数の学生を丁寧に指導することが当法科大学院の長所であるから、今後も、そのことについて特に力を入れて取り組んでいく。

2 点検・評価

FDの体制は整っており、FD小委員会のもとで企画運営される各種の取り組みはいずれも、教員のほとんどが参加し、機能している。FDの成果を実際の教育にフィードバックする仕組みや、これを検証する仕組みとして、各FD関係会議での率直な意見交換、教員の授業参観などがあり、これらを通じて、FDの成果が着実に教育に反映されているといえる。

3 自己評定

A

[理由] FDの取り組みが、質的・量的に見て非常に充実している。

4 改善計画

特になし。

4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

1 現状

（1）学生による授業等の評価の把握

ア 授業評価アンケート

各学期終盤に、選択方式と自由記載方式の2種類を実施する。

終盤に実施する理由は、学生が授業進行の全体を評価できることと、結果が教員に伝わるのは当該学期の成績評価の後になることから、学生は教員が成績評価にあたり反応するかもしれないという懸念を持つことなく率直な回答を寄せることができると考えるからである。

① 選択方式

授業について各項目ごとに評価を選択する方式のアンケートは、アンケート週間（第13週）のすべての授業において、教員が直接アンケート用紙⁵¹を配布し、休み時間等に学生に封筒に取りまとめてもらったものを教員が事務室に持参するという方式で行う⁵²。

この方式を採用する理由は、回答率の確保である。すなわち、各自が空き時間にTKCを通じて評価するという方法では、十分な回答率を確保できず、また、学生は、受講している全科目の評価をしなければならないところから時間的負担ともなる。そこで、授業時間ごとに当該授業について評価し、回収を確実にすることを目的とする。

これまでの回収率は、以下のとおりである。（単位：%）

年度	2012		2013		2014		2015		2016
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期
回収率(%)	85.10	81.72	86.45	88.70	84.53	87.02	91.14	85.59	

② 自由記載方式

TKCの上で、学生が自由に評価や意見を述べるができるよう、2週間（第13～14週）にわたりアンケートページが設置される⁵³。

上記の選択方式とは別にこれを行う理由は、学生が直筆により記載者を特定されることをおそれて率直な記載を抑制することがないようにというものである。TKCのシステムにより、記載者の匿名性は厳格に担保される。

イ 中間アンケート

学期の中盤に、法科大学院所定の用紙⁵⁴あるいは授業担当者が独自に用意した用紙で、アンケートを行う。

⁵¹ 添付資料A14-2 「授業改善のためのアンケート回答用紙【選択式】サンプル」

⁵² 添付資料A14-3 「授業評価アンケート【選択式】配付・回収手順」

⁵³ 添付資料A14-4 「授業改善のためのアンケート【記述式】回答画面サンプル」

⁵⁴ 添付資料A14-5 「中間アンケート用紙」

上述の授業評価アンケートが学期の終盤に行われることから、授業評価アンケートだけでは、学生が何らかの改善が必要であると感じていても、これをその学生の履修中に改善することは不可能である。そこで、当該授業の前半を体験して後半授業に向けて学生がどのようなことを望んでいるかを知ると同時に、改善すべき点を探り、即時の改善に役立つとともに、学生の誤解があれば担当者の真意を学生に伝える機会を設けるためのものである。

実施の有無や具体的内容は各教員に委ねられており、無記名で実施する。その結果は、担当者から学生に授業中口頭で伝え、記入済みアンケート用紙は各担当者が保管する。また、専任教員は、分野別FD委員会などで報告する。

(2) 評価結果の活用

中間アンケートの結果は、授業担当教員が活用するとともに、分野別FDなどでの議論の参考とする。

授業評価アンケート結果は、事務局により取りまとめられ、授業担当者に書面で伝えられる。選択式については、各項目の評価平均値が数値とグラフで示されたものが、全体平均・学年平均のそれとともに示され、記述式については、評価者の匿名性が確保された態様で印刷されたものが渡される。

各教員は、これを受けて、感想や改善点、従来よりも改善された点等について学生に向けたコメントを記載した書面を作成する。これを事務局が取りまとめて、各年度の「授業評価と授業改善」⁵⁵と題する冊子にまとめ、学生に配布する。

この「授業評価と授業改善」は、学生に配布するほか、FD小委員会などでの議論の基礎資料としても利用されている。

(3) アンケート調査以外の方法

各学期の期末試験終了後に、学生の任意参加による「学生ヒアリング」が行われている。研究科長、専攻主任、運営委員が、学生から意見を直接聞くものであり、施設・設備等に関する要望とともに、授業方法や授業内容についての意見を聴取する。聴取した要望は定例教授会で報告され、授業方法や授業内容についての意見については、FD小委員会での議論の資料となる。

また、各専任教員は、週1回「オフィスアワー」を持っており、この時間帯には、研究室に待機して、学生からの質問や相談に応えるとともに、授業内容や授業方法についての意見なども聴取する。

⁵⁵ 添付資料A14-1「法科大学院 授業評価と授業改善」

(4) 特に力を入れている取り組み

担任面談や、さまざまな場面を通じて、随時、学生の教育改善要望の聴取を行うようにしている。学生は、成績評価を気にして教員に直接意見を言うことをためらうことがあるから、教員自身も学生の評価と切り離して学生の率直な意見を聴くことに務めている。また、教員が学生の建設的な意見に接したときは、FD小委員会や分野別FD委員会など、FD関連会議での議論の資料とする。

また、学生は、アドバイザー弁護士（7－8）に対して授業方法などについての意見を述べることもあり、この場合には、アドバイザー弁護士の判断により、教員側に伝えられることもある。この点、アドバイザー弁護士には、出身法曹の中から、親しみやすくバランス感覚に優れた弁護士を起用するように、駒澤法曹会に依頼しているところである。

2 点検・評価

学生の意見を聴取するシステムは、多面的に構築されている。

授業評価アンケートは、回収率を上げる工夫がなされるとともに、匿名性の確保が十分になされている。これに加えて、中間アンケートや学生ヒアリングなど、学生の教育方法や教育内容に対する意見を聴取する仕組みも整えられている。

また、毎年、授業評価アンケートに対する教員のコメントを集めた冊子「授業評価と授業改善」を作成することにより、教員自身も自己評価や反省を迫られるとともに、改善を約束し、また、約束した改善がなされたかを検証することができている。

3 自己評定

A

[理由] 学生による評価を把握し活用する取り組みが非常に充実している。

4 改善計画

特になし。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成（1）＜科目設定・バランス＞

1 現状

（1）開設科目

2016年度からカリキュラムが改正され適用されている。法律基本科目群，法律実務基礎科目群，基礎法学・隣接科目群，展開・先端科目群毎の開設科目数は，以下のとおりである⁵⁶。

	開設科目数	単位数	うち 必修科目数	うち 必修単位数
法律基本科目群	42 * 1	84	28 * 2	64 * 2
法律実務基礎科目群	10	18	3 * 3	15 * 3
基礎法学・隣接科目群	8	16	0 * 4	4 * 4
展開・先端科目群	38	76	0	0

* 1 公法系10科目，民事法系21科目，刑事法系11科目。

* 2 必修科目以外の14科目から8単位選択必修。

* 3 「法律情報Ⅰ」・「法律情報Ⅱ」（いずれも1単位科目）のいずれか1単位選択必修。「ローヤリング」，「エクスターンシップ」，「民事裁判演習」，「刑事裁判演習」，「リーガル・クリニク」（いずれも2単位科目）の5科目から8単位選択必修。

* 4 4単位選択必修。

（2）履修ルール

履修上の制限・ルールは，以下のとおりである⁵⁷。

授業科目区分	必修	選択必修	選択
法律基本科目	56	8	—
法律実務基礎科目	6	9	—
基礎法学・隣接科目	—	4	—
展開・先端科目	—	—	14
合計	97		

なお，既修者コースに合格して入学した者は，1年次の必修科目から一律

⁵⁶ 添付資料A 4 「法科大学院履修要項」

⁵⁷ 添付資料A 4 「法科大学院履修要項」

に下記24単位を認定するため、修了に必要な単位数は73単位となる。また、単位認定試験においてすべての個別認定科目が認定されたときは、修了に必要な単位数は63単位となる。

※ 一律認定科目（各科目 2 単位， 計24単位）

憲法Ⅰ，憲法Ⅱ，憲法Ⅲ，民法Ⅰ，民法Ⅱ，民法Ⅲ，民法Ⅳ，民法Ⅴ，民法Ⅵ，刑法Ⅰ，刑法Ⅱ，刑法Ⅲ。

※ 個別認定科目（各科目 2 単位， 計10単位）

行政法，商法Ⅰ，商法Ⅱ，民事訴訟法，刑事訴訟法。

（3）学生の履修状況

	未修者コース 履修単位数（平均値）	既修者コース 履修単位数（平均値）
法律基本科目群	64 (67.5)	34 (38.0)
法律実務基礎科目群	15 (15.0)	15 (16.0)
基礎法学・隣接科目群	4 (4.0)	4 (4.0)
展開・先端科目群	14 (15.5)	14 (15.0)
上記4科目群の合計	97 (102.0)	67 (73.0)

*1 本表中、「履修単位数」とは、修了認定において修得を必要とする単位数を指す。

*2 本表は、2015年度修了者（未修者コース4人，既修者コース2人）の科目群別修得単位数に基づき作成した。なお、原級に伴い、修得済み科目を再履修した場合の修得単位数は、集計から除外した。

*3 既修者コースにおける履修単位数・その平均値においては、これまでの法学既修者認定により修得したとみなされる単位数（一律認定法律基本科目群30単位。現在の一律認定科目に商法Ⅰ，商法Ⅱ，商法Ⅲを加えたもの。）を含まない。

（4）科目内容の適切性

法律基本科目群，法律実務基礎科目群，基礎法学・隣接科目群，展開・先端科目群にそれぞれ配置されている各科目の実質的内容は，カリキュラム検討委員会や分野別FD部会において検討し，当該科目名及び当該科目群に適合していることが確認されており，前回の認証評価においても，問題を指摘されていない。

（5）特に力を入れている取り組み

ア 今年度から適用されているカリキュラムの策定にあたっては，学生の履修が，法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目の各科目について，その位置づけ・意義を検討し⁵⁸，年次及び前・

⁵⁸ 現地調査時閲覧資料A6-4「カリキュラム検討委員会議事録」，現地調査時閲覧資料A6-3「分野別FD部会議事録」

後期の両側面において、いずれかの科目群に過度に偏ることがないように、カリキュラム上の年次配当及び時間割上の前・後期配当を適切に配置するなどの工夫をしている。

- イ 第1期入試合格者は、9月入学制度を利用して、早く学修を始めることができる。
- ウ セメスター制度を導入し、すべての科目は半期で終了し、法律基本科目を中心に、同一科目を前後期の双方に配置している。これにより、年度内再履修も可能にしている。具体的には、F評価科目（不合格）のうち、必修科目は再履修が必須であり、C評価科目（合格）は原級者を除き再履修は任意であり、B評価科目（合格）は原級者を除き再履修は任意であるところ、B以下の評価となった科目は、A・S評価を目指して再履修し、学習を深化させることが可能である。法律基本科目を中心に、同一科目を前後期の双方に配置していることを利用して、前期の成績発表後に年度の履修計画を見直し、前期に高い評価を得られなかった科目について年度内再履修を行うことで原級となる前に、苦手科目の早期リカバリーが可能である。
- エ 発展演習科目の履修を促すために、旧カリキュラムでは、1科目2単位を履修すれば足りるとしていたのを4科目8単位履修しなければならないこととした。発展演習科目は、最終学年に位置づけられ、少人数教育において個別の学生に適合した指導が可能であり、文書作成能力の養成に最適だからである。そのため、旧カリキュラムの4科目（民法法総合演習Ⅰ・Ⅱ、刑事法総合演習、刑事証拠法）を廃止し、前記4科目から3科目6単位の履修を発展演習科目に変更した。
- オ 単位認定試験の導入により既修者コース入学者の2年次（1年目）のカリキュラムにおける前期（9月入学者の後期）の履修負担を軽減した。

2 点検・評価

授業科目は、「法律基本科目」、「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」、「展開・先端科目」のすべてにわたって開設し、必修・選択必修の枠を各科目群にバランスよく配することによって、学生の履修が各科目群のいずれかに過度に偏ることがないようになっている。

「法律実務基礎科目のみ」で15単位、「基礎法学・隣接科目のみ」で4単位、「展開・先端科目」の14単位の合計で、33単位を履修させるようになっている。

なお、司法試験対策・準備を主目的とした科目や、継続的な参加が事実上義務づけられているような補習授業はない。

3. 自己評定

A

[理由] 全科目群の授業科目の開設，履修が偏らないような配慮いずれも非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

5-2 科目構成(2) <科目の体系性>

1 現状

(1) 科目開設の体系性

ア 体系性に関する考え方, 工夫

(ア) 教育課程の体系性

法曹養成に特化した教育を行うという法曹養成研究科の理念・目的に即して、以下の科目群により、教育課程は体系的に編成されている。

法律基本科目のうち、法曹として必要な基本的法分野に関する科目については、法律実務基礎科目及び展開・先端科目を履修する上で、その理解と修得が必要な科目群として、1年次及び2年次に開設されている。

とりわけ、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」を受け、憲法、商法、刑法の3分野の増設科目として、「憲法Ⅲ」(1年次科目)、「商法Ⅲ」(2年次科目)、「刑法Ⅲ」(1年次科目)を開設した。「商法Ⅲ(商法総則・商行為・手形小切手)」は、1年次科目である「民法Ⅰ」から「民法Ⅴ」までの財産法分野を履修してから学修することが望ましいことから、今年度から2年次科目としている。

発展演習科目は、1年次及び2年次における科目の修得の上に、さらなる法運用力の深化のための科目として3年次の前・後期に開設され、それぞれ発展演習Ⅰ、発展演習Ⅱとして、修了まで履修することができるようにし、学修の総仕上げを図っている。

法律実務基礎科目は、法曹養成に特化した教育をおこなうために、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分又は理論と実務との架橋を強く意識した科目群として、1年次から3年次にわたり開設されている。エクスターンシップは、本法科大学院が提携する法律事務所で10日間行われるため、前期集中・後期集中授業とされている。

基礎法学・隣接科目は、法曹としての視野の広がりとは法に対する根本的な知見と理解とを獲得し、もって法に対する深い理解の獲得を目的とした科目として、1年次から3年次にわたり開設されている。

展開・先端科目は、法曹として専門的法分野を確立するための基礎を獲得するための科目群として2年次から3年次に開設されている。また、前述したように、職域開拓の一環として、大学院博士後期課程入学に必要な能力を涵養し、さらには法科大学院研究者教員の養成や渉外事務所への就職を目的として、展開・先端科目に「研究論文指導」・「外書講読」を開設している。

以上に述べたように、各科目群・各授業科目の開設目的に応じて、各授業科目の履修年次を1年次から3年次でバランスよく配分するととも

に、学生が希望する授業科目の履修を可能とするために、前期・後期の開設科目数のバランス、各曜日の開設科目数・時間のバランスを配慮して時間割りを作成している⁵⁹。

(イ) 法曹にとって必要なマインド・スキルの養成

本法科大学院入学者の多くは弁護士を志望しているが、検察官や裁判官をめざして入学する者もあり、学生みずからが社会に密着し、「人に寄り添い、社会と繋がる法曹」として、その活動をまっとうするために必要と考える科目を自由に選択できるようになっている。次のとおり、本法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学修できるように配置されている。

法曹にとって必要なマインド・スキルに関連する科目としては、「法曹倫理」、「法律情報」、「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」などの法律実務基礎科目が、法曹としての責任感・使命感、法情報調査能力、コミュニケーション能力を涵養する実践的科目として開設されている。また、法律基本科目や展開・先端科目では、その教育内容において、上記のマインドやスキルのほか、基礎的かつ専門的な法的知識の修得、事例課題などの資料を使用しての演習では、そこに現れた事実・資料では何が足り、何が不足しているかを見極める事実分析・認定能力、事案解決に向けての法的な観点からの分析・推論能力、それらを踏まえた最終的なアウトプットとしての口頭又は書面による起案能力・問題解決能力、関連する裁判例の一般理論と個別具体的な射程の分析を通じて、学生みずからの正義感・描いている法曹像からする批判的、政策的、創造的な問題提起能力・説得能力などの涵養をつねに意識したものとなっている。

イ 関連科目の調整

関連する科目間では、分野別FD部会や担当教員間で話し合っって効率的・効果的な履修が可能なように、内容の調整を行っている。

(2) 特に力を入れている取り組み

カリキュラムにおいては、法律基本科目のうち、法曹として必要な基本的法分野に関する科目については1年次の必修科目として配当し、さらに2年次の特別演習（必修科目）、3年次の発展演習（選択必修科目）と、科目の年次配当や授業の内容において段階的に構成している。これとともに、「法律情報」を1年次から選択可能な科目としており、法律情報へのアクセス能力やプレゼンテーション能力の涵養を早期から図っている。

また、法律実務基礎科目について、「法曹倫理」、「民事訴訟実務基礎論」、「刑事訴訟実務基礎論」の各科目を必修科目とし、「ローヤリング」、「エク

⁵⁹ 添付資料A18「法科大学院授業時間表」

スターンシップ」,「リーガル・クリニック」,「民事裁判演習」,「刑事裁判演習」から4科目を選択必修すべきものとして開設している。

さらに,「隣接科目」及び「展開・先端科目」の多くの科目を2年次から(一部の科目では1年次から)履修できるようにして,学生が希望する科目を自由に履修できるようになっている。

最後に,法科大学院教員養成・研究者養成を目的として,大学院(法学研究科等)博士後期課程入学に必要な能力を涵養するために,展開・先端科目に「研究論文指導」・「外書講読」を2011年度から開設している(前者については2011年度1人(駒澤法曹8号に「論説」として掲載),後者については2011年度3人,2012年度3人,2013年度6人が履修した)。

2 点検・評価

カリキュラムは,授業科目について十分に検討・検証の上で策定されており,法曹養成の任にあたる専門職大学院として必要な授業科目を開設し,その体系的・適切性の点において,非常に良好であるものと認められる。

高度の専門性が求められる法曹養成のための教育を行うという目的に照らして,各科目群の開設科目の種類は豊富であり,体系的にもバランスがとれていると思われる。また各授業科目について,履修年次,開設時期(前期・後期の別),開設曜日・時間が配慮されており,学生が,バランス良く,かつ,柔軟に,選択履修できる仕組みが整っていると認められる。

3 自己評価

A

[理由] 授業科目の体系的が,非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

5-3 科目構成(3) <法曹倫理の開設>

1 現状

(1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

法曹倫理を教育内容とする授業科目として、法律実務基礎科目に「法曹倫理」の名称で、2単位必修の科目が2年次前期・後期に開設されている。

ケーススタディによって、具体的場面での法曹倫理の在り方を学び、2年次から3年次にかけての開設科目である「エクスターンシップ」や「リーガル・クリニック」につなげて、より実践的に法律実務の基礎を学修することができるようになっている。

(2) 科目の内容

「法曹倫理」では、弁護士倫理を中心として、裁判官倫理、検察官倫理も扱う。

たとえば、弁護士倫理の学修では、依頼者との相談、事件受任、相手方との交渉、裁判、事件の終了など、一連の事件処理のなかで、常に法曹倫理が問題となりうることを、具体的設例をとおして学生に深く考えさせ、学べるように工夫している。また、刑事弁護についても、実際の刑事手続を意識しながら、手続のどの段階で、弁護人としてどのように対応すべきかを考えさせるようにしている。誠実義務、真実義務、守秘義務等を単に抽象的にではなく、より具体的、実践的に探し考え、学べるようになっている。

2 点検・評価

弁護士倫理、裁判官倫理、検察官倫理を科目の内容とする必修科目として「法曹倫理」が2年次前期・後期に開設され、その内容は適切である。

3 自己評定

適合

[理由] 法曹倫理が必修科目として開設されている。

4 改善計画

特になし。

5-4 履修（1）＜履修選択指導等＞

1 現状

（1）履修選択指導についての考え方

法曹養成教育のコモン・ベーシックをなす知識や理論を修得するために開設された必修科目を1年次に多く配当しつつも、その他の科目については複数年次に配当したことから、履修選択の余地、したがって、履修選択指導の余地が広がっている。そこで、履修選択指導にあたっては、学生自身が描く法曹像と整合し、その法曹としての活動をまっとうしうるマインドとスキルを涵養するために必要であると考えられる科目について、前・後期の履修科目数のバランス及び司法試験において選択する科目との関連性を考慮に入れて、受持ち学生につき担任が選択指導を行っている。

（2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーションやガイダンス

入学時のオリエンテーションや進級時のガイダンスにおいて、学生全体に対して、履修科目の選択等について資料を配付し、さらに「法科大学院開講科目の履修モデル（推奨履修期）について」⁶⁰を作成し、これに基づいて説明している。「商法Ⅲ（商法総則・商行為・手形小切手）」は1年次科目である「民法Ⅰ」から「民法Ⅴ」までの財産法分野を履修してから学修することが望ましいことに鑑み、「商法Ⅲ」を2016年度以降これまでの1年次科目から2年次科目に繰り下げたが、これについても、十分説明をしている。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

「法科大学院開講科目の履修モデル（推奨履修期）について」を作成し、また各専任教員が5人程度の学生につき個別の履修指導を担当する「クラス担任制」を採用するとともに（7-8）、毎週特定時間に指定したオフィスアワーを利用して、クラス担任教員が担当学生に対して、本学の建学の理念に基づくカリキュラムのもと、学生が志す法曹像に到達するのに必要なマインド・スキルに対応して、どのような科目をどのような手順で履修することが必要、かつ効果的かについて、きめ細かな個別指導をしている。

ウ 情報提供

履修要項⁶¹において情報提供しているほか、新入生オリエンテーション・在校生オリエンテーション、エクスターンシップ説明会及び同報告会、リーガル・クリニック説明会を開催している。また、本学出身弁護士であるアドバイザー弁護士（7-8）による履修指導も、個別具体的な情報提

⁶⁰ 添付資料A 17-2 「法科大学院開講科目の履修モデル（推奨履修期）について」

⁶¹ 添付資料A 4 「法科大学院履修要項」

供の場として利用されている。

(3) 結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

5-1の学生の履修状況が示すように、必修や選択必修の構成、時間割上での工夫、クラス担任による履修指導などによって、学生は、バランスよく履修している。

担任教員は、担当する学生が履修登録する前に学生から相談を受けた後、さらに学生が提出した履修確認表により学生の履修科目選択の状況を確認している。

イ 検証

教授会、FD小委員会、各分野別FD部会、各科目担当教員間において、各発展演習科目、「エクスターンシップ」や「リーガル・クリニック」の履修状況について検証している⁶²。

(4) 特に力を入れている取り組み

履修しやすいように、時間割の上でのバッティングを避けるために、必修科目・選択必修科目の曜日配置・前後期配置を工夫している。また、5-1で述べたように、 Semester制度を導入し、主要科目を前後期に配置し、年度内再履修も可能にし、学習を深化させ、苦手科目の早期リカバリーを可能にしている。さらに、既修者コースについて、社会人が学びやすいように、平日夜間・土曜日も開講している。

2 点検・評価

学生が志す多様な法曹像に対応し、それに到達するために必要なマインド・スキルを涵養するためには、どのような科目をどのような手順で履修することが必要、かつ、効果的かについて、全体指導のみならず、クラス担任による個別指導がおこなわれている点は大いに評価できる。

3 自己評定

A

〔理由〕履修選択指導は、非常に充実している。

4 改善計画

特になし。

⁶² 現地調査時間閲覧資料A6-1「法科大学院研究科教授会議事録」、添付資料A6-2「法科大学院FD小委員会議事録」、現地調査時間閲覧資料A6-3「分野別FD部会議事録」

5-5 履修（2）＜履修登録の上限＞

1 現状

（1）各学年の履修科目登録の上限単位数

各年次において履修できる単位数の上限は、①1年次40単位、②2年次38単位、③3年次44単位である（長期履修学生の履修制限単位数については、別途規定している⁶³）。

履修登録は各学年の前期・後期ごとに期間を設けて行い、履修登録システム上、上限単位数を超えて登録されることはない。

なお、前期（9月入学者は後期）に履修できる単位数は、各年次において履修できる単位数の上限の60%を限度としている。この履修単位数の制限は、おもに3年次の前期における授業科目の集中履修を防ぐためのものである。

（2）法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加の有無

法学未修者教育の充実の見地から法律基本科目の2単位必修科目として、1年次に「憲法Ⅲ」、「刑法Ⅲ」を、2年次に「商法Ⅲ（商法総則・商行為・手形小切手）」を増設したことにより、履修単位数上限は、①1年次は4単位上乗せして40単位、②2年次は2単位上乗せして38単位となり、合計6単位を上乗せしている。

（3）法学既修者についての履修単位数増加の有無

法学未修者2年次に増加させた法律基本科目の必修科目（「商法Ⅲ（商法総則・商行為・手形小切手）」（2単位））は既修単位認定の対象とせず、2年次に在学する法学既修者に履修させることとしたため、2年次の履修単位数上限は2単位上乗せして38単位となっている。「商法Ⅲ」は、法学既修者として認定された者にも履修させる科目として教育内容・水準及び方法が適切なものである。

（4）その他年間36単位（修了年度の年次は44単位）を超える履修の有無

法学既修者について、既修単位認定の対象となる法学未修者1年次配当必修科目の一部につき、十分な能力が認められなかったため、当該科目について既修単位認定を行わず、2年次に履修させる場合には、2年次履修単位数上限の38単位に、入学時に単位認定されなかった単位数を加算する（加算上限6単位）。この場合においても、2年次に在学する法学既修者の履修登録単位が44単位を上回っていない。

⁶³ 添付資料A4「法科大学院履修要項」

(5) 無単位科目
存在しない。

(6) 補習

学生による自主ゼミに学生からの要請によって教員が参加したり，教員が必要に応じて補充的に指導したりする機会はあるが，いずれの場合も，学生の任意参加によるものであり，教員が強制的ないし半強制的に指導する場としての補習は実施されていない。

(7) 特に力を入れている取り組み

履修登録については，事前に学生が担任と相談することになっているほか，確認シートを担任に提出させ，チェックを受けることにしている。

2 点検・評価

履修単位数上限は，①1年次40単位，②2年次38単位，③3年次44単位であり，また長期履修学生についても，その履修制限単位数が適切に設定されている。

3 自己評価

適合

[理由] 履修単位数の上限は適切であり，履修科目登録ルールが遵守されている。

4 改善計画

特になし。

第6分野 授業

6-1-1 授業（1）〈授業計画・準備〉

1 現状

（1）授業計画・準備

各科目の授業計画立案に際しては、前年度までの分野別FD部会（4-1）を通じて、主に同一分野を担当する担当者間で協議を行い、科目間のバランスを欠く、あるいは無駄な重複があるというような事態を避ける努力が行われている。使用する教科書や教材についても、協議が行われている⁶⁴。

また、後述するTKC教育支援システムの電子シラバスは、各科目について履修登録を行っている学生向けのものであるが、教員側の設定により、履修していない学生・修了生や他教員も、これを見ることができる。各教員は、重点的に取り上げる同判例の選択等、他科目との調整が必要であると考えられる項目について、随時、現在進行中の相手方科目の電子シラバスを参照することができる仕組みになっている。

授業内容の学生への告知については、全科目を通じて、各年度の初頭に配布する『履修要項』に、「講義内容」と「シラバス」が記載され、「シラバス」の項目には、〈科目のねらい〉〈到達目標〉〈履修の前提〉〈予・復習に要する時間〉〈科目の内容〉〈教科書〉〈参考書〉が記載されている。なお、〈予・復習に要する時間〉では、各担当教員が望ましいと考える時間が、また、〈科目の内容〉は、全15回（第15回は試験）について、各回にどの範囲を取り扱うのかが明示されている⁶⁵。

また、TKC教育支援システムを導入しており、各教員は、随時、システム上の電子シラバスを更新するとともに、必要なレジュメの掲示、事前課題や事後の課題の掲示等を行っている。したがって、授業の進行が『履修要項』のシラバスに追いつかない場合の再スケジュールや、最新重要判例の登場により『履修要項』のシラバスの記載に変更を加える必要がある場合等には、このシステム上の電子シラバスの更新により対応している。さらに、本学の到達目標及び科目ごとの到達目標を作成し、TKC教育支援システム上に掲載して学生に周知することで授業と到達目標との関係を明確にするよう努めている。

（2）教材・参考図書

⁶⁴ 添付資料A 6-2 「法科大学院FD小委員会議事録」

⁶⁵ 添付資料A 4 「法科大学院履修要項」

それぞれ、担当教員が指定し、『履修要項』や学期ごとに発行される『教科書・参考書一覧』で、学生に告知される。

ただし、法律基本科目のうち一部の科目（「行政法」、「刑事訴訟法」等）では、教員は、自らレジюмеを作成した上でそれを元に授業を進め、授業では、特定の教科書を使用せず、参考書として定評のある教科書を複数掲げるにとどめている。自らの勉学の柱となる教科書の選定について、学生の自主性に任せる趣旨であり、選定のための情報提供は、レジюмеや学期初めの授業で複数の教科書を実際に提示・紹介して行うこととしている。

なお、特定の教科書を指定する場合には、その選定も科目別FDの重要なテーマである。ここでも、同じ系列の科目を担当する教員同士が意見交換を行い、段階に応じた適切な選択となっているかを確認する。

（3）教育支援システム

TKCによる教育支援システムを導入している。

各教員は、随時、システム上の担当科目の電子シラバスを更新するとともに、必要なレジюмеの掲示、事前課題や事後の課題の掲示等を行っている。利用の仕方や内容追加の頻度には、教員により濃淡の差がある。

なお、システムの表紙ページで見出しが確認できる「お知らせ」の項目においては、随時、法科大学院や各教員からの各種案内（履修に関わることその他、ランチミーティングや講演会等のイベント情報等）が掲載される。

（4）予習指示等

予習教材等は、上記TKCシステムを通じて、十分な予習が可能な時期（多くは、前回の授業終了後直ちに）に、配布される。

また、分量が非常に多い場合などについては、紙ベースでの配布も行われる。これについては、教員が授業で直接配布するほか、1階入口ゲート横の棚が利用されたり、学生が事務室で受領する方法が採られたりしているが、障がい学生への合理的配慮の必要性から、同学生が履修する科目においては、電子媒体による配布が原則として取られている。

（5）到達目標との関係

授業計画については、FD活動等を通じて不断の検証と改善を行っているため、本校の到達目標に向けて相応しいものとなっている。

なお、2010年3月13日に公表された法科大学院共通的到達目標案第二次案及び同年9月に公表されたその修正案については、専任教員にはFD委員会で配布し⁶⁶、非常勤教員についても当該分野の専任教員・事務を通じて配布した。各教員はこれを参照して授業計画を作成することが期待されており、

⁶⁶ 添付資料A6-2「法科大学院FD小委員会議事録」

『履修要項』のシラバスに＜到達目標＞を掲載している。

また、一部教員においては、授業の進行に合わせて各回のテーマごとにリスト化したものを配布したり、同案を学生に直接配布するなどして、学生において、自修の目安としたり自己の学修の進み方を自己点検できるようにしている。

(6) 特に力を入れている取り組み

FD活動である(4-1)。

本学では、法律基本科目を担当する専任教員の多くは開学以来変更がなく、この間、10年間余りにわたって、授業内容及び方法についての検証と改善が積み重ねられてきた。このことにより、開学当初に比較すれば、全体としてめざましい改善があるといつて良い。また、開学後に参加した各専任教員、すなわち、2007年度から刑法を担当する臼木教授、2008年度から行政法を担当する趙教授、2010年度から知的財産法を担当する江森教授、2016年度から刑事実務科目を担当する宮田教授は、いずれも、従前の教授陣と一体となりFD活動や授業改善に邁進している。さらに、定期試験問題及びその出題主旨を講師控室に備え付け、教員相互に確認、参照することができるようになっており、FD活動においては、同一分野の科目間のバランスや授業内容及び試験の出題内容に関して議論する際の資料としても活用している。

2 点検・評価

授業計画や実施の具体的内容は、担当教員がそれぞれ個別に確定しているが、その内容や水準は、学生による授業評価(4-2)やFD活動(4-1)を通じて常に検証されており、一定の改善がなされている。

授業の具体的内容や方法は、基本的に各教員に委ねられているが、FD活動等を通じて、教員相互による不断の検証と検討が続けられている。これらの改善、検討を経て、その成果は上がっており、全体として見れば、法科大学院として求められる水準を上回っているものと評価できる。

3 自己評定

A

4 改善計画

個別教育を徹底するための「指導用ポートフォリオ」を整備し、学生自身が学修到達度を把握するための「学修用ポートフォリオ」及び「到達度自己評価用ルーブリック」の導入に向けて、担当科目ごとに授業内容に即した内容や活用に関する具体的な検討を行っている。

6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉

1 現状

（1）授業の実施

ア 科目毎の教育内容の適切性

授業の具体的な実施方法は、基本的に各担当者に委ねられている。「憲法」「行政法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」「刑事訴訟法」については、科目分野ごとに、所定の別紙2-1「各法律基本科目の内容等」、2-2「各法律基本科目の内容等整理表」に、各担当者の起案にかかる自己点検をまとめたものを付す。

イ 授業全般の実施状況の適切性

法律基本科目については、科目ごとに各担当者の起案にかかる自己点検をまとめたものを別紙として付す。

（ア）教育内容

主に同一分野を担当する担当者により構成される分野別FD部会及び専任教員全員により構成されるFD小委員会並びに専任教員と非常勤教員により構成され、各学期末に開催される拡大FD小委員会を通じて、各分野における検討も含めて学年別及び各分野、科目間の連携・調整等の教育内容に関する工夫等について検討している。

また、教員間の授業参観、授業参観用紙の記入と担当教員への配布を通して相互の授業改善に役立てており、さらに、講師控室に実施済みの定期試験問題及び出題主旨を備え付け、教員各自が閲覧できるようになっているので、相互に出題のレベルや内容の適切性を検討し、各自の授業内容等への参考にすることなどが可能であり、実際の検討は分野別FD部会で実施されている。

別紙の調書、科目の自己点検評価書より、すべての科目において適切な授業が実施されている。

（イ）授業の仕方

1年次の授業においては、科目内容や初学者の理解を徹底する目的などから講義形式を中心に実施している授業もあるが、適宜、授業内に学生に対して質問して理解度を確認するほか、予習のための質問事項や課題を通して考える機会を与えている。2年次以降の授業では、ほぼすべての科目において双方向・多方向の授業を実施して学生自ら検討し、考える機会が授業内にも設けられている。

(ウ) 学生の理解度の確認

中間テストもしくは中間レポートは必ず実施することとしており、成績評価項目の一つとしている。その他にも授業内での課題の提出や質疑、中間テスト以外の小テストの実施など学生の理解度を確認しつつ授業を実施している。

(エ) 授業後のフォロー

授業中及び終了後の対応のほか、専任教員はオフィス・アワーを週に1コマ設定し、学生の質問等に対応しているが、それ以外の時間でも適宜対応している。また、学生が提出したレポート等について解説し、添削したものを返却したのち、再提出させて対応する他、少人数の授業では授業内で個別の指導を行うなど、授業の効果を高める取り組みを各科目担当者が工夫して何らかの対応を行っている。

(オ) 出席の確認

1年次と2年次の必修科目では、学生は指定席に座り、教卓に座席表が貼ってあるため、教員は、授業のたびに欠席者を容易に確認できる。したがって、点呼を採る教員も採らない教員もいるが、いずれにしても、毎回の出席確認は確実になされている。選択科目では指定席ではないが、どの科目も極めて少人数で授業が行われており、必修科目同様に、毎回の出席確認は確実になされている。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

各科目の特性に応じた工夫が行われている。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

1年次においては、条文の理解や解釈、基本的事項の学修の徹底など初学者に対する工夫がなされ、2年次以降は、応用的・発展的な問題の解決や高度な解釈論が可能になるような配慮がなされるなどの年次に応じた工夫が各科目においてなされている。

(ク) 定期試験後のフォロー

各授業科目については、担当教員は、定期試験の採点後に、「定期試験出題趣旨・成績評価基準」を公表しているが、教員から学生への一方的な告知に終わってしまう懸念がないわけではない。そこで、2016年度前期の定期試験より、専任教員は、採点後に講評講義を行うこととし、学生は任意に講義を聴講できるものとされている。

(2) 到達目標との関係

授業の実施についても、『シラバス』に<科目のねらい>及び<到達目標>を記載しており、各科目の到達目標、最低限習得すべき内容を踏まえた相応しいものとなっている。

授業外で自学自習を支援する体制として、自習のための学生への教室の貸出し、学生による自主ゼミや勉強会への教員の参加、1階談話コーナーにおけるアクティブ・ラーニング用ホワイト・ボードの設置等があげられ、学生はこれらを活用して自学自習に役立てている。

上記の点については、教員間の授業参観や分野別FD委員会での議論などのFD活動等を通じて不断の検証と改善を行っている。

(3) 特に力を入れている取り組み

前述の通り、FD活動である(4-1)。

2 点検・評価

各科目は、法曹養成教育を担当するのにふさわしい教員が担当しており、法律基本科目の授業の実施においても各担当者の起案にかかる自己点検にある通り、法曹養成教育としてふさわしい授業が行われている。また、その内容や水準は、学生による授業評価(4-2)やFD活動(4-1)を通じて常に検証されている。

これらの改善を経て、現在の授業は、法科大学院として求められる水準を上回っているものと評価できる。

3 自己評定

A

4 改善計画

全体に共通するものとして、個別教育を徹底するための「指導用ポートフォリオ」、学生自身が学修到達度を把握するための「学修用ポートフォリオ」及び「到達度自己評価用ルーブリック」の導入に向けて、担当科目ごとに授業内容に即した内容や活用に関する具体的な検討を行っている。

6-2 理論と実務の架橋 (1) 〈理論と実務の架橋〉

1 現状

(1) 「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

本学が2011年度実施の貴財団認証評価において提出した自己点検・評価報告書70頁記載の、「理論と実務の架橋」については、現在も同じ考え方を維持している。すなわち、法科大学院は法曹養成に特化した実践的な教育を行う大学院であることからすれば、まず第1に抽象的な法理論教育ではなくより実践的な観点から問題発見能力、法的分析能力及び問題解決能力の養成を目的とした法理論教育が必要であること、第2に、法理論が実務において実際にどのように機能しているかを理解させ、その問題点を把握させるとともに、実務の体験を通して人間性の涵養を図る必要があること、第3に、先端的な法領域についての教育を通して、現実の社会に生起している問題点を理解させる必要があること、であると考え。

そして、以上の点については、教員全体の理解が得られている。

(2) 授業での展開

法律基本科目においても、「理論と実務の架橋」は意識されている。すなわち、1年次の早い段階から具体的な事例に触れさせることを意識し、2年次の特別演習においては判例の事案等を題材としてより具体的な場面をイメージしながら議論し、3年次の発展演習においては具体的な事案について時間をかけて議論を行うことは、担当教員の共通認識となっている。

法律実務基礎科目においては、担当教員はいずれも経験ある実務家教員であり、単に実務のノウハウを伝達する内容とはせず、実体法との関連を意識したものとしている。必修科目である「民事訴訟実務基礎論」及び「刑事訴訟実務基礎論」、選択必修科目である「民事裁判演習」及び「刑事裁判演習」については、以下に担当教員の起案にかかる実施状況を引用する。

●民事訴訟実務基礎論（柴谷教授）

1年次で学んだ（ないし既修者が修得している）民事実体法の応用・発展科目と位置づけており、いわゆる要件事実論の修得を目的とする。要件事実論に関する公刊物を主教材とし、その理解のために担当教員の作成したサブノートに沿って講義を行っている。サブノートには、多数の発問を設けており、学生は予習時にその解答を用意しておき、授業における発問により、その理解度を確認している。

実体法の解釈論が実際の民事訴訟においてどのように機能するかを理解させるため、サブノートにおいては、実体法の解釈論から主張立証責任の分配にいたるまでの思考過程を論理的に理解できるような発問を用意している。

●民事裁判演習（柴谷教授）

具体的な事例（紛争当事者の言い分、証拠書類等）を与えて、まず、受講生全員に、採るべき紛争解決方法の検討及び訴状の起案を行わせる。その後、受講生を原

告側と被告側に分離してその間の情報交換を遮断し、準備書面・証拠申請書の起案及び交互尋問を実施する。最後に、受講生全員に、交互尋問の結果等を踏まえて判決結果の検討及び和解条項案の検討をさせる。

事例は、担当教員が弁護士業務の中で実際に担当した事件のうち、民法及び民事訴訟法の基本的問題を含むものの中から、教材用に適宜アレンジしたオリジナルの資料を与えている。

これにより、大学教科書で学んだ法律理論が実務においてどのように機能するのかを体験させること（＝実務と理論の架橋）を意図している。

2年次の民事訴訟実務基礎論の授業に連続するその応用・発展科目として位置づけており、単なる実務的観点からの模擬裁判に終わらせず、訴状の起案等においては要件事実論の具体的な活用、判決結果の検討においては事実認定の具体的な手法等を修得させている。

●刑事訴訟実務基礎論（宮田教授）

これまで学んだ刑法や刑事訴訟法の条文やその解釈が、実務では具体的にどのように活かされているのか、的確にイメージできるようにするためには、法曹三者、あるいは、被疑者・被告人の立場と役割を理解する必要がある。そのために、学生に対して、刑事訴訟の手続きの各段階での、具体的な事例を事前に与え、調査、検討させようとして、講義当日には、まず、基本的な制度についての定義や判断枠組み等を指摘させようとして、具体的な事例の中で抽出すべき事実関係を整理し、そのうえで、過去の主要な裁判例における問題解決についての考え方と当該事例との差異、事案解決のために必要な事項の摘示などを、できるだけ学生の考えを述べさせながら双方向で進めている。

このような検討を通じて、事案に対する分析力を身につけ、刑事訴訟実務に関する基礎的な知識を十分に修得できるよう目指している。

●刑事裁判演習（宮田教授）

「刑事訴訟実務基礎論」をさらに発展させ、そこで習得した尋問技術や事実認定の基礎的な考え方などを、具体的な手続きに当てはめていく作業によって実務に活用できるものとする。

講義では、裁判の進行についての導入的な講義を実施した後、実際の事件記録を加工した記録教材をもとにして、検察官、弁護士、裁判官の各役割を与え、捜査段階から公判、判決に至るまで、法曹三者がどのように関与して手続きが進められているかを疑似体験することで、実務において法的知識を駆使できる能力を身につけさせようというものである。

また、必修科目である「法曹倫理」は、実務家特任教授（みなし専任）が担当している。これにより、科目担当教員は、教授会やFD委員会での議論を念頭に、より効果的な授業を提供することが可能になり、学生も、専任の教授に指導されることによってその重要性をより認識することとなっている。

選択必修科目である「ローヤリング」においては、面接技法のみに時間を割くの

ではなく、契約書の検討や起案、遺言書の起案などを通じて、民法の知識を実務に生かし、また、紛争になった場合の書面の効力を検討すること等を通じて民事訴訟法の知識がどのように訴訟前実務の中で生かされてくるのかを、実感する。

先端・展開科目においても、弁護士である実務家教員を多く配し（「金融商品取引法」「民事保全・執行法」「保険法」「倒産法Ⅰ・Ⅱ・演習」「知的財産法Ⅰ・Ⅱ・演習」等）、また、弁護士以外の法律実務家による科目もおいている（吉川達夫米国法人日本子会社法務本部長による「外国法Ⅰ」「国際関係法演習（私法系）」）。いずれも、担当分野では理論面においても十分の実績を有し、結果として、理論と実務の架橋が実現される内容となっている。

（3）理論と実務の架橋を意識した取り組み

ア 研究者教員の実務研修や臨床科目への関与等

これまで、研究者教員は着任後に全員1回ずつ、提携する第一東京弁護士会の協力のもと、法律事務所で1週間程度の実務研修を行い、実際の弁護士業務に触れる機会を持った。

また、法科大学院協会による司法研修所見学に、現在在籍している研究者教員9名のうち8名が参加した。

6-3で触れる「エクスターンシップ」については、担当教員を研究者教員9名としている。各研究者教員は、年に若干名の学生を担当することになり、エクスターン開始前には配属先弁護士と学生との橋渡しをし、また、終了後には学生の研修日誌を確認すること等により、間接的ではあるが生の実務に触れる機会を設け、実務感覚を喪失しない工夫をしている。

さらに、執行部を中心とする研究者教員は、日本弁護士連合会等が主催する各種シンポジウムにできるだけ参加するようにしている。また、執行部は、提携する第一東京弁護士会内のカウンターパートである法科大学院検討委員会の執行部（正副委員長）と定期的に意見交換会を設けており、弁護士の実情や弁護士側からの後進に対する要望について、認知し教育改善につなげる仕組みとしている。

イ 実務家教員による研究

実務家専任教員は、全員、いずれかのFD部会に属し、研究者教員とともにFD活動において一定の役割を担っている。

また、実務家教員もそれぞれのテーマによる研究を怠らず、当法科大学院の紀要である『駒澤法曹』等への投稿も多い。

実務家教員のうち特任でない専任教員については、紀要編集委員や図書選定委員等、研究者と同等の学務を担ってもらい、実務家感覚を大学院の運営に反映させる工夫をしている。

ウ 特別講演会等

当法科大学院で開催される特別講演会、学術講演会等の機会においては、著名な研究者と実務家をバランス良く招聘するとともに、いずれの場合でも、法科大学院の使命である理論と実務の架橋に配慮した演題や内容を設定していただくように努めている。

(4) 特に力を入れている取り組み

法科大学院も発足後10年余りを過ぎた。この間、本学では上記の各種の取り組みを継続してきているところから、本学にとっては、理論と実務の架橋は、特別なことではなくなっている。現在、本学出身の弁護士は47名を数えるが、彼らが実務で活躍していることこそが、本学における理論と実務の架橋の成果であるとともに、在学生に対して理論と実務の架橋の意味づけを与えるものであるとも考えられる。

そこで、7-8で触れるアドバイザー弁護士は、2010年度からは、本学出身弁護士のみで構成することとし、また、このほかにも修了生弁護士にはさまざまな形で本学に協力していただいている。

このように修了生である弁護士が組織的かつ自発的に本学の運営に協力してくれる体制を、法科大学院側として支えることにより、法科大学院内の全体の雰囲気において、理論と実務の架橋がより当たり前のこととなるように工夫することが、現在、特に力を入れていることである。

2 点検・評価

授業における理論と実務の架橋を目指した取り組みは、多角的に行われており、その質も高い。また、授業以外での取り組みも充実している。

そして、これらの取り組みについては、開学以来継続されており、そのことが、現在では、本学における理論と実務の架橋を、ことさら特別のものでなく、安定した教育の柱とならしめているものと評価できる。

以上のように、理論と実務の架橋は、カリキュラム、授業方法、その他の取り組み等、多くの場面で意識されており、質・量ともに充実している。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし。

6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

1 現状

（1）臨床科目の目的

臨床教育は、法曹養成制度の中核である法科大学院においては、当然に要請される教育内容である。そして、これがたんに「社会見学」や「ままごと」になることのないよう、内容的に充実したものとすべきも当然である。一方で、資格を持たない学生にできることには質的な限界があり、また、他の授業科目との兼ね合い、時間割等から、量的な限界もある。

このような制約の中で、本学では、学年に応じた内容の各種の臨床科目及びシミュレーション科目を配置し、その内容を充実したものとするとともに、多くの学生がこれらを履修することができるようにしている。

したがって、臨床科目の具体的な目的は、履修学年や科目ごとに異なるものであるが、これを抽象的に総合するとすれば、「実際（または架空）の事件を扱い、そこでの法曹としての振る舞いに触れ、多角的な検討を通じて法曹としての考え方の一端を体得し、今後の学修に生かせる経験をする事」であるといえよう。

（2）臨床教育科目の開設状況等

ア エクスターンシップ（2・3年次選択必修，2単位）

法律事務所で2週間の実務研修を行う。

配属先は、提携する第一東京弁護士会を通じて提供され、同会法科大学院検討委員会作成の「エクスターンシップ・ガイドライン」⁶⁷にしたがって、担当弁護士による指導がなされる。

履修希望者数，履修人数，単位取得人数は，以下のとおりである。

	履修希望者数	履修人数	単位取得人数
2012年度前期	10人	4人	3人
2012年度後期		5人	5人
2013年度前期	6人	3人	3人
2013年度後期		3人	3人
2014年度前期	3人	1人	1人
2014年度後期		1人	1人
2015年度前期	2人	1人	1人
2015年度後期		1人	1人
2016年度前期	4人	1人	-
2016年度後期(予定)		3人	-

⁶⁷ 添付資料B12「エクスターンシップ・ガイドライン」

履修には2年次前期の「法曹倫理」の単位取得が要件とされ、簡単な面接試験により履修にふさわしいと認められた学生が、履修を許される。

2006年度までは、実習費として1人5万円が必要であったが、同年の貴財団の認証評価において、この点が問題視されたことを受けて、規則を改定し、2009年度からは、1人2万円となった。

学生は、全員入学時から、法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入しているほか、履修前に、守秘義務に関する誓約書を大学と配属先に提出することになっている。

実習中は、毎日、「研修日誌」の作成が求められる⁶⁸。また、受入先からは、結果報告書が提出され、これを元に、担当教員が単位認定を行う（成績評価はP（合格）またはF（不合格）で行う。）。

また、実習を終えた学生は「エクスターンシップ報告会」において、下級生に向けて、各自が経験を報告する。

なお、第一東京弁護士会法科大学院検討委員会の主催で、原則として年1回、エクスターンシップ受入れ弁護士と本学執行部が参加する「エクスターンシップ意見交換会」が開催され、エクスターンの実情等についての情報交換を行っている。

イ リーガル・クリニック（2・3年次選択必修，2単位）

第一東京弁護士会が設置する都市型公設事務所である、弁護士法人渋谷シビック法律事務所に出向いて、法律相談に立ち会い、事案分析や法文書作成等に取り組む。今年度の担当教員である上杉特任教授は、同事務所の所長である。

履修人数，単位取得人数は，以下のとおりである。

	履修人数	単位取得人数
2012年度前期	5人	5人
2012年度後期	9人	8人
2013年度前期	3人	3人
2013年度後期	6人	6人
2014年度前期	3人	3人
2014年度後期	4人	4人
2015年度前期	1人	1人
2015年度後期	2人	2人
2016年度前期	5人	-
2016年度後期（予定）	3人	-

⁶⁸ 現地調査時間閲覧資料B21「エクスターンシップ研修日誌」

2006年度までは、実習費として1人7万円が必要であったが、同年の貴財団の認証評価において、この点が問題視されたことを受けて、規則を改定し、2009年度からは、1人3万円となった。

前述のとおり、学生は、全員入学時から、法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入しているほか、履修前に、守秘義務に関する誓約書を大学に提出することになっている。

ウ ローヤリング（2年次選択必修，2単位）

シミュレーション科目であり、弁護士としての面接交渉技術のほか、契約書の検討や作成、遺言作成などを実習する。

履修人数，単位取得人数は，以下のとおりである。

	履修人数	単位取得人数
2012年度前期	18人	17人
2013年度前期	10人	10人
2013年度後期	1人	1人
2014年度前期	4人	3人
2015年度前期	6人	6人
2016年度前期	12人	-

エ 民事裁判演習（3年次選択必修，2単位）

シミュレーション科目であり、履修学生は、原告代理人と被告代理人に分かれて、金銭支払請求訴訟と不動産訴訟の2件の事件を体験する。

履修人数，単位取得人数は，以下のとおりである。

	履修人数	単位取得人数
2012年度前期	9人	9人
2013年度前期	13人	13人
2014年度前期	6人	6人
2015年度前期	6人	6人
2016年度前期	5人	-

なお、科目の具体的な内容については、6-2を参照されたい。

オ 刑事裁判演習（3年次選択必修，2単位）

シミュレーション科目であり、履修学生は、検察官，弁護人，裁判官の各立場に分かれて、否認事件の公判手続を体験する。

履修人数，単位取得人数は，以下のとおりである。

	履修人数	単位取得人数
2012年度前期	2人	2人
2013年度前期	7人	7人
2014年度前期	5人	5人
2015年度前期	3人	3人
2016年度前期	5人	-

なお、科目の具体的な内容については、6-2を参照されたい。

(3) 特に力を入れている取り組み

ア 無料法律相談会

毎年2ないし3回、春季に渋谷シビック法律事務所、秋季に法科大学院校舎で、いずれも土曜日の午後、地域の相談者を対象とした無料法律相談会を開催し、希望する学生が同席する。エクスターンシップやリーガル・クリニックを履修する前の早い段階から実際の事件を見聞きしてもらおうことをねらい、主として1年次生の参加を念頭に置いた企画である。

相談希望者は、チラシ等で募集し、春季は渋谷シビック法律事務所、秋季は法科大学院事務室で、予約を受け付ける。2006年度以来、毎年継続している企画であり、地域住民にとっては恒例のものとなっているので、法科大学院による地域貢献の側面もある。学生は、30分の相談に同席し、相談者が帰った後で、担当弁護士と、事案についてディスカッションする。相談者は、予め法科大学院生の同席に同意しており、具体的な進行状況によっては、相談者の同意を得て、直接、学生に発問させることもある。

前述のとおり、学生は、全員入学時から、法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入しているほか、全員入学時から、実施前に、守秘義務に関する誓約書を、春季は渋谷シビック法律事務所、秋季は大学に提出することになっている。

	学生数	弁護士数	相談件数
2012年5月19日	9人	10人	15件
2012年11月3日	7人	6人	18件
2013年5月25日	6人	6人	20件
2013年11月2日	5人	5人	15件
2014年5月17日	5人	6人	12件
2014年11月15日	2人	5人	15件
2015年5月23日	5人	3人	9件
2015年11月21日	2人	4人	7件
2016年5月28日	3人	5人	16件

[注] 相談件数については、予約件数であり、欠席者は含まない。

イ 裁判傍聴や見学

教員が、しばしば、希望する学生を率いて、東京地方裁判所の裁判傍聴、刑務所見学、証券取引所見学等を実施する。

また、実務家教員が、担当事件の証人尋問など学生に有益だと思われる裁判がある際には、TKCで告知して傍聴を薦めることもある。

2 点検・評価

エクスターンシップとリーガル・クリニックは、第一東京弁護士会の全面的な支援もあり、質・量ともに充実したものとなっている。受講者数も、在学生数と比較すれば、それなりの割合であると考ええる。また、これらの受講の際の費用負担については、前々回の認証評価を受けて、改善が図られ、受講しやすくなっている。

ローヤリング、民事裁判演習、刑事裁判演習のシミュレーション科目は、十分に用意された教材をもとに行われており、水準の高いものである。

無料法律相談会の取り組みは、1年次の早い段階から生の事件に触れる良い機会であり、地域貢献の役割も担っている。

以上のように、臨床科目については、内容、受講者数ともに、充実している。また、シミュレーション科目も充実しており、その他の臨床を意識した取り組みもなされている。これらを総合的に見れば、質・量ともに、法科大学院に求められている水準を上回るものと評価できる。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

6-4 国際性の涵養

1 現状

(1) 国際性の涵養

入学者選抜において、外国語能力が一定程度以上であることを証明した志願者には、加点措置を行っている。

専任教員に大韓民国籍の教授が1名いる。これまで、学生の中にもいわゆる在日外国人で日本名の通称を使用していない者が複数在籍していたほか、大韓民国からの留学もいた。このように、教員も学生も外国人を含む人的構成となっていることから、他の学生も、国籍や文化等の多様性を受け容れ、これに配慮しつつ互いに尊重するという風土ができています。

また、専任教員には留学経験者が多いほか、教員の研究支援としての在外研究制度（3-7）が実際に活用されて海外での研究を行う教員が多いことも、学生にとっては、世界に目を向ける契機となる。

さらに、カリキュラムの上からも、必修科目である「法律情報Ⅰ・Ⅱ」において、Westlaw等の海外のデータベースを活用する方法を学ぶ。また、基礎法学・隣接科目に米国弁護士資格を有する教員による「外国法」を、展開・先端科目に「国際関係法Ⅰ・Ⅱ・演習（公法系）」「国際関係法Ⅰ・Ⅱ・演習（私法系）」という選択科目を擁している。また、研究者を目指す学生を念頭に置いた「研究論文指導」の科目を設けており、そこでは当然に外国の法制などが指導対象となるほか、博士課程進学を意識した「外書講読」の科目も設置されており、「外書講読」については履修実績もある。

エクスターンシップにおいても、毎年、海事法や国際取引法等の国際的な事案を中心に扱う事務所に学生を受け入れてもらっており、英語を用いて契約書や国際的事案を検討するなど、より実践的な取り組みに触れる機会も確保されている。

以上のとおり、さまざまな場面で国際性を涵養する取り組みはある。その内容や方向性はまちまちであるが、前述のとおり、国際性の涵養とは多様な法曹を育成するという観点から有効であるとの考えによる。

(2) 特に力を入れている取り組み

2 点検・評価

外国法に関連する科目やエクスターンシップ協力事務所への学生の派遣等、国際化する社会で法曹に期待される役割や能力等を考える契機となり、問題に適切に対処する能力を養うような機会及び環境の設定が一定程度なされており、学生の履修実績もある。以上から、国際生の涵養に配慮した取り組みが、質的・量的に見て「非常に」までは至らないが充実しているといえる。

3 自己評定
B

4 改善計画
特になし。

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数（1）〈クラス人数〉

1 現状

（1）1つの授業を同時に受講する学生数

本法科大学院における2014年度、2015年度、2016年度前期の各開講科目の履修登録者数は、資料「科目別履修登録者数一覧表」⁶⁹のとおりである。

なお、資料「科目別履修登録者数一覧表」⁷⁰には、科目等履修生を含む。本法科大学院においては、聴講生制度は規定されていない。

（2）適切な人数となるための努力

1クラスの人数が60人以上となるクラスは発生していない。

履修者数は、2014年度においては1クラス、2015年度においては12クラス、2016年度前期においては2クラスを除き、10人を下回っている。これは、主として入学者数減少に伴い在校生数が減少したことに伴うものである。

入学者数減少に対しては、2013年度より、9月入学制度の導入、新奨学金制度の導入、入学検定料引き下げ等、入学者数増加に向けた諸方策を導入したことの効果が2014年度に見られ、入学者数が18人となったことから、その影響は軽減されている。また、履修者数が僅少となったことを利用して、学生の習熟度を個別的に深めるため、学習計画のフレキシビリティを高める半期完全セメスター制度や、学生自らが習熟度不足であると感じた場合には同一年度内であっても当該科目を再履修できる制度（年度内再履修制度）を導入した。また、2014年度より科目等履修制度を改革し、未修者コース入学者前教育強化の一環として後期科目等履修制度を導入したことにより、毎年科目等履修生が発生しており、履修者数増加の一助となっている。

一方で、学生の学習計画のフレキシビリティを高める諸制度は、履修者の分散を招く結果ともなっている。しかし、本法科大学院はそもそも少人数教育に主眼をおいた法科大学院として設立しており、展開・先端科目や発展演習科目などでは10人未満の教育を続けてきた。従って、他方向授業を実施するために履修科目を固定化して履修者を寄せ集めることよりも、そのノウハウを生かした個別教育を行うことを重視して教育を行っている。

⁶⁹ 添付資料A19「科目別履修登録者数一覧」

⁷⁰ 添付資料A19「科目別履修登録者数一覧」

(3) 特に力を入れている取り組み

入学定員が36人であることから、1クラスの人数が60人以上となることへの取り組みは、現段階では不要と考える。

なお、1クラスの人数が10人を下回るクラスを減少させるための取り組みとして、入学時期の同じ学生は、原則として同一クラスで必修科目が学習できるよう、履修推奨期を定め、新入生オリエンテーション、在校生オリエンテーションにおいて各学生に配布・説明するとともに、クラス担任の履修指導にも使用している。

ただ、入学者減少に伴い在校生数が減少したことがクラス人数にも影響しているため、9月入学（秋入学）、後期科目等履修制度、有職既修者の平日夜間・土曜開講のための時間割など、入学者数増加のための諸方策がすなわちクラス人数適正化のための努力となっている。

なお、2013年度以前は、前期に履修した科目を後期に再度履修することは不可能であったが、2014年度の完全セメスター化を機に、成績評価がB以下であり、学生自らが習熟度不足であると感じた場合には、同一年度内であっても、当該科目を再履修できる制度（年度内再履修制度）を導入した。この制度は、学生の不得意科目分野の早期リカバリーを可能にするとともに、例えば4月入学者が後期において年度内再履修を行う場合には、9月入学者のクラスを履修することから、クラス人数の補完効果もあわせ持っている。

(4) その他

履修者が極めて少ないクラスについては、多方向授業の採用は難しいが、双方向授業は可能であり、各学生の習熟度に合わせた丁寧な学習指導が行えることをメリットとして活用している。

2 点検・評価

1クラスの人数が60人以上となることについては、現段階では対策の必要性を感じていない。

1クラスの人数が10人を下回ることについては、本法科大学院への入学者の減少がクラス人数に影響していることは否めない。ただ、2013年度より入学者数増加に向けた諸方策を導入したことの効果が2014年度より現れており、全国的な法曹志望者減少傾向が見られる中で、在籍学生数を維持し、クラス人数の減少には歯止めがかかっている。また、履修者が極めて少ない場合でも双方向授業は可能であることから、学生の習熟度に合わせた丁寧な学習指導を行い、授業は効果的なものとなっている。

3 自己評定

B

- 4 改善計画
特になし。

7-2 学生数（2）〈入学者数〉

1 現状

（1）過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2012年度	36人	9人	25.0%
2013年度	36人	7人	19.4%
2014年度	36人	8人	22.2%
2015年度	36人	18人	50.0%
2016年度	36人	9人	25.0%
平均	36人	10.2人	28.3%

- [注] 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。ただし、転入学者は含まない。
3 入試年度により定員充足率を算出するため、「入学者数」には、前年度9月入学者を含む。
4 [B/A] 欄については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示すること。

（2）入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

定員割れの状況の下で、かかる施策を行う必要はないと考えるが、入学者選抜においては、入学者が入学定員を大幅に上回らないよう、入学手続者数を確認しながら、各入試における正規合格、補欠合格、追加補欠合格の3段階での合否判定を可能としている。なお、近年は志願者数及び歩留率の低下に伴い、補欠合格判定、追加補欠合格判定は行っていない。

（3）特に力を入れている取り組み

入学者数が入学定員に対してバランスを失しないよう、多様な背景をもった入学者を確保すべく、各種制度改革を行っている。

2 点検・評価

過去5年については、各年度の入学者数は入学定員の110%以下となっており、収容定員に対し過剰な入学者が生じていないので、評価基準は充足している。

3 自己評定 適合

4 改善計画

特になし。

7-3 学生数（3）〈在籍者数〉

1 現状

(1) 収容定員に対する在籍者数の割合

【評価実施年度の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
1年次	36人	10人	27.8%
2年次	36人	18人	50.0%
3年次	36人	5人	13.9%
合計	108人	33人	30.6%

【過去5年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2012年度	131人	58人	44.3%
2013年度	117人	39人	33.3%
2014年度	108人	27人	25.0%
2015年度	108人	33人	30.6%
2016年度	108人	33人	30.6%
平均	114.4人	32人	28.0%

- [注] 1 「収容定員」とは、「入学定員」の3倍に相当する人数をいう。本法科大学院においては、2010年の入学定員が50人（未修者35人，既修者15人），2011年の入学定員が45人（未修者33人，既修者12人）であったため，便宜上，上表の数値を採用した。なお，本法科大学院においては，既修者は2年次に入学するため，2年次から計上する。
- 2 「在籍者数」とは，各年度4月1日現在の休学者を含む法科大学院在籍者数をいう。なお，本法科大学院においては，既修者は2年次に入学するため，2年次から計上する。
- 3 [B/A] 欄については，小数点以下第2位を四捨五入し，小数点以下第1位まで表示すること。

(2) 在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

定員割れの状況の下で，かかる施策を行う必要はないと考える。

(3) 特に力を入れている取り組み

2013年度より，科目等履修制度について，従来前期（4月）のみであった募集期間を後期（9月）にも設ける制度変更を行った。また，科目等履修の公開科目は日本弁護士連合会にも情報提供しており，2016年度においては，弁護士1名がリカレント教育のために科目等履修を行っている。

(4) その他
特になし。

2 点検・評価

上表において、在籍者数と収容定員とのバランスを考えた場合、各学年及び総計において定員充足率は1.0以下であり、「在籍者数が収容定員を大幅に上回っていない」という本項目の基準を充足していると評価できる。

3 自己評定
適合

4 改善計画
特になし。

7-4 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉

1 現状

（1）施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備

駒澤大学駅より徒歩4分の立地に、地上9階・地下1階の法科大学院専用棟を設け、法科大学院におけるすべての授業を行うと同時に、学生の自主的な学習に必要な機能を備えている。敷地面積は900.91㎡、延床面積は3,274.65㎡である。

専用棟の開館時間は、平日及び土曜日は8:00～23:30、日曜日・祝日は9:00～22:30とし、定期試験1週間前から定期試験終了までの約2週間（7月と1月）については、集中的な学習が必要となるため、24時間開放を実施している。休館日は、原則として停電・断水等の点検日、及び年末年始のみであり、年間を通じて7日程度である。また、開館時間中は、常に守衛が管理室に在室しており、緊急時の対応が可能である。

教室・演習室は、16人収容1室、34人収容2室、36人収容2室、86人収容2室（各室2分割可能）である。比較的大きな402教室、502教室にはマイク機器を設置するとともに、402教室には50インチのディスプレイ2台、ビデオ（DVD）プレイヤー、書画カメラを設置し、その他PC教室（36人収容）には、学生用PC・プリンタのほか、プロジェクタ、大型スクリーン、ビデオ（DVD）プレイヤー、書画カメラ、マイク機器を備え、情報教育に役立てている。

また、模擬法廷教室（傍聴席27席）は、理論と実務の架橋をかかげる法科大学院にとって象徴的施設であり、そこで実施した模擬裁判の様子を録画し教材づくりが可能となるシステム機器を導入している。

自習用学習室は、地階に49人用（117.84㎡）と19人用（46.28㎡）の2室、2階に58人用（114.78㎡）と26人用（58.84㎡）2室の計4室を設け、152席のキャレルデスク（固定席）を用意することにより、学生全員がいつでも学習できる環境を整えている。キャレルデスクには、備品として、本棚、デスクサイドワゴン、デスクライトを設置している。また、各デスクには有線LANポートが備えられ、学内ネットワークを通じて、各学習室に1～2台設置された共用のネットワーク型両面印刷対応プリンタを印刷枚数の制限なしに使用できる。

地階には、自習用学習室のほか、ロッカールームと法科大学院図書室を設けている。

ロッカールームには、貴重品の保管や重い資料等を法科大学院棟に保管できるよう、個人用ロッカーを160人分用意している。

89㎡の法科大学院図書室には、法律専門図書・雑誌及び法令・判例集

を約15,000冊配架している。また、この図書室には8台のパソコンとネットワーク型両面印刷対応プリンタ2台、コピー機2台を常設している。なお、コピー機もネットワークに対応しており、スキャンした資料のメール送信や、カラー印刷が可能である。もちろん、専用棟から徒歩4分の本校図書館についても利用可能である。なお、学生による図書・雑誌購入要望についても、申請により予算の範囲内で対応している。

情報環境面では、無線LANシステムを導入し、棟内はどの場所であっても学内ネットワーク（KOMAnet）への接続が可能となっている。民間企業による教育研究支援システムも採用し、電子シラバス等を使用した効率的な学習が可能となるようサポートしている。

イ 身体障がい者への配慮

身体障がい者に対する支援体制として、バリアフリー化するとともに、教室では車いすでも受講可能なスペースを設けているほか、障がい者用トイレを設置している。

なお、2016年度において、本法科大学院では1人の身体障がい学生を受け入れている。受け入れにあたっては、入学後の施設・設備、学習環境等を受験前より確認させ、特別措置を執って入学試験を行った。入学後においても、当該学生の状況に合わせて、学習面では柔軟な履修計画へ対応、各種資料のPDF化、試験時間の延長等の措置を執り、施設面では休憩室の確保、緊急連絡用トランシーバーの貸与、図書裁断機（学生所有資料裁断用）の購入、専用プリンタの設置等を行っている。

(2) 問題点や改善状況

本法科大学院においては、逐次事務室窓口において学生の要望に対応するほか、原則として各期1回ずつ開かれる学生ヒアリングにおいて公式に施設・設備の要望を聴取し、学内調整のうえ、迅速に、かつ可能な限り対応している。2015年度における学生の施設・設備改善要望と要望への対処は以下のとおりである。

◎前期ヒアリング（2015年7月24日開催）

- ・図書室への大型ホチキスの具備→7/29対応
- ・キャレルデスクの椅子車輪の修理→7/28所管部署へリストを渡し、9月に対応
- ・通用口利用にあたっての守衛巡回時間固定要望→調整のうえ、7/24掲示により告知

◎後期ヒアリング（2016年2月9日開催）

- ・図書購入に関する要望→具体的な資料購入希望申請により次年度対応の旨回答

- ・図書整備に関する要望→原則としては学生のマナーの問題であるが、ルール遵守の呼びかけ、ルール改善、研究科長による強制措置を検討する旨回答した。なお、図書利用時のルールは、2016年度より変更した。
- ・エレベータ回数表示の消灯→業者による順次対応措置
- ・閉館期間の短縮→総開館時間の調整が必要なことから、早急な対応は困難な旨回答
- ・随時宿泊の許可→セキュリティ上困難である旨回答

(3) 特に力を入れている取り組み

前期・後期各1回開催される学生ヒアリングにおいて、施設・設備に関する要望をヒアリングし、学生の理解促進のための説明及び改善要求に基づく施設・設備導入・管理・運営を担当する部署との交渉を行っている。

同時に、学生の要望により施設の運営方法や設備を変更した場合には、年度末・年度初頭のオリエンテーションで改めて告知している。

(4) その他

施設・設備の導入・管理・運営状況の改善にあたり、必要に応じてWEBアンケートにより再度学生の要望を確認している。

2 点検・評価

現段階では、学習に必要な一定の設備を具備している。

また、学生の施設・設備改善要望については、学生ヒアリングにおいて聴取し、学生の要望に基づき施設改善を行うといった方式が既に確立しており、学生の要望に対応しやすいシステムとなっている。

なお、東急田園都市線「駒沢大学」駅から徒歩4分という立地条件は学生に魅力的であり、またこの点が23:30までの開館を可能としている。学習に必要な設備は完備できていると考えており、学習に適した法科大学院であると自負している。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

1 現状

（1）図書・情報源の確保

本法科大学院の学生は、法科大学院棟に設置された専用図書室（以下、「法科大学院図書室」）、及び法科大学院棟から徒歩4分の本校図書館の利用が可能である。法科大学院図書室は、法科大学院棟開館時間内であれば利用可能である。また、本校図書館は、原則として平日は9:00～22:00、土曜は9:00～18:00の利用が可能であるが、近年は日曜開館にも力を入れ、年間閉館日数の縮減に努めている。

法科大学院図書室には、開講科目ごとの参考図書を中心に、図書8,200冊余、雑誌6,500冊余を配架している。図書の選定については、専任教員のみならず非常勤教員に対しても毎年依頼し、購入・配架している。また、学生たちからの要望については、学生からの申請書に基づき、図書選定委員がとりまとめ、必要な図書を定期的に購入・配架している。また、法科大学院図書室の図書については、一部資料を除き、法科大学院棟内であれば、当日に限り自由に帯出して閲覧することが可能である。ただし、法科大学院棟外への持ち出しは禁止しているため、自宅での資料閲覧が必要な場合は、本校図書館の利用が必要となる。

このほかに情報環境面では、電子シラバスとロー・ライブラリーで構成される「法科大学院教育研究支援システム」を採用している。このシステムは同時アクセス数の上限はなく、教員が担当科目の授業内容を掲載した電子シラバス上の予習教材等の記述箇所からハイパーリンクによりロー・ライブラリー収録の文献に直接リンクし、参照することができる。また、判例検索システムと主要法律雑誌DVDで構成される「LLI判例秘書」も、同時5アクセスで導入している。両システムは、学生及び教員に個別IDを付与することにより、学内だけでなく、自宅からの利用も可能となっている。両システムにおいて利用可能な電子ジャーナル、判例等、その構成については、添付資料⁷¹を参照されたい。

さらに、本館図書館所管のデータベースもオンラインで利用することができる。全学的に利用できる同データベースは多くの資料を含んでいるが、特に法科大学院の学生にとって利用頻度の高いものとして、新聞社のデータベース（朝日、毎日、日経、読売）、公的判例集データベース、第一法規D1-Law（判例体系、法律文献情報等）、法律時報（判例回顧と展望、学会回顧、法律文献総合INDEX含む）、WestLaw等がある⁷²。

⁷¹ 添付資料B9-1「TKCパンフレット」、添付資料B9-2「LLIパンフレット」

⁷² 添付資料B9-3「駒澤大学図書館データベース検索メニュー」

(2) 問題点と改善状況

現在、法科大学院図書室資料は、学生の学習上の便宜を図るため、一部の資料を除き、法科大学院棟内への帯出について制限を行っていない。しかし、近年、学生の図書室利用マナーが低下し、図書室資料の個人占有が問題となっている。

根本的解決方法としては、専従職員の配置が考えられるが、人件費や学生の利用上の便宜などの問題から、人員配置は困難な状況にある。

この問題に対する改善策として、2015年度までは、室外資料帯出に際しては書架に資料名等を記入した所定用紙を資料の代替として挿入するルールを設けていたが、2015年度学生ヒアリングでの学生要望に基づきそのルールを強化し、2016年度より、書架に所定用紙を挿入するのみならず、帯出図書にもその半券を挟むルールに変更した。

なお、これ以上の強制措置としては、研究科長による個人占有図書強制撤収制度を設けており、学生の要望等に基づき、適宜発令し図書を回収することが可能である。

(3) 特に力を入れている取り組み

2014年度に書架1面を増設したものの、法科大学院図書室の収蔵量には限界があるため、学修上主に必要とされる判例や法律雑誌の購読は、前記(1)で述べたように、電子媒体を活用したものとしている。なお、電子媒体資料については、各学習室に1～2台、図書室に2台、障がい者用1台、計9台設置された学生用の両面印刷対応プリンタ(7-4参照)によるモノクロ印刷が可能である。プリンタを用いた印刷については課金せず、印刷用紙についても常に学生自身が補給可能である。また、プリンタトナーについては、学生が事務室に申告することにより、速やかに職員が交換を行っている。

(4) その他

本校図書館とは、図書の相互デリバリーシステムを構築し、法科大学院図書室のみに備わる資料の本校での利用(法科大学院での利用を優先する)や、障がい学生のための貸し出し資料の配送を行っている。また、本校図書館では、オンラインレファレンスサービスやオンライン予約サービスも行っている。

2 点検・評価

法科大学院図書室の収蔵量には限界があり、増え続ける図書をどのように管理するのかという課題はあるが、データ化されている雑誌・判例集や旧版複数冊所蔵資料等については別置・廃棄するなどの対応により、現在のとこ

ろは問題なく運営できている。

法科大学院図書室には、法科大学院での授業・学習に必要な図書・情報については標準的なものは整備されている。ただし、1（2）のとおり、利用したい時に図書が返却されていない状態がある。根本的な解決策となる専従人員の配置は困難であることから、マナー向上の呼びかけ、資料利用ルールの改善及び個人占有図書強制撤収制度の活用等の次善策により対処している。

3 自己評定

B

4 改善計画

図書室狭隘問題には、引き続き、電子資料の活用、旧版別置などで対処する。また、図書の帯出・返却のルールを厳守するよう、学生に徹底を図る。

7-6 教育・学習支援体制

1 現状

(1) 事務職員体制

法科大学院事務職員は5人配置されており、教場・研究室・講師控室等の施設管理・備品整備，教材教具の準備，教授会及び会議資料の準備等の業務を行うとともに，学生からの様々な意見の窓口ともなっている。

(2) 教育支援体制

現在，本法科大学院においては，TA制度は導入されていない。コピーや教材等の作成は教員各自で行っているが，入学定員が36人のため，教育研究支援の一環として貸与されるコピーカードの使用等により，教員各自で十分対応できている。なお，資料の印刷には本校の印刷センターが利用できるほか，必要に応じて事務職員が支援を行っている。

(3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院の修了生である弁護士をアドバイザー弁護士として採用し，個々の学生の教育・学修支援を行っている（7-8）。

また，少人数制教育・個別教育を標榜する法科大学院として，事務職員は，個々の学生からの要望や意見に丁寧に対応している。

さらに，障がいをもつ学生の学修を支援するために，施設・設備の確保（7-4）のみならず，様々な教育・学修上の支援（7-7）を行っている。

2 点検・評価

人的体制として，学年定員36人の法科大学院において，日常的な業務については5人の事務職員で十分対応できていると評価し得る。事務職員は学生からの教育以外の様々な要望や意見に日常的に対応しており，教員は教育活動を効果的に行うことができているといえる。

3 自己評価

B

4 改善計画

特になし。

7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

1 現状

（1）経済的支援

ア 奨学金，給付金等

本学全体の奨学金制度は、「奨学金案内」⁷³のとおりであるが、その中で、法科大学院学生が利用できるのは、駒澤大学百周年記念奨学金，駒澤大学教育後援会奨学金（家計），日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種），駒澤大学教育ローン利子補給奨学金である。

その他，学生支援機構奨学金の貸与や，学外奨学金の給付も可能である。学内奨学金，学生支援機構奨学金等の利用状況については、「奨学金案内」⁷⁴巻末を参照されたい。

また，本法科大学院独自の奨学金制度として，入試成績により選抜され，学費全額相当額または半額相当額の給付を受けることができる「駒澤大学法科大学院新入生奨学金」⁷⁵，前年度成績により選抜され，学費全額相当額または半額相当額の給付を受けることができる「駒澤大学法科大学院奨学金」⁷⁶，法科大学院全国統一適性試験において優秀な成績を修めた入学者に給付する「駒澤大学法科大学院特別奨学金〔適性試験〕」⁷⁷，学校法人駒澤大学が設置する大学を卒業又は大学院を修了した入学者（学内進学者）に給付する「駒澤大学法科大学院特別奨学金〔学内進学者〕」⁷⁸を設けている。なお，学内進学者には，入学金相当額を給付する「駒澤大学法科大学院学内進学者特別給付金」⁷⁹による経済支援も行っている。

また，転入学対しては，別途「駒澤大学法科大学院転入学特別給付金」⁸⁰により入学金相当額及び授業料相当額の5割を給付して転入学初年度の経済支援を行い，進級判定後は，前年度成績により「駒澤大学法科大学院奨学金」を給付している。

本法科大学院独自の奨学金等の利用状況は下記のとおりである。駒澤大学法科大学院特別給付金や駒澤大学転入学特別給付金が学生の経済支援策となっているほか，駒澤大学法科大学院奨学金の給付及び駒澤大

⁷³ 添付資料B16「奨学金案内」

⁷⁴ 添付資料B16「奨学金案内」

⁷⁵ 添付資料B16「奨学金案内」

⁷⁶ 添付資料B16「奨学金案内」

⁷⁷ 添付資料B16「奨学金案内」

⁷⁸ 添付資料B16「奨学金案内」

⁷⁹ 添付資料A5-20「駒澤大学法科大学院学内進学者特別給付金給付規程」

⁸⁰ 添付資料A5-21「駒澤大学法科大学院転入学特別給付金給付規程」

学法科大学院特別奨学金の継続は、在校生の学習インセンティブにもなっている。

年度 奨学金 給付金	2014年度		2015年度		2016年度	
	内定者	給付者	内定者	給付者	内定者	給付者
駒澤大学 法科大学院 新入生奨学金	A種 3 B種 4	A種 1 B種 1	A種 3 B種 3	A種 2 B種 1	A種 3 B種 4	A種 3 B種 3
駒澤大学 法科大学院 奨学金	A種 1 B種 0	A種 1 B種 0	A種 0 B種 0	A種 0 B種 0	A種 2 B種 0	A種 2 B種 0
駒澤大学 法科大学院 特別奨学金 [適性試験] (新規採用)	A種 9 B種 2	A種 1 B種 1	A種 2 B種 2	A種 1 B種 0	A種 2 B種 4	A種 1 B種 1
駒澤大学 法科大学院 特別奨学金 [適性試験] (継続)			A種 1 B種 0	A種 1 B種 0	A種 0 B種 1	A種 0 B種 1
駒澤大学 法科大学院 特別奨学金 [学内進学者] (新規採用)	A種 1 B種 2	A種 1 B種 1	A種 6 B種 3	A種 3 B種 3	A種 2 B種 0	A種 0 B種 0
駒澤大学 法科大学院 特別奨学金 [学内進学者] (継続)			A種 0 B種 0	A種 0 B種 0	A種 1 B種 0	A種 1 B種 0
駒澤大学 法科大学院 学内進学者 特別給付金	3	2	9	6	2	0
駒澤大学 法科大学院 転入学者 特別給付金			1	1	1	0

[注] 9月入学者（9月転入学者含む）については、入学初年度の内定・給付は入試年度に合わせて計上し、以降についても次年度に計上する。

イ 法科大学院専用ローン等

本法科大学院では第一勧業信用組合と提携して、法科大学院に進学する学生専用に関発されたローン制度（600万円限度）⁸¹を設け、学費等の経済的な不安を解消し、学修に専念できるように支援を行っている。

ウ その他の経済的支援

電子シラバス・判例データベース等を利用するために不可欠なノートパソコンに関し、一定額を大学が負担し、パソコンの購入を補助してい

⁸¹ 添付資料B16「奨学金案内」

る⁸²。

また、授業の際に必要な資料等をコピーする補助として、年間1,500枚（12,000円相当）までコピー機を無償で使用できるようにしている⁸³。

なお、学修資料等の印刷に関し、課金は行わず、プリントアウト枚数の制限は設けていないほか、用紙は学生の自主管理に委ねており、プリンタトナーは学生の申告に基づき、速やかに事務室が交換している。また、コピー機による資料のPDF化も可能にしている。

（2）障がい者支援

身体障がい者に対する支援体制として、法科大学院棟をバリアフリー化するとともに、教室では車いすでも受講可能なスペースを設けているほか、障がい者用トイレを設置している。

なお、2016年度において、本研究科では1人の身体障がい学生を受け入れている。受け入れにあたっては、入学後の施設・設備、学習環境等を受験前より確認させ、特別措置を執って入学試験を行った。入学後においても、当該学生の状況に合わせて、学習上は柔軟な履修計画へ対応、各種資料のPDF化、試験時間の延長等の措置を執り、施設面では休憩室の確保、緊急連絡用トランシーバーの貸与、図書裁断機（学生所有資料用）の購入、専用プリンタの設置等を行っている。

現段階では、障がい学生の学習において特に大きな問題は発生していないが、合理的配慮の具体的な範囲については、試行錯誤の段階にある。

（3）セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

キャンパス・ハラスメント（アカ・ハラ、セク・ハラ、パワ・ハラ等）に関しては、「キャンパス・ハラスメントの防止に向けて」に記載のとおり、大学本部に相談窓口を設けて直接受け付けるほか、電話やE-mailでも受け付けている。このように関係者に知られず直接大学の担当部署に相談ができるほか、法科大学院内にも大学本部により委嘱された相談員がおり、学内の事情を把握している者への相談ルートも確保している。同相談員は、ハラスメントを専門分野としている大学の顧問弁護士から定期的にハラスメントについて教育を受けている。

（4）カウンセリング体制

精神面のカウンセリングについては、大学本部の保健管理センターにおける心療内科医の診療や、学生支援相談課（学生相談室）におけるカウ

⁸² 添付資料B13「法科大学院生用ノート型パソコン購入補助制度について」

⁸³ 添付資料B8「コピーカード使用要領」

セラールへの相談が可能である。特に精神面での相談については、学生が他の学生、教員等への秘匿を希望する場合も多く、ある程度離れた本校キャンパスでの相談は、相談にあたり、学生の心理的な負担を軽減する側面も持っている。

これらの制度については、法科大学院パンフレットに掲載している他、入学時のオリエンテーションや資料配布棚での資料配布、ホームページなどにより周知している。

なお、2016年4月1日、障がい者を理由とする差別の解消に関する法律が施行されたことに伴い、駒澤大学では、駒澤大学障がい学生支援規程⁸⁴を制定し、障がい学生支援委員会を設けて全学的な対応を行っている。法科大学院研究科長は、同委員会委員となっている。また、同委員会の運営組織として、関係各部の連携を目的として、関係各部の事務職員から構成される障がい学生支援ワーキング・グループが設けられており、教務部教務課法科大学院係長は同ワーキング・グループの構成員となっている。

(5) 問題点及び改善状況

特になし。

(6) 特に力を入れている取り組み

近時、抑鬱傾向に陥る学生が若干見受けられる。そうした徴候のある学生が現れた場合には、クラス担任は、早めに察知し、個人面談をして予防に努めている。その上で、専門家の指導を要すると判断したときは、上記(4)の体制の利用を勧めている。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

下記のとおり、現段階では、学生生活支援体制は総じて有効に機能している。

(1) 経済的支援

大学共通の学内奨学金、学生支援機構奨学金等だけでなく、多様な選抜基準を持つ法科大学院専用の奨学金、給付金を複数用意している。

(2) 障がい者支援

上記のとおり、2016年度に1人の障がい学生が入学している。現段階では特に大きな問題は発生していないが、合理的配慮の具体的な範囲については、試行錯誤の段階にある。

(3) セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

⁸⁴ 添付資料A 5-22「駒澤大学障がい学生支援規程」

アカデミック・ハラスメント対応及びカウンセリング体制については、法科大学院独自の取り組みではなく大学との共通対応事項となっており、問題が生じた際には大学全体として取り組む体制が整っている。

(4) カウンセリング体制

カウンセリング体制については、具体的施策は個別事例ごとの検討事項となっているが、大学との連携・支援体制は整っている。

3 自己評定

A

4 改善計画

障がい学生支援具体的施策は個別事例ごとの検討事項となっているため、支援体制を十分に活用し、合理的配慮を提供して学生の支援を行いたい。

7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

1 現状

（1）アドバイス体制

ア クラス担任制

本法科大学院では、1人の教員が各年次数人の学生を担当して、当該学生の学期末の成績のみならず、逐次に出欠状況を含む学習状況を把握するために導入されている「電子カルテ」に基づいて、修了まで緻密な指導をおこなう「クラス担任制」が設けられている。クラス担任教員は、担当学生に対し、学習方法や進路選択など学習面のみならず、生活面についてもアドバイスを行い、肌理細やかな指導を行う。

各クラス担任は、学生の成績や学習状況を把握しており、学生から助言を求められるかぎりそれに対応しているが、その際、単なる学習相談にとどまらず、生活相談にまで及ぶことが少なくなく、そのような場合には、学生の置かれている具体的な状況に応じて、助言をしている。

また、進路選択については、法科大学院においては、それが学生にとって必ずしも望ましい「転進」を意味しないので、学修が進まない学生については、その学生を担当するクラス担任の方から面談の機会を設け、より具体的な学習方法を含む学習状況を聞いたうえで、ケースによってはさらに研究科長・専攻主任を交えた面談をおこない、進路選択の助言をおこなっている。

なお、2016年度より、数年にわたる検討の結果として、学習ポートフォリオやルーブリックを活用したクラス担任の学習指導機能強化が図られつつある。

イ オフィスアワー

前述のクラス担任制が学習面・生活面全般について助言するのに対し、特定の法分野の学習方法等について、専任教員が一定時間帯に研究室に待機し、学生が自由に（言い換えれば予約なしに）相談や質問等をし、専門的な観点からの助言を受けうる機会として「オフィスアワー」を設けている。

なお、法科大学院棟1階ロビーに専任教員の在室を示すホワイトボードを設置し、オフィスアワー以外の時間であっても、教員の在室時間に随時学生が教員を訪ねられる体制となっている。

オフィスアワーはおもに学習相談を受ける機会として設けられているが、その他、クラス担任以外の教員に生活上の相談をする機会になる場合もあり、個々の教員はそれに対する助言もおこなっている。

ウ アドバイザー弁護士制度

アドバイザー弁護士（非常勤嘱託職員）として若手弁護士を複数人採

用し、自己の経験や知見をもとに、自由な発想で学生からの相談に応じている。相談日は週1日2時間程度であり、1相談は原則30分としているが、週ごとに相談担当者を変更することで、多面的なアドバイスを受けられるよう配慮している。

相談内容の範囲は以下のとおりである。

- ①学修上の悩みや勉強方法の相談
- ②履修する選択科目や司法試験での選択科目決定に関する相談
- ③進路上の悩み
- ④その他、法科大学院で学ぶことに関し、若手弁護士に直接質問したい事柄

なお、2010年度より、すべて本法科大学院修了者である弁護士を採用し、より相談しやすい心理環境を整えている。2016年度のアドバイザー弁護士採用人数は5人であり、すべて本法科大学院修了者となっている（5人のうち2人は女性）。

近年、相談者数が増加する傾向にあるが、これは、本法科大学院修了者がアドバイザー弁護士となり学生がこれら弁護士に相談することで、本法科大学院での学習を通じた具体的な将来構想を抱くことが可能となったことに起因すると思われる。

（2）学生への周知等

上記の制度については、新入学オリエンテーションにおける周知のほか、ホームページ・パンフレット等により広く告知している。

なお、教員のオフィスアワー時間や研究室在室については、入館ゲート前ホワイトボードで確認ができる。また、アドバイザー弁護士の勤務予定日については、各期を通じ、掲示により告知している。

（3）問題点と改善状況

ア クラス担任制

現在クラス担任は、新入生オリエンテーションにおける教員紹介の直後、学生に希望する担任教員を申請させ、希望者多数の場合は抽選にて決定している。これに対し、入学当初、希望担任教員を申請する時間を確保したいとの要望が新入生から寄せられたこともあるが、授業内容への質問についてはクラス担任に限らず各科目担当教員へ直接質問できることや、どの教員に対しても積極的にアプローチできることの説明により、入学後にクラス担任の変更を要望した事例はない。

また、クラス担任制は、クラス担任教員と学生が相互にアプローチすることを可能にする制度であるが、必ずしも学生の多くがこれらの機会を利用しているとまではいえない。積極的に利用するよう、学生に働き

かけているほか、教員からのアプローチも、学習ポートフォリオやルーブリックを活用し、強化を図りつつある。

イ オフィスアワー

オフィスアワーは就業規則に基づいて設けられているものではなく、各教員の合意の上で設けられた制度であるが、個々の教員が担当科目の授業と重複しない週1講時分を指定し、取りまとめた一覧を学生に対して掲示して、その時間帯には学生からの学習相談や担当分野に対する専門的な質問に応じている。然るに、必ずしも学生の多くがこれらの機会を利用しているとまではいえない。教員は、学生自身が週単位の予復習の計画をしっかりと立てた上で、科目ごとの質問や学習上の相談は、講義後の短い休憩時間だけではなく、オフィスアワー等の機会を積極的に利用するよう、学生に働きかけているところである。

(4) 特に力を入れている取り組み

アドバイザー弁護士については、個人面談が可能な個室を準備しており、複数人、かつ両性の弁護士を採用することにより、学生のニーズに合わせた相談者を準備している。

また、クラス担任機能の強化については、数年にわたる検討の結果、学習ポートフォリオやルーブリックを活用した学習指導機能が導入されつつある。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

クラス担任制・オフィスアワーのいずれにおいても、教員の意識を含めて制度・体制として整備されているとともに、個々の教員は、学生から求められるかぎり最大の対応をしている。また、アドバイザー弁護士制度については、近年、利用者が増加しており、成果を挙げているといえる。

学生には、クラス担任教員、授業科目担当教員、アドバイザー弁護士という複数の相談チャンネルが用意されており、学生が学習方法や進路選択等について検討するにあたり、適切にアドバイスを受けられる体制が整っているといえる。

3 自己評定

A

4 改善計画

ポートフォリオやルーブリックを活用した学習指導機能強化の促進を図る。

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

1 現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

成績評価は、定期試験、日常の授業への取り組み状況、授業での発言、課題への対応状況と成果等を考慮し、多元的かつ厳格に行うものとされているところ⁸⁵、成績は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容に鑑み、S、A、B、C及びFで表示し、S、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とすることが規定されている⁸⁶。また、その成績区分は、S（100点～90点）、A（89～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）、F（59点～0点）とされ⁸⁷、学生が最低限修得すべき内容を修得したか、その到達度合いを評価している。

なお、法律実務基礎科目のうち、「法律情報」、「ローヤリング」、「エクスターンシップ」、「民事裁判演習」、「刑事裁判演習」及び「リーガル・クリニック」については、P（合格）またはF（不合格）による判定がなされている⁸⁸。

イ 成績評価の考慮要素

成績評価の考慮要素及びその評価割合は、授業における質問・発言（オーラル）評価10%、授業における提出レポート等（中間試験を含む）の評価20%、定期試験の成績70%を基準とし、総合評価をしている。平常点は、出席のみならず、授業内における質疑をもとに担当教員が評価し、提出レポート等は、授業内に実施される中間試験やレポートにより学期途中における到達度の確認をするなど、学修のプロセスも考慮要素として、定期試験の成績を加えた総合評価をしている。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

成績評価において上述のように総合評価をした上で、成績評価の配分基準を次のように統一的に設定している。当該科目の履修登録者数が20人以上の場合、S評価は、当該科目の履修者の5%以内、S及びA評価は、当該科目の履修者の合計30%以内、C評価は、当該科目の履修者の

⁸⁵ 添付資料A 5-3「駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則」

⁸⁶ 添付資料A 5-3「駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則」

⁸⁷ 添付資料A 4「法科大学院履修要項」

⁸⁸ 添付資料A 4「法科大学院履修要項」

10%以上を基準とし、B、F評価については、特に基準は設けられていない。当該科目の履修登録者数が10人以上20人未満の場合、S評価は、当該科目の履修者の1人以内、S及びA評価は、当該科目の履修者の合計6人(30%)以内、C評価は、当該科目の履修者の1人(10%)以上を基準とし、B、F評価については、特に基準は設けられていない。当該科目の履修登録者数が10人未満の場合、S評価は、当該科目の履修者の1人以内、S及びA評価は、当該科目の履修者の合計3人(30%)以内を基準とし、B、C、F評価については、特に基準は設けられていない⁸⁹。

また、受講者数が著しく少なく相対評価が機能しない科目における評価方法についても、拡大FD検討委員会等において検討がなされ、履修者10人未満の「発展演習」、「基礎法学科目および隣接科目」、および「展開・先端科目」については、絶対評価を前提としたルールを定めることで合意され、2016年度前期から実施されている⁹⁰。

エ 再試験

再試験は実施していない。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

上述のように統一的な成績評価基準及び配分基準を設定し、事前に定められた成績評価基準は、専任教員はもとより非常勤教員についても執行部や定期試験前の書面等を通じて周知徹底されているので、各教員はその基準に従って成績を評価している。各科目の成績評価基準は、履修要項記載のシラバスや、試験終了後、電子シラバスにより学生に公表される「出題趣旨・成績評価基準」に記載されている。

(2) 成績評価基準の開示

ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

成績評価基準、すなわち成績評価の区分、成績評価の考慮要素等については、駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則及び駒澤大学法科大学院履修要項に明記されている。これらは、入学時及び各年度の初めに学生に配布されている。また、入学時におけるガイダンス等において全学生に対する説明がなされ、周知されている。

(3) 成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

⁸⁹ 添付資料A 4「法科大学院履修要項」

⁹⁰ 添付資料B 1 8「各科目の評価割合」の具体的人数、添付資料A 6 - 2「法科大学院拡大FD小委員会議事録」

各教員は、試験終了後、試験問題を事務所に提出し、また事前に定められた成績評価基準に従って、採点及び成績評価を実施し、採点後に、採点表、採点済み答案及び「出題趣旨・成績評価基準」を事務室に提出している。また、事務所は、直ちに採点済み答案の写しを学生に配布するようにしている。各科目の「出題趣旨・成績評価基準」は、平成22年度まで実施していた講評講義に代えて、所定の作成例に従って作成された書面であり、事務室で取りまとめた後、学生に公開される。そして、定期試験終了後、あまり期間を空けずに、定期試験質疑応答期間を設け、学生が、各自の採点済み答案のコピーおよび上記の出題趣旨・成績評価基準を参考にして、各教員に対して、採点についての質問を行うことができるよう配慮している。また、上記の試験問題及び採点済み答案は、すべて事務室において取りまとめ、管理されている。さらに、試験問題や採点結果などについては、各FD部会において分析、検討されるほか、FD小委員会においても、成績分布の検討や成績評価基準、成績評価の配分基準に従った成績評価が行われているかを検討し、成績評価の厳格性についての検証が行われ、その結果、事前に定められた成績評価基準と実際の成績評価との間には、概ね食い違いがなく、成績評価が厳格に実施されていることが確認されている。

なお、2011年度から2015年度（2016年3月）までの成績評価（進級判定）の実数は以下のとおりである。

年度	年次	進級修了判定 対象者数 [A]	原級判定者数 ・ 未了判定者数 [B]	うち休学を伴う原 級判定者数 ・ 未了判定者数 [C]	原級判定率 ・ 未了判定率 [B/A]	原級判定率 ・ 未了判定率 (休学を除く) [(B-C)/A]
2011	1	22	7	0	31.82%	31.82%
	2	26	10	2	38.46%	30.77%
	3	21	1	1	4.76%	0.00%
	計	69	18	3	26.09%	21.74%
2012	1	9	3	0	33.33%	33.33%
	2	23	7	0	30.43%	30.43%
	3	16	0	0	0.00%	0.00%
	計	48	10	0	20.83%	20.83%
2013	1	4	1	0	25.00%	25.00%
	2	15	5	0	33.33%	33.33%
	3	16	0	0	0.00%	0.00%
	計	35	6	0	17.14%	17.14%
2014(2014年9月)	1					
	2					
	3					
	計					
2014(2015年3月)	1	8	4	0	50.00%	50.00%
	2	8	2	0	25.00%	25.00%
	3	10	0	0	0.00%	0.00%
	計	26	6	0	23.08%	23.08%
2015(2015年9月)	1	2	1	0	50.00%	50.00%
	2	1	0	0	0.00%	0.00%
	3					
	計	3	1	0	33.33%	33.33%
2015(2016年3月)	1	13	7	0	53.85%	53.85%
	2	9	5	0	55.56%	55.56%
	3	6	0	0	0.00%	0.00%
	計	28	12	0	42.86%	42.86%

注：「原級」とは「原級措置」を言う。

斜線は該当者なし
小数点第二位以下は四捨五入

イ 成績評価の厳格性の検証

定期試験に関して教員が事務室に提出した定期試験問題、採点表、採点済み答案は、すべて事務室に保管されており、成績評価の厳格性が検証できるような体制が整備されている。また、過去の定期試験問題については、講師控室ロッカー側キャビネットに配備して、各教員が、その形式や内容についていつでも検証することができるようにしている。また、定期試験の出題レベル等については、公法・民事・刑事の各FD部会において検証が行われており、本法科大学院の設定している到達段階にふさわしい内容

のものであることが確認されている。

ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた成績評価の実施とその検証

上述のように、定期試験の出題レベルやその内容等については、公法系・民法系・刑事法系の各FD部会において検証が行われており、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものであることが確認されている。

また、教員は、定期試験終了後、採点表、採点済み答案、および出題趣旨・成績評価基準を事務室に提出し、速やかにその趣旨・成績評価基準を公表して、学生がその試験問題についての主題意図が理解できるようにしている。

エ 再試験等の実施

再試験は実施していない。

(4) 特に力を入れている取り組み

講評講義に代えて、「出題趣旨・成績評価基準」を当該科目の履修学生等に電子シラバスで公開することにより、学生は、採点済み答案の写しを受け取った上で自己採点をし、その結果を自己の成績に照らして分析・検証できるようにしている。また、個々の学生から答案の内容や成績評価について質疑がある場合は、そのために設けられた定期試験質疑応答期間や成績質疑応答期間内に各教員がこれらの質疑に対応をすることとしている⁹¹。また、成績評価基準や配分基準は、非常勤教員への徹底も厳格に行われており、全科目において厳格な成績評価が実施されている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

成績評価基準は、法律実務基礎科目の一部を除くすべての科目につき、定期試験以外の学修のプロセスを考慮要素とするなど、統一的で厳格な成績評価基準が適切に設定されており、その基準は各教員に周知徹底され、各教員間に厳格な成績評価についての共通認識が存在している。また、成績評価基準の学生への事前開示が適切な時期に適切な方法により行われている。各教員の成績評価も事前に定められた成績評価基準に従って行われ、その厳格性、客観性については、各定期試験の出題趣旨等が学生に公表されているほか、

⁹¹ 添付資料A4「法科大学院履修要項」

FD部会及び同小委員会において分析，検討され，厳格に実施されていることが確認されている。

3 自己評定

A

〔理由〕成績評価基準は，法律実務基礎科目の一部を除き，すべての科目につき統一的で厳格な成績評価基準が適切に設定されており，それが学生に対して事前に開示され，かつ，事前に定められた成績評価基準に従い厳格な成績評価が実施され，その検証も行われている。

4 改善計画

特になし。

8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

1 現状

(1) 修了認定基準

本法科大学院の修了認定基準は、次の通りである。まず、2011年度以降現在までの入学生については、本法科大学院の修了に必要な単位数は97単位と定められている。そのうち必修科目は、法律基本科目56単位、法律実務基礎科目6単位、計62単位となっている。選択必修科目は、法律基本科目8単位、法律実務基礎科目9単位、基礎法学科目及び隣接科目4単位、計21単位であり、選択科目は、展開・先端科目14単位である。⁹²

また、1年次から2年次、2年次から3年次にそれぞれ進級するには、一定の進級基準に達していることが必要とされる。この進級基準には、修得単位数による進級基準とGPAによる進級基準がある。2011年度以降現在までの入学生については、1年次から2年次に進級するには、1年次必要修得単位数36単位のうち30単位以上が必要とされ、2年次から3年次に進級するには、2年次必要修得単位数26単位のうち20単位以上、ただし、既修者コース入学生は、2年次必修科目単位数32単位のうち26単位が必要とされている。後者として、S評価4点、A評価3点、B評価2点、C評価1点、F評価0点とし、GPAによる評定平均値を求め、当該年度に履修した法律基本科目の評定平均値1.8点以上であることが1年次から2年次、2年次から3年次への進級基準とされている。

修了認定基準は、上記のように単位積み上げ方式を採っており、厳格な成績評価基準及び進級基準を採用しているため、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた基準となっている。

(2) 修了認定の体制・手続

本法科大学院の修了認定は、研究科教授会により審議・決定されるものとされているところ⁹³、本法科大学院に3年（既修者コースは2年）以上在学し、所定の単位（上記（1）参照）を修得した者には修了認定がなされることとされている⁹⁴。GPAに基づく進級認定及び成績評価は厳格な成績評価基準及び成績評価の配分基準を踏まえて行われており、それらを前提とした修了認定は教授会審議を通して厳格に実施されている。

(3) 修了認定基準の開示

以上の修了認定基準については、年度当初に配布される本法科大学院履

⁹² 添付資料A5-3「駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則」

⁹³ 添付資料A5-3「駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則」

⁹⁴ 添付資料A5-3「駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則」

修要項⁹⁵のほか、本法科大学院パンフレット及びホームページに掲載されており、入学生のみならず入学を検討する者にも開示されており、修了認定要件を事前に確認できるようになっている。また、進級基準についても法科大学院履修要項により学生に開示されている⁹⁶。

(4) 修了認定の適切な実施

ア 修了認定の実施状況

前年度（平成27年度）、修了認定における対象者数は6人、修了認定者数は6人であり、修了認定者の修得単位数の最多は109単位、最小は99単位、平均は102.33単位であった⁹⁷。

修了認定は、厳格な基準に基づいており、在学期間及び修得単位数の算定は客観的な数字によってなされるため、恣意的な修了認定がなされることはない。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた修了認定の実施とその検証

修了認定が、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて実施されることを担保するため、平成28年度から、3年次に配当される発展演習科目を従来の1科目選択必修（2単位）から4科目選択必修（8単位）に変更し、法文書作成能力や法解釈能力について法科大学院修了者に必要とされる水準に到達するよう配慮している。

(5) 特に力を入れている取り組み

学生自らが成績を検討し、教員の説明を受ける機会を設け、教員は成績評価の検証を行うなど、成績評価の客観性及び厳格性を担保する手続を十分用意している。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

厳格な成績評価基準及び進級基準に基づいた修了認定基準は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて適切に設定されており、修了認定の体制・手続も設定されている。修了認定は客観的な数字に基づき、教授会で適切に判定されている。また、修了認定基準は在学生のほか、入学を希望する者にも検討できるよう適切に開示されている。

⁹⁵ 添付資料A 4 「法科大学院履修要項」

⁹⁶ 添付資料A 4 「法科大学院履修要項」

⁹⁷ 2015年（平成27年度）の未了者は0人であった。また、小数点第二位以下は省略した。

3 自己評定

A

[理由] 上記のとおり，修了認定の基準・体制・手続の設定，修了認定基準の開示のいずれも非常に適切であり，修了認定が適切に実施されている。

4 改善計画

特になし。

8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

1 現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

各教員は、定期試験後に当該科目の「出題主旨・成績評価基準」を公表し、採点済み試験答案の写しの交付を受けた学生自ら成績評価の結果を自己の成績に照らして分析・検証できるようにしている。

①定期試験質疑応答期間の設定・実施

まず第一に、定期試験終了後、速やかに定期試験質疑応答期間を設け、個々の学生から定期試験の採点等について質疑がある場合は、各教員がこれについての対応をすることにより、学生は定期試験の採点及びその根拠について直接口頭で説明を受けることができることとしている。この定期試験質疑応答期間の制度は、2011年に実施された認証評価における議論を受けて、2012年度後期より新たに設けられたもので、従来は、成績評価が発表された後に、成績質疑応答が実施されていたが、定期試験終了から期間が空いてしまい、定期試験を通した学生の学修に資するという側面はあまり重視されてこなかった。そこで、定期試験終了後、あまり期間を空けずに定期試験についての質疑応答を実施することにより、学生の新鮮な記憶に基づく指導を行うことができるようにした。なお、この定期試験質疑応答制度は、次の成績評価に対する異議申立手続に必ずしも前置されているものではないので、この制度を経なくとも、次の成績評価に対する異議申立手続を利用することができる。また、2016年度から、各教員が指定した定期試験質疑応答日に、質疑応答と併せて定期試験に対する講評講義（出席任意）をも行うこととして、学生が定期試験問題に対する理解を一層確実なものとするよう配慮している。

②成績評価に対する異議申立手続の設定・実施

第二に、個々の科目の成績評価について異議のある学生は、そのために設けられた異議申立期間内に、研究科長に異議を申し立てることができる。異議申立てがあったときは、研究科教授会において選出された当該科目の担当教員を除く当該分野の教員または隣接分野の教員3人の協議により異議の当否を審査し、審査結果を研究科教授会に報告し、研究科教授会において異議申立の棄却または認容を決定するものとしている。研究科教授会において異議申立てが認容されたときは、研究科長から当該科目の担当教員に通知し、再評価を求めるものとする。異議申立て棄却の決定または再評価の結果は、研究科長から本人へ、理由を付した文書により、直接通知するものとしている（ただし、異議申

立ての対象科目を研究科長が担当するときは、専攻主任がこれを行う)⁹⁸。
なお、当該手続は実際に利用され、申立てもなされている⁹⁹。

イ 異議申立手続の学生への周知等

異議申立手続について、年度当初に配布される駒澤大学法科大学院履修要項に明記され¹⁰⁰、学生には周知されている。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

修了認定において単位積み上げ方式を採用し、前述のように成績評価に対する異議申立手続が適切に規定されているが、修了認定について異議のある学生もまた、所定の方法により、法曹養成研究科長に異議申立てを行うことができるものとされている。その内容は、成績評価における異議申立手続と同様である。

もっとも、修了認定における単位積み上げ方式及び成績評価の異議申立手続等の適切な実施により、修了認定に対する異議申立てにいたるまでもなく適切に対処されているため、これまでに当該異議申立てがなされた例はない。

イ 異議申立手続の学生への周知等

異議申立手続について、年度当初に配布される駒澤大学法科大学院履修要項に明記され¹⁰¹、学生には周知されている。

(3) 特に力を入れている取り組み

異議申立てにいたる前に、学生に対して採点済答案の写しを配布し、また出題主旨・成績評価基準を公表したうえで、定期試験の採点等については、定期試験質疑応答期間を設け、質疑応答と講評講義を行い、また成績評価や修了認定については、それぞれ異議申立手続を設けるなど、学生自ら検討する機会や教員の説明を受ける機会を十分に設けるなど、多段階の手続が学生に保障されている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

⁹⁸ 添付資料B 1 9 「成績評価に対する異議申立てに関する取扱基準」

⁹⁹ 現地調査時間閲覧資料B 2 0 「成績評価異議申立関係綴」

¹⁰⁰ 添付資料A 4 「法科大学院履修要項」

¹⁰¹ 添付資料A 4 「法科大学院履修要項」

定期試験の採点や成績評価を巡る疑義等については、「出題主旨・成績評価基準」に基づいて学生が自ら検討する機会があり、第一に、定期試験後に期間を空けずに設けられる定期試験質疑応答期間において、学生は、各教員から直接答案の採点上の疑問等について口頭で説明を受けることができるとともに、講評講義をも行い、学生の理解を確実なものとするよう配慮している。第二に、学生からの成績評価及び修了認定に対する異議申立手続は学生に周知されており、異議申立てがあった場合、規程に従って適切に対応している。

3 自己評定

A

[理由] 成績評価及び修了認定に対する異議申立手続の整備、学生への周知、手続の適切な実施等非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定）

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定）

1 現状

(1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 法曹に必要なマインド・スキル

(ア) 本法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容

本法科大学院は、「法曹に必要なマインド・スキル」の内容について、「ディプロマ・ポリシー～学位授与の方針」として設定している。その内容は、以下のとおりである。

本法科大学院は、所定の年限を在籍し所定のカリキュラムに沿った教育を受けて、必要修得単位を含む所定の単位を修得し、駒澤法曹の資質として必要な駒澤大学の建学の理念及び本研究科の教育の理念を体現し、次に掲げる知識・能力を備えた者に、法務博士（専門職）の学位を授与する。

1. 基本的な法分野に加え、法律実務の基礎的知識、基礎法学や法律に隣接する分野、及び展開・先端的な法分野に関して必要かつ十分な知識を有するとともに、社会に生起する様々な事象に対して問題を発見し、法的知識を活用して解決する能力、及び法律実務において必要とされる分析力、表現力、コミュニケーション力を身につけている。
2. 仏教の高い倫理観に基づき「人に寄り添い、社会と繋がる法曹＝駒澤法曹」として、多様な分野において社会に貢献する活動を通じて、不断の自己研鑽に努め、人や社会に対する共感能力、洞察能力を高めることができる。

上記の「ディプロマ・ポリシー～学位授与の方針」は、貴財団が提唱する「2つのマインド・7つのスキル」と概ね同じ内容である。

(イ) 本法科大学院による検討・検証等

上記(ア)の「ディプロマ・ポリシー」は、前回の認証評価に際して、貴財団に提出した自己点検・評価報告書に記載した内容を基本としつつも、本学の建学の理念や本法科大学院の養成しようとする「人に寄り添い、社会と繋がる法曹」との関係性を、より意識した内容のものとして設定したものである。「ディプロマ・ポリシー」の内容は、教授会において、2013年1月以降、検討・協議がなされ、同年3月に確定した。その後、2015年6月教授会において入試制度の変更に伴う改訂が行われ、また2016年5月教授会においても本学の建学の理念との一体性を意識した表現に改められており、絶えず見直しが行われているとともに、教員間の

認識の共通化が図られている。

(ウ) 科目への展開

「法科大学院修了者が備えるべき法曹に必要なマインドとスキル」との関係で、各科目で目標とされるべき水準については、本法科大学院は、「カリキュラム・ポリシー ～ 教育課程編成・実施の方針」において、具体的に設定している。その内容は、以下のとおりである。

駒澤大学の建学の理念及び本研法科大学院の教育の理念を具体化したものとして、本法科大学院の学位授与の方針に掲げる知識・能力、及び資質を涵養するために必要な科目を、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学科目・隣接科目群、及び展開・先端科目群の4つの科目群に分け、学年進行に合わせて、基礎的分野から応用・発展的分野へ、個別的分野から総合的・横断的分野へ、理論領域から実務領域へと段階的・体系的に配置した教育課程を編成し、実施する。

[1] 法律基本科目群

法律実務基礎科目及び展開・先端科目を履修する上でその理解と修得が必要な科目群であり、公法（憲法，行政法），民事法（民法，民事訴訟法，商法），刑事法（刑法，刑事訴訟法）の基本3分野7科目について、段階的ないし総合的・横断的に学修することを通じて、各分野の法理論に関する基礎的かつ汎用的な理解、及び法運用能力・実務への応用力を涵養し、駒澤法曹として必要な総合的な事案解決能力を涵養することを目的とする。

[2] 法律実務基礎科目

法律基本科目で学修した法理論の実務への展開として理論と実務の架橋を強く意識した科目及び実務教育の導入部分にあたる科目からなる科目群であり、実務家教員によって演習形式や実習形式を中心に展開される実践的・臨床的科目を配置し、法曹としての倫理観・責任感・使命感、法的分析・推論能力、及び法情報へのアクセス能力・プレゼンテーション能力、法律実務において必要とされる事実調査・分析・認定能力、表現力・説得力、コミュニケーション力など、駒澤法曹として必要なマインドとスキルを涵養することを目的とする。

[3] 基礎法学及び隣接科目

人・社会と法の関わり、社会と法制度の関わりと成り立ち、外国の法制度を学修することを通じて法に対する理解を深化するとともに、法に隣接する科目を学修することを通じて法に対する理解を学際的に広げ、駒澤法曹として必要な多元的・複眼的な視野の広がりに対する根本的な知見と理解とを獲得することを目的とする。

[4] 展開・先端科目

法律基本科目の応用となる展開科目、より高度で専門的な先端科目を

学修することを通じて、駒澤法曹として必要な専門的法分野を確立するための基礎力を獲得すること、さらには大学院博士後期課程入学に必要な能力を獲得し、法科大学院研究者教員の養成や渉外事務所への就職など、多様な職域で活動するための基礎力を涵養し、高度専門職業人を養成することを目的とする。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

(ア) 本法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

各法律基本科目については、2010年9月に法科大学院協会が公表した「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を参照としつつも、本法科大学院独自の「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」（以下「到達目標」という。）を設定している。その他の科目についても、各別に独自の到達目標を設定している。法律基本科目の到達目標はTKC上に掲示している。また、すべての開講科目について、到達目標を『履修要項』に掲載した上、授業においても各科目の到達目標を説明している（6-1-1）。各科目の到達目標は、上記アのマインドとスキルを養成する前提となるものである。

(イ) 本法科大学院による検討・検証等

各科目の担当教員が設定した到達目標の内容については、分野別FD委員会およびFD小委員会で協議・検討し、教員間の認識の共通化を図り、設定内容の適切性についても上記委員会で定期的に検証している。

(ウ) 科目への展開

法律基本科目のうち、1年次配当科目については、各法分野における制度の趣旨や要件等の基本的な内容について理解し説明することができることを到達目標とし、2年次配当科目については、関連する判例の考え方・射程を踏まえて、課題となる点を指摘し、妥当な解決策を示すことができることを到達目標とする。さらに、2年次または3年次配当の法律実務基礎科目、展開・先端科目、発展演習科目については、情報調査能力、問題分析能力、検討能力、事実認定能力、解決能力、表現・説得能力、コミュニケーション能力等、法曹に必要なマインド及びスキルを修得することを到達目標とする。

(2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況及び法曹養成教育の達成状況

ア 入学者選抜（第2分野）

入学者選抜は、以下の諸点に基づき、多様な角度から総合的に判断している。

(ア) 法科大学院全国統一適性試験によって、本法科大学院での履修に必要とされる判断力、思考力、分析力、及び表現力等の資質の有無・程度を

図ることができる（2-1）。

- (イ) 自己アピール書及び添付書類の内容によって、法曹志望動機・本法科大学院志望動機の明確さと強さ、文章コミュニケーションを介した社会性や柔軟性（バランス感覚）の有無・程度、及び学業成績、社会的経歴、取得資格などによる、全般的な基礎力の有無・程度を確認することができる。
- (ウ) 小論文試験によって、文章表現（文章コミュニケーション）を介した基礎力の有無・程度、論理的思考力、分析力、表現力（文章構成能力）、課題処理能力の有無・程度を評価することができる。
- (エ) 法律試験によって、憲法、民法、刑法について、本研究科の1年次の学修を終えた者と同等以上の学識の有無を確認することができる。
- (オ) 面接によって、対面的な交渉（対面コミュニケーション）を通じた基礎力の有無・程度、面接課題に基づく論理的思考力、分析力、表現力、課題処理能力の有無・程度を図ることができる。

イ カリキュラム（第5分野）

- (ア) 法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目が年次進行を配慮してバランス良く、かつ、体系的に配置されていることにより（5-1）、マインドとスキルとをバランス良く養成することができる。
- (イ) 「法曹倫理」、「法律情報」、「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」などの法律実務基礎科目は、法曹としての責任感・使命感、法情報調査能力、コミュニケーション能力を養成する実践的科目として開設されている。
- (ウ) 法律基本科目や展開・先端科目では、その教育内容において、上記のマインドやスキルの養成ほか、基礎的かつ専門的な法的知識の修得を目的として開設されている。
- (エ) 事例課題などの資料を使用する各演習科目においては、そこに現れた事実・資料では何が足り、何が不足しているかを見極める事実分析・認定能力、事案解決に向けての法的な観点からの分析・推論能力、それらを踏まえた最終的なアウトプットとしての口頭又は書面による起案能力・問題解決能力、関連する裁判例の一般理論と個別具体的な射程の分析を通じて、学生みずからの正義感・描いている法曹像からする批判的、政策的、創造的な問題提起能力・説得能力などの養成が目的とされている。

ウ 授業（6分野）

- (ア) すべての法律基本科目において、双方向・多方向の授業が意識されており、学生は応答と思考を通じて、問題分析能力、検討能力、事実認定能力、解決能力、表現・説得能力、コミュニケーション能力が涵養される。また、法律科目以外の授業科目においても、多くの科目で同様の授

業手法が採られており、同様の効果が上がっている。

- (イ) すべての授業科目において、中間テストまたは中間レポートを必ず実施し、レポート課題等の検討により、情報調査能力、問題分析能力、検討能力、事実認定能力、解決能力、表現・説得能力などを養成することができる（6-1-2）。
- (ウ) 理論と実務の架橋を意識した各種の取り組みにより、学修年限の全課程を通じて、法曹に必要なマインドとスキルを養成できる仕組みになっている（6-2）。
- (エ) 臨床科目（エクスターンシップ、リーガル・クリニック、ローヤリング、民事裁判演習及び刑事裁判演習）、無料法律相談会、裁判傍聴や刑務所等の見学を通じて、法曹に必要なマインドが養成されるほか、情報調査能力、問題分析能力、検討能力、事実認定能力、解決能力、表現・説得能力、コミュニケーション能力の全てにわたり、養成の機会を得ることができる（6-3）。

エ 成績評価・修了認定（第8分野）

厳格な成績評価が実施されていること（8-1）、またGPAによる進級制限が設けられていることから（8-2）、学生は、当該授業で求められる各スキルの涵養が著しく不十分なままで進級し修了することがない。このことが、修了時における必要最低限レベルのスキルの獲得を担保している。

また、学生は、厳格な成績評価と進級制限を通じて、専門職を目指す厳しさを実感しつつ努力を続けることになる。入学時には、若く職歴のない学生のうちには甘えが抜けない者もいるが、厳しい環境の中で努力を続けることにより、法曹としての使命感や責任感の養成につながっている。

オ 教育体制（第3分野）

研究者教員と実務家教員がバランス良く配置されていること（3-1）、また教員の年齢構成のバランスも良いこと（3-2）、教員間のコミュニケーションが良好であることから、教員間で、法曹に必要なマインドとスキルについても絶えず意見交換を行うことができる。

カ FD（第4分野）

FD小委員会、拡大FD小委員会、分野別FD部会の各活動が行われ（4-1）、これらを通じて、学生の状況と、それを受けて涵養に力を注ぐべきマインドやスキルの把握が可能となっている。学生の授業評価（4-2）も、学生の全体状況や傾向を把握するのに役立っている。一方、学生の学修到達度を把握するための学修用ポートフォリオ及び到達度自己評価用ルーブリックの導入（4-2）により、学生自身が自らのマインドやスキルの養成の到達度を確認することができる。

キ 学習環境（第7分野）

大学本部からは独立した建物1棟の全体が法科大学院施設となっており、教員と学生が、物理的に非常に近い距離にいることは、マインドやスキルの養成にとっても有利な材料である。自習室や図書室など、学生の自学自修に必要な設備も整っていることから、学生にとっては勉学に集中しやすい、無駄の少ない環境といえ、互いに法曹を目指す学生どうしの切磋琢磨の場としても好適である。

また、修了生による「アドバイザー弁護士制度」も、身近な先輩法曹と接し、法曹の在り方の具体的なイメージを実感する機会であるから、マインドやスキルの養成にも有益である。

ク 自己改革の取り組み（第1分野）

法曹としてのマインドとスキルを備えた法科大学院修了生を輩出するためには、その前提として資質の高い入学者を恒常的に一定数確保した上で、そうした入学者に良質な教育を提供するが必要である。

本法科大学院は、本学のみならず、全国の法科大学院において、入学試験の志願者数・受験者数および入学者数が急激な減少をしている現況に直面して、2012年度から入学者数改善ワーキング・グループを組織し改善策を検討し、2014年度以降、順次、具体的な改革・改善を実施した。

2014年度には、9月（後期）入学制度・半期セメスター制度を導入するとともに、各種奨学金を充実させた。2015年度には、科目等履修制度の改善、夜間・土曜開講科目のみで修了できる時間割を編成（既修者コース）、他学からの転入学制度を導入した。2016年度には、入学試験制度の改善、既修者コースの法律試験の3科目化および入学後の単位認定試験の実施、第4期入学試験における地方試験会場の創設を実施した。2017年度にも、入試科目の配点の変更を実施した。

以上の諸施策を実施した結果、入学者数については、2017年度は、前年度の8名から18名に倍増したが、2018年度は9名に半減した。また、2016年度には、法律基本科目を中心とする学修を強化したカリキュラム改革を実施したが、司法試験の合格者数・合格率についても、横ばい状況が続いている。

入学者数、司法試験の合格者数・合格率については、改善の成果が十分に見られるまで時間的なラグがあると考えられる。とりわけ、多くの法科大学院が募集停止となり、また大規模法科大学院においても大幅な定員割れを生じている状況の中で、本法科大学院は、現状を維持するのみならず、さらに発展させるために、2014年度以降、不断の努力を続け、毎年、改善点を検討し実行に移していることから、自己改革の努力は十分に行われている。

(3) 特に力を入れている取り組み

ア 特別講演会

本法科大学院が単独で主催し、または司法研究所と共催して、特別講演会が行われている。特別講演会は、研究または実務における第一人者を招聘して開催するものである。

参加学生は、研究者の講演からは、法律学における最先端の考え方や、本学教員の授業とは異なる視点からの問題の捉え方に触れることになり、実務家の講演からは、社会における法曹の役割を捉え直すとともに自己の将来像を考える機会を得る。

前回認証評価（自己点検・評価報告書記載分）以後における開催実績は、以下のとおりである（敬称略：役職等は講演当時のもの）。

◆2011年 6月25日

只木 誠(中央大学法科大学院教授・法学部教授)

「罪数論と競合論の意義」

◆2011年11月 9日

新井 誠(中央大学法学部教授・筑波大学名誉教授)

「成年後見法及び信託法の現状と課題

－成年後見制度施行10年を振り返って」

◆2012年 7月28日

井戸謙一(弁護士・元裁判官)

「私の裁判官人生－原発訴訟のことなど－」

◆2012年11月28日

岡田正則(早稲田大学大学院法務研究科教授・司法試験審査委員)

「行政判例の形成と法曹養成－法科大学院で何を修得すべきか－」

◆2013年10月23日

石山卓磨(日本大学大学院法務研究科教授・弁護士)

「会社役員等の義務と責任」

◆2014年11月19日

江藤洋一(インテグラル法律事務所弁護士

・日本弁護士連合会秘密保護法対策本部本部長代行)

「憲法と知る権利－特定秘密保護法の施行を前にして－」

◆2015年3月14日 [法科大学院開設10周年記念講演会]

[基調講演]

矢部耕三(第一東京弁護士会法科大学院検討委員会委員長)

「法曹養成制度の中核たる法科大学院の現状と課題」

[講演] 本法科大学院の10年を振り返って

伊藤正義(本法科大学院特任教授・元司法研修所教官)

「実務家教員から見た法科大学院教育」

對馬直紀(本法科大学院研究科長)

「研究者教員から見た法科大学院教育」

イ 市民ロースクール

本法科大学院は、世田谷区にある唯一の法科大学院として、身近な法律問題に関する情報や知識を提供するための連続講座として、2012年度以降、「市民ロースクール」を開催している。

開催実績は以下のとおりである(敬称略:役職等は講演当時のもの)。

◆2012年11月10日

柴谷 晃(本法科大学院特任教授・弁護士)

「知っておきたい相続のこと」

◆2013年 6月 8日

島田一彦(本法科大学院客員教授・弁護士)

「基礎から学ぶ不動産賃貸借」

◆2013年12月21日

江森史麻子(本法科大学院准教授・弁護士)

「インターネット時代のリスク回避術」

◆2014年 7月26日

松本英俊(本法科大学院教授)

「裁き・裁かれるー意外と身近な刑事訴訟法」

◆2014年12月20日

柳 裕治(駒澤大学客員教授・税理士・会計士補)

「相続税法の基礎知識ー改正と対応」

◆2015年 7月 4日

辻本衣佐(本法科大学院非常勤講師)

「犯罪と刑罰ー世界ー安全な国・日本」

◆2015年12月 5日

日笠完治(本法科大学院教授)

「恐怖と安全ー国家安全保障関連法と積極的平和主義」

◆2016年 6月25日

青野博之(本法科大学院教授)

「交通事故と損害賠償」

ウ ランチミーティング

本学の非常勤教員や、修了生により、昼休みに希望学生を集めてランチミーティングが行われている。学修に忙しい学生の負担とならない時間帯に、テーマに応じて、自己の将来の法曹像について考えさたり、学修や研鑽の指針を得る機会を与えるものとなっている。2011年度は7回、2012年度は3回、2013年度は4回、2014年度は4回、2015年度は5回、2016年度前期は4回開催した。

エ 無料法律相談会（6－3）

毎年2回、5月と11月に、地域の相談者を対象とした無料法律相談会を開催し、希望する学生が同席する。

学生は、弁護士による相談業務の実際に触れることを通じて、日頃修得に努めている実定法の知識が問題解決に活かされる場面を実感するとともに、法曹の社会的役割の一端に触れることとなる。

オ 裁判傍聴や見学（6－3）

教員が、しばしば、希望する学生を率いて、東京地方裁判所の裁判傍聴、刑務所見学、証券取引所見学等を実施する。また、実務家教員が、担当事件の証人尋問など学生に有益だと思われる裁判がある際には、TKCで告知して傍聴を薦めることもある。

これらの取り組みは、参加学生に、法が社会の中でどのように活かされているのかを実感させるものである。そして、見学の内容によっては、法曹の役割や、法曹に求められるスキルやマインドについて、学生自身が考える契機となり得るものでもある。

2 点検・評価

法曹に必要なマインドとスキルの設定は適切なものである。

また、その養成に向けた取り組みは、入学者選抜、カリキュラム、授業、成績評価・修了認定、教員体制、FD、学習環境、自己改革の各分野で、適切になされている。さらに、学術講演会やランチミーティング等の授業外の取り組みも活発に行われている。

このように多角的な取り組みが十分に行われており、良好に機能していると評価し得る。

3 自己評定

A

[理由] 法曹に必要なマインドとスキルを設定し、それを養成することに向けて授業の内外で各種の取り組みが行われており、かつ、それらは良く機能していることから、法科大学院に求められている法曹養成教育を十分に行っているものと評価できる。

4 改善計画

入学者の質及び数を確保するための更なる施策を今後も実施していく。また、司法試験合格率の向上のために、授業の内容及び方法の改善、自学自修の指導強化など、学生の実力を向上させる方法を検討し今後も実現させていく。